



**第 4 部 果樹対策事業関係資料集**

---

## 1. 中央果実協会をめぐる50年の歩み

年	果実基金制度の動き	農政等の動き
昭和 47	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)中央加工原料用果実価格安定基金協会設立(9月1日)</li> <li>・果汁用うんしゅうみかん、なつみかん及びりんごについて業務開始</li> <li>・(社)県加工原料用果実価格安定基金協会設立(既存基金の果実事業開始を含む。13県)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新植抑制、改植・園地転換促進等実施</li> <li>・農蚕園芸局果樹花き課設置</li> <li>・食管法関係政省令改正(米小売業新規参入規制緩和)</li> </ul>
48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うんしゅうみかん調整保管実施(30万t)</li> <li>・価格安定事業の対象に缶詰用うんしゅうみかんを追加</li> <li>・8府県で基金協会設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹農業振興基本方針の変更(パイナップルの追加)</li> <li>・みかん問題研究会の開催</li> <li>・市街化区域内農地の宅地並み課税(地方税法改正)</li> <li>・新土地改良長期計画閣議決定</li> </ul>
49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果汁需要拡大対策(施設整備)事業の実施</li> <li>・うんしゅうみかん摘果推進特別事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うんしゅうみかん新規裁植抑制通達</li> <li>・みかん問題研究会開催</li> <li>・生活物資関連安定対策本部設置(農林省)</li> <li>・「生産緑地法」制定</li> </ul>
50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)中央加工原料用果実価格安定基金協会の改組拡充により(財)中央果実生産出荷安定基金協会発足(9月1日、県基金協会も同様に改組・拡充)</li> <li>・果実計画生産出荷促進事業、改植等農家経営改善資金利子補給事業の追加</li> <li>・1県で基金協会設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みかん生産量最高(367万t)</li> <li>・「長期見通し」閣議決定(農産物自給率75%、穀物自給率35%)</li> <li>・農用地利用増進事業開始(農振法改正)</li> <li>・全国及び府県果実生産出荷安定協議会発足</li> </ul>
51	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うんしゅうみかんの計画生産発動(改植の強化と30万tの摘果)</li> <li>・りんご改植に係る経営改善資金の利子補給開始</li> <li>・50年産うんしゅうみかん果汁の調整保管計画(16事業体、10,478t)</li> <li>・果実加工品海外宣伝事業開始</li> <li>・1県で基金協会設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹農業振興基本方針の公表(60年の生産目標、みかん454万t、りんご121万t)</li> <li>・水田総合利用対策(減反から水田の高度利用へ)の開始</li> <li>・野菜供給安定基金設立</li> </ul>
52	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うんしゅうみかんの計画生産(摘果)発動</li> <li>・「中央果実基金通信」創刊</li> <li>・北海道で基金協会設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域農政特別対策事業開始</li> <li>・試験研究機関のつくば移転開始(55年度完了)</li> </ul>
53	<ul style="list-style-type: none"> <li>・52年産うんしゅうみかん果汁の調整保管計画(15,000t)</li> <li>・おうとうを価格安定制度の対象品目に追加</li> <li>・学校給食用みかん果汁の導入に対する助成制度開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国产さくらんぼ輸入解禁決定(植物防疫法施行規則改正)</li> <li>・日米農産物交渉最終決着(自由化は回避、輸入枠拡大)</li> <li>・「種苗法」成立(新品種保護制度創設)</li> <li>・水田利用再編対策(3期9年間)開始</li> </ul>
54	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うんしゅうみかん園転換促進事業(昭和54~58年、29,600haの計画、実績は29,755ha)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京ラウンド実質的に決着(レモン、ぶどう、グレープフルーツ等関税引下げ)</li> <li>・生産総合対策開始</li> <li>・第1回日米農産物定期会合(ワシントン、毎年交互に開催)</li> </ul>
55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・54年産うんしゅうみかん果汁、缶詰の調整保管(果汁30,000t、缶詰500,000ケース)</li> <li>・加工用ももを価格安定対象品目に追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹農業振興基本方針の公表(65年度のみかん需要量354万t)</li> <li>・「長期見通し」閣議決定</li> <li>・統制小作料廃止</li> <li>・(社)日本果樹種苗協会設立</li> <li>・全国落葉果樹協議会発足</li> <li>・農政審議会「80年代の農政の基本方向」答申</li> </ul>

年	果実基金制度の動き	農政等の動き
昭和 56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・55年産うんしゅうみかん果汁の調整保管(20,000 t)</li> <li>・みかん高果汁化対策事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日米貿易小委員会の開催(牛肉、かんきつ輸入制限撤廃等)</li> <li>・食管法改正(米穀通帳廃止、贈答米自由化)</li> <li>・水田利用再編第2期対策開始</li> <li>・農林水産省創立100周年</li> </ul>
57	<ul style="list-style-type: none"> <li>・56年産うんしゅうみかん果汁の調整保管計画(20,000 t)</li> <li>・果実基金制度創設10周年記念式典</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農政審「80年代の農政の基本方向の推進について」報告</li> <li>・農産物輸入自由化反対決議(衆・参農林水産委員会)</li> <li>・非かんきつ果汁枠拡大、最低輸入量保証の58年度からの実施を決定</li> </ul>
58	<ul style="list-style-type: none"> <li>・57年産うんしゅうみかん果汁の調整保管計画(補助対象10,000 t、自主保管10,000 t) うんしゅうみかんの大摘果、組織的生産出荷促進等を内容とする特別調整緊急対策の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日米農産物交渉専門家協議不合意</li> <li>・残存輸入制限13品目をガット違反として提訴(米国)</li> <li>・食生活懇談会「私達の望ましい食生活ー日本型食生活のあり方を求めてー」を報告</li> </ul>
59	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初めてのりんご果汁の調整保管計画(1/5濃縮900 t)</li> <li>・うんしゅうみかん果汁の調整保管計画(17,000 t)</li> <li>・果実等新製品開発特別事業の実施(～6年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日米合意によるオレンジ輸入枠拡大(オレンジ11,000 t増/年、ジュース500 t増/年、グレープフルーツジュース3年後自由化、期間は4年間)</li> <li>・「果樹対策研究会」の開催(中長期の需給安定のための課題と今後の方向検討)</li> <li>・「地力増進法」の制定</li> <li>・農水省「消費者の部屋」開設</li> </ul>
60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹緊急特別対策基金の造成と本資金による需給調整、需要拡大事業の実施</li> <li>・改正果振法に基づく生産出荷安定指針による計画生産出荷促進事業や調整保管事業の実施とこれらを全国的に実施する機関(指定法人)として中央果実基金を指定</li> <li>・果汁用いよかん、はっさくを価格安定の対象品目に追加</li> <li>・果汁工場経営合理化対策事業(工場の統廃合、合理化資金の利子補給)開始(～6年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹農業振興特別措置法の改正(うんしゅうみかんを特定果実に指定、生産出荷安定指針の策定等)</li> <li>・60年産うんしゅうみかん生産出荷安定指針(計画出荷)公表</li> <li>・ニュージーランド産さくらんぼ輸入解禁</li> <li>・農水省「新しい構造政策の展開」公表</li> <li>・第1回食を考える全国会議開催</li> </ul>
61	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央果実基金「果実基金制度検討会」を開催</li> <li>・特例措置として60年産中晩かん果汁の調整保管(1,265 t)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹農業振興基本方針(70年度目標)の公表</li> <li>・農政審議会「21世紀へ向けての農政の基本方向」を答申</li> <li>・沖縄県のミカンコミバエ根絶宣言</li> </ul>
62	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定指針の公表に伴う特定果実計画生産出荷促進事業の実施(業務実施規定、事業実施細則の策定)</li> <li>・果汁、缶詰用パイナップルを価格安定の対象品目に追加</li> <li>・2県で基金協会設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・62年産うんしゅうみかん生産出荷安定指針(計画生産)公表</li> <li>・農水省「日本経済と農業の役割」公表</li> <li>・水田農業確立対策の実施</li> <li>・奄美大島、宮古群島のウリミバエ根絶宣言</li> </ul>
63	<ul style="list-style-type: none"> <li>・62年産うんしゅうみかん果汁の調整保管計画(30,000 t以内)</li> <li>・中央果実基金「うんしゅうみかん計画生産検討委員会」(計画生産技術、収穫予測方法等)を設置</li> <li>・安定指針の公表に伴う計画生産出荷促進事業の実施(業務実施規定等の策定)</li> <li>・国内緊急対策の一環として果樹緊急特別対策基金による「国産みかん果汁消費拡大大策」の実施(中央果実基金)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日米農産物(牛肉・オレンジ)交渉合意</li> <li>①自由化(非かんきつ果汁、パイナップル調製品1990年、オレンジ1991年、オレンジ果汁1992年)</li> <li>②移行期間の輸入枠拡大(オレンジ148→192千t、濃縮オレンジ果汁15→40千t、その他オレンジ果汁15千kl→需要に応じて設定)</li> <li>・農水省「輸入自由化に伴う国内対策」取りまとめ</li> <li>・農水省「米国向けうんしゅうみかんの輸出促進について」発表</li> <li>・63年産うんしゅうみかん生産出荷安定指針(計画生産)公表</li> <li>・チリ産ぶどう、米国産ネクタリン輸入解禁</li> <li>・「集落地域整備法」の制定</li> <li>・農水省「農地転用の規制緩和について」発表</li> </ul>

年	果実基金制度の動き	農政等の動き
平成元	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央果実基金の業務範囲の拡大（かんきつ園緊急再編対策、パインアップル産業活性化特別対策事業、いも類及び落花生の農産物特別対策、果樹緊急特別対策資金の造成等）と体制の強化）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「かんきつ園地再編対策実施要領」通達（63～平成2年度、うんしゅうみかん22,000ha、中晩かん4,000ha転換）</li> <li>国内対策予算として、かんきつ園地再編対策費537億円、原料用果実価格対策（特別補てん）費207億円、果汁・パイン工場整備費62億円等、総額880（うち63年度補正744）億円を計上</li> <li>「果実輸出に関する懇談会」の開催（海外情報提供の必要性強調）</li> <li>日本パインアップル缶詰協会発足</li> <li>農政審議会「今後の米政策及び米管理の方向」報告</li> <li>大田市場開設</li> <li>「予約取引」導入決定</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央果実基金「果実に関する海外・輸出情報整備検討会」の発足（果実輸出関連等特別調査を開始）</li> <li>海外情報収集委託調査（米国）及び現地調査（香港、米国）の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>果樹農業振興基本方針（12年の需給見通し）の公表</li> <li>非かんきつ果汁、パインアップル調製品の輸入自由化（牛肉調整品等12品目の自由化）</li> <li>自主流通米価格形成機構発足</li> <li>「市民農園整備促進法」制定</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央果実基金による海外情報収集機能の充実（海外果樹情報収集提供緊急対策事業の開始）、情報収集、現地事情調査網の整備（現地調査員の設置）、基金通信「海外果樹農業情報」及びニュース速報の発行</li> <li>台風19号等被害対策の一環として、果樹改植農家に対する利子補給事業対象果樹の拡大（なし、もも、びわ、かき、くり、他のかんきつ、キウイフルーツ）、落果果実の有効利用を図るための加工利用促進緊急対策事業、落果果実・果汁の消費宣伝等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生鮮オレンジ輸入自由化（牛肉自由化）</li> <li>台風19号等に伴う被害（2,100億円）対策として、果樹被災園復旧対策事業（改植・補植、共同育苗事業への助成等）の実施、技術対策チームの派遣、調査研究（みかん塩害樹対応、落果りんご貯蔵・加工）の実施</li> <li>ドンケル・ガット事務総長「例外なき関税化」ペーパー提示</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風被害による過剰りんご果汁の調整保管（1/4濃縮2,200t実施）</li> <li>果実基金制度創設20周年記念式典</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オレンジ果汁輸入自由化</li> <li>「新しい食料・農業・農村政策の方向」（新政策）の公表</li> <li>有機農産物のガイドライン公表</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定指針の公表に伴う計画生産出荷促進事業の実施（業務実施規程等の策定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉合意（果実及び加工品の関税引下げ）</li> <li>5年産うんしゅうみかん生産出荷安定指針の公表</li> <li>ニュージーランド産りんご輸入解禁</li> <li>冷夏と長雨による凶作（農産物被害1兆70億円）</li> <li>米緊急輸入90万t発表（その後追加80万t）</li> <li>農業経営基盤強化促進法（認定農業者制度の創設等）の制定</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定指針の公表に伴う計画生産出荷促進事業の実施（業務実施規定等の策定）</li> <li>5年産うんしゅうみかん果汁の調整保管計画（12,000t）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱の決定</li> <li>平成6年産うんしゅうみかん生産出荷安定指針の公表</li> <li>米国産りんご輸入解禁</li> <li>農政審「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」報告</li> <li>国産米の単品販売禁止措置（緊急輸入総量264万t）</li> <li>農水省「環境保全型農業推進の基本的な考え方について」発表</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウルグアイ・ラウンド関連対策の一環として、果樹等緊急対策資金の造成（果樹緊急特別対策資金の拡充）と本資金による果樹特別対策事業及びみかん等果樹園転換、果実緊急需給調整等の果樹緊急対策事業並びに特定畑作物緊急対策事業の開始（総事業費目標466億円、～12年度）</li> <li>計画生産出荷促進事業の対象にりんごを追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウルグアイ・ラウンド農業合意関連果樹対策の実施（事業費総額747億円、～12年度、関連対策総額6兆100億円）</li> <li>果樹農業振興基本方針公表（うんしゅうみかん17年度需要量140万t）</li> <li>「農業基本法」に関する研究会の設置</li> <li>「容器・包装リサイクル法」成立</li> <li>「食糧管理法」を廃止し、「主要食糧の需要及び価格の安定に関する法律」の制定</li> </ul>

年	果実基金制度の動き	農政等の動き
平成8	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工原料用果実価格安定対策の特別補てん終了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>うんしゅうみかん生産量大幅減(115万t)</li> <li>みかん果汁工場基本指針の策定(果汁向け15万t)</li> <li>野菜5品目の原産地表示義務化</li> <li>豚肉でセーフガード発動</li> <li>BSE(侵入防止のための英国からの牛肉製品輸入禁止)</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>果実緊急需給調整特別対策事業の実施(うんしゅうみかん加工仕向けへの転用96,848t)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>みかん、りんご、かき市場価格大幅低落</li> <li>フランス産りんご輸入解禁</li> <li>「食料・農業・農村問題調査会」の設置</li> <li>日本の植物防疫制度をWTO提訴(米国)</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>9年産うんしゅうみかん果汁の調整保管(1/5濃縮11,151t、ストレート2,492t)</li> <li>落果果実の加工利用促進対策の実施(りんご、西洋なし9,000t一時貯蔵)</li> <li>果実基金制度創設25周年記念誌に「海外の果樹産業・果樹関連制度等の状況」を特集(別冊として「海外の果樹産業」を発刊)</li> <li>海外果樹農業情報発刊50号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料・農業・農村基本問題調査会の最終答申</li> <li>農水省「農政改革大綱」、「農政改革プログラム」の決定</li> <li>米の関税化決定</li> <li>稲作経営安定対策(稲経)の導入</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定指針の公表に伴う計画生産出荷促進事業の実施</li> <li>果実緊急需給調整特別対策事業の実施(うんしゅうみかん加工仕向けへの転用83,785t)</li> <li>全国果樹技術・経営コンクール開始(参加25県)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成11年産うんしゅうみかん生産出荷安定指針の公表</li> <li>「食料・農業・農村基本法」の制定</li> <li>品種ごとの植物検疫措置の廃止決定</li> <li>所沢ダイオキシン問題</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>11年産うんしゅうみかん果汁の調整保管(1/5濃縮10,882t)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「食料・農業・農村基本計画」の制定(供給熱量ベース食料自給率45%目標)</li> <li>果樹農業振興基本方針公表(うんしゅうみかん22年度需要量124万t)</li> <li>農水省「食生活指針」発表</li> <li>緊急野菜対策策定(輸入増による安値対策)</li> <li>のり不作に伴う諫早湾干拓の是非問題化</li> <li>口蹄疫の発生</li> </ul>
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策終了(果汁工場合理化対策終了)</li> <li>「新たな果樹対策」の一環として、需要に見合った計画的な生産出荷を促進する計画生産出荷促進事業(～18年度)、生果の価格補てんを行う果樹経営安定対策事業(～18年度)のほか新たな需要拡大対策(果実のある食生活推進事業等)の開始</li> <li>「毎日くだもの200g運動」の推進(～18年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>うんしゅうみかん、りんごについて全国規模の自主的な需給調整への取組の促進と生果を対象とした価格補てんを柱とする「新たな果樹対策」の開始</li> <li>平成13年産うんしゅうみかん生産出荷安定指針(計画的生産)の公表</li> <li>野菜のセーフガード暫定発動</li> <li>BSE(牛海綿状脳症)の発生と行政対応問題化</li> <li>産地等不正表示事件の多発</li> </ul>
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急的に無登録農薬問題に対する果樹農家への支援対策として「果樹農家経営維持安定利子補給事業」を実施したが果樹農家からの貸付希望はなく、事業実績はなし。</li> <li>加工原料用果実価格安定対策事業の実施(～23年度)</li> <li>「毎日くだもの200g運動」の推進(ホームページの開設)</li> <li>パインアップル栽培管理改善促進対策事業等の導入(～18年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「食」と「農」の再生プラン(消費者に軸足を置いた農政展開)の公表</li> <li>果樹栽培におけるダイホルタン等の無登録農薬使用問題が発生し、りんごや日本なし等で出荷停止や廃棄処分を実施</li> <li>うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表(14年産うんしゅうみかん適正生産量115万トン、14年産りんご適正生産量89万トン)</li> </ul>

年	果実基金制度の動き	農政等の動き
平成 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果実計画生産出荷促進事業の実施</li> <li>・果樹経営安定対策事業の実施</li> <li>・加工原料用果実価格安定対策事業の実施</li> <li>・「毎日くだもの200g運動」の推進</li> <li>・パインアップル栽培管理改善促進対策事業等の実施 (上記5事業を以下「果実需要調整対策等5事業」という。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全基本法の制定</li> <li>・食の安全・安心を確保するための施策（JAS法の厳正運用、トレーサビリティシステムの導入、食育の推進、ブランド・ニッポン戦略等）を展開</li> <li>・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（15年産うんしゅうみかん適正生産量115万トン、15年産りんご適正生産量89万トン）</li> </ul>
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「果実需要調整対策等5事業」の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成16年うんしゅうみかん適正生産量111万トン、平成16年産りんご適正生産量87万トン）</li> </ul>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「果実需要調整対策等5事業」の実施</li> <li>・極早生みかんの価格低迷により生食用から加工原料用に仕向ける緊急出荷調整の実施</li> <li>・かんきつ園地転換特別対策事業の開始（～20年度）</li> <li>・国産果汁競争力強化事業の開始（～22年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新たな食料・農業・農村基本計画」（新しいニーズに対応したJAS規格の制定、トレーサビリティシステムの確立、食育の推進等）を閣議決定。それに合わせて「果樹農業振興基本方針」の策定</li> <li>・「食事バランスガイド」の策定</li> <li>・「経営所得安定対策等大綱」の策定</li> <li>・「食育推進基本計画」の決定</li> <li>・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成17年産うんしゅうみかん適正生産量111万トン、平成17年産りんご適正生産量87万トン）</li> </ul>
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「果実需要調整対策等5事業」の実施</li> <li>・果実輸出戦略検討委員会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回食育推進全国大会開催</li> <li>・食事バランスガイドと日本型食生活の普及・啓発</li> <li>・我が国の食料・農業・農村に係る新たな国家戦略として「21世紀新農政2006」の策定</li> <li>・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成18年産うんしゅうみかん適正生産量107万トン、平成18年産りんご適正生産量86万トン）</li> </ul>
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18年度まで取り組んできた果樹経営安定対策に代わり、新たに果樹経営支援対策・果実需給安定対策の実施</li> <li>・果実計画生産推進事業の開始</li> <li>・緊急需給調整特別対策事業の開始</li> <li>・果汁特別調整保管等対策事業の開始</li> <li>・加工原料用果実価格安定対策事業の実施</li> <li>・にっぽん食育推進事業の実施（事業実施主体が公募により決定されるため米、野菜等の普及・啓発を行っている団体と協議会等を設立して応募し採択され、「食事バランスガイド」及び「毎日くだもの200g運動」の普及・啓発の実施）</li> <li>・パインアップル構造改革特別対策事業の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農政改革三対策の着実な実施</li> <li>・我が国の食料・農業・農村に係る新たな国家戦略として「21世紀新農政2007」の策定</li> <li>・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成19年産うんしゅうみかん適正生産量107万トン、平成19年産りんご適正生産量86万トン）</li> </ul>

年	果実基金制度の動き	農政等の動き
平成 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果実需給安定対策の実施</li> <li>・果樹経営支援対策の実施</li> <li>・果実計画生産推進事業の実施</li> <li>・緊急需給調整特別対策事業の実施</li> <li>・加工原料用果実価格安定対策事業の実施</li> <li>・果汁特別調整保管等対策事業の実施</li> <li>・にっぼん食育推進事業の実施（果物摂取増進対策事業として応募し採択され、「食事バランスガイド」及び「毎日くだもの200g運動」の普及・啓発の実施）</li> <li>・パインアップル構造改革特別対策事業の実施（上記8事業を以下「果実需給安定対策等8事業」という。）</li> <li>・降霜・降雹の影響によるリンゴ被害の補助として自然災害被害果実緊急対策事業の実施（～22年度）</li> <li>・原油・肥料価格の高騰による果樹農家支援のため、省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業の実施</li> <li>・国産果実の中間事業者等の育成支援を通じて、需要の拡大を緊急に図るため、加工・業務用果実需要対応産地育成事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料・農業・農村に関する諸課題への取組を促進するため「21世紀新農政2008」を策定</li> <li>・農地面積の減少を抑制して農地を確保する等の「農地改革プラン」を策定</li> <li>・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成20年産うんしゅうみかん適正生産量94万トン、平成20年産りんご適正生産量86万トン）</li> </ul>
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「果実需給安定対策等8事業」の実施</li> <li>・新たに、国産果実の加工品の開発や契約取引の検討・実証を行う果実契約取引等推進事業の開始（～22年度）</li> <li>・追加経済対策の一環として、新たに果樹産地の競争力強化と果樹農家の経営安定を図るための果樹産業等構造回復緊急支援事業の開始（～23年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農山漁村の6次産業化を推進</li> <li>・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成21年産うんしゅうみかん適正生産量100万トン、平成21年産りんご適正生産量86万トン）</li> </ul>
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「果実需給安定対策等8事業」の実施</li> <li>・事業の実施方法が果樹対策資金による基金方式から国からの単年度補助金方式に変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「食料・農業・農村基本計画」の制定（供給熱量ベース食料自給率50%目標）</li> <li>・「果樹農業振興基本方針」を策定</li> <li>・六次産業化法の制定</li> <li>・戸別所得補償モデル対策の実施</li> <li>・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成22年産うんしゅうみかん適正生産量90万トン、平成22年産りんご適正生産量85万トン）</li> </ul>
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「果実需給安定対策等8事業」の実施</li> <li>・果樹未収益期間支援事業の開始</li> <li>・自然災害被害果実加工利用促進等対策事業の開始</li> <li>・果実加工需要対応産地育成事業の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月11日東日本大震災により岩手県、宮城県、福島県の3県を中心に甚大な被害が発生。更に福島第一原子力発電所において大規模かつ長期にわたる原子力事故が発生</li> <li>・「東日本大震災復興基本法」に基づき、「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定、当該方針を深化させ具体化するものとして「農業・農村の復興マスタープラン」を策定</li> <li>・政府の食と農林漁業の再生推進本部は、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を策定</li> <li>・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成23年産うんしゅうみかん適正生産量98万トン、平成23年産りんご適正生産量84万トン）</li> </ul>

年	中央果実協会の動き	農政等の動き
平成 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人中央果実協会発足</li> <li>・果実加工需要対応産地育成事業の再編・実施</li> <li>・極早生みかんの出荷集中・価格低迷で緊急需給調整特別対策事業を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成24年産うんしゅうみかん適正生産量91万トン、24年産りんご適正生産量79万トン）</li> <li>・うんしゅうみかんに多く含まれるβ-クリプトキサンチンの閉経女性における骨粗しょう症発症リスク低減効果が判明（農研機構）</li> </ul>
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・凍霜害によるなし・りんごについての自然災害被害果実加工利用促進等対策事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TPP協定交渉への参加表明</li> <li>・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成25年産うんしゅうみかん適正生産量93万トン、25年産りんご適正生産量80万トン）</li> <li>・食品表示法の公布</li> <li>・農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略の公表</li> <li>・和食のユネスコ無形文化遺産登録</li> <li>・農林水産業・地域の活力創造プラン決定（農地中間管理機構の創設等）</li> </ul>
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政事業レビュー公開プロセスの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日豪EPA大筋合意</li> <li>・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成26年産うんしゅうみかん適正生産量89万トン、26年産りんご適正生産量80万トン）</li> <li>・キウイフルーツかいよう病新系統の発生</li> <li>・地理的表示法の公布</li> <li>・都市に住む若者を中心に「田園回帰」の動き</li> </ul>
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業・果樹農業調査研究等事業の事業実施主体の公募化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな食料・農業・農村基本計画の策定</li> <li>・新たな果樹農業振興基本方針の公表</li> <li>・機能性表示食品制度の創設</li> <li>・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成27年産うんしゅうみかん適正生産量90万トン、27年産りんご適正生産量81万トン）</li> <li>・TPP協定大筋合意</li> <li>・総合的なTPP関連政策大綱の策定</li> <li>・COP21においてパリ協定採択</li> <li>・インバウンド需要の増大（訪日外国人旅行者数1974万人）</li> </ul>
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹対策を果樹農業好循環形成総合対策事業として再編</li> <li>・「外食産業等と連携した需要拡大対策事業」の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次食育推進基本計画の作成</li> <li>・農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行</li> <li>・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成28年産うんしゅうみかん適正生産量89万トン、28年産りんご適正生産量81万トン）</li> <li>・鹿児島県奄美大島のミカンコミバエ根絶宣言</li> <li>・農業競争力強化プログラムの取りまとめ</li> <li>・農林水産業の輸出力強化戦略の策定</li> <li>・シャインマスカット等消費者ニーズに対応した品種の栽培が増加</li> </ul>
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹経営支援対策事業・果樹未収益期間支援事業において政策の重要度に応じた優先配分を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国からTPP協定離脱の通知</li> <li>・農業競争力強化支援法等農政改革関連8法の成立</li> <li>・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成29年産うんしゅうみかん適正生産量87万トン、29年産りんご適正生産量81万トン）</li> <li>・日EU EPA大枠合意</li> <li>・梅雨期における豪雨</li> </ul>

年	中央果実協会の動き	農政等の動き
平成 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産青果物の輸出を促進する取組等を支援する事業の開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理機構関連農地整備事業の創設</li> <li>・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（平成30年産うんしゅうみかん適正生産量84万トン、30年産りんご適正生産量81万トン）</li> <li>・平成30年7月豪雨</li> <li>・北海道胆振東部地震</li> <li>・豊洲市場開場</li> </ul>
31 令和元	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹経営支援対策事業において省力樹形導入補助(1/2)の新設</li> <li>・優良苗木生産推進事業・果樹種苗増産緊急対策事業の創設</li> <li>・果樹産地再生支援対策事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入保険制度の開始</li> <li>・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産出荷見通しを公表（令和元年産うんしゅうみかん適正生産量78万トン、元年産りんご適正生産量80万トン）</li> <li>・令和元年の8月から9月の前線に伴う大雨や台風第19号等による大雨</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹対策を果樹農業生産力増強総合対策として拡充</li> <li>・果樹経営支援対策事業において新植の定額化、省力樹形用定額単価の新設、植栽時の下限密度の設定</li> <li>・未来型果樹農業等推進条件整備の創設</li> <li>・果実の需給安定対策事業の見直し</li> <li>・花粉専用園地育成推進事業の新設</li> <li>・新品目・新品種の導入に向けた適地条件調査等の新設</li> <li>・果樹産地再生支援対策事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大</li> <li>・新たな食料・農業・農村基本計画の策定</li> <li>・新たな果樹農業振興基本方針の公表</li> <li>・うんしゅうみかん、りんごについて適正生産量は廃止し予想生産量のみを公表に変更</li> <li>・種苗法の改正</li> <li>・令和2年7月豪雨</li> <li>・モモせん孔細菌病のまん延</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一品種改植枠の新設</li> <li>・果樹気象災害対応緊急支援事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で飲食店等の苦境続く</li> <li>・みどりの食料システム戦略の策定</li> <li>・農林水産省組織再編（農産局果樹・茶グループの新設）</li> <li>・4月以降に低温及び降雹</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・果樹先導的取組支援事業の実施</li> <li>・うんしゅうみかん極早生品種への改植・新植についての条件緩和</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月以降に降雹</li> </ul>

## 2. 果樹対策事業の経緯

平成28年度		平成29年度		平成30年度	
果樹経営支援対策事業	⇒	果樹経営支援対策事業	⇒	果樹経営支援対策事業	⇒
果樹未収益期間支援事業	⇒	果樹未収益期間支援事業	⇒	果樹未収益期間支援事業	⇒
				<u>果樹生産性向上モデル確立 推進事業</u>	⇒
<hr/>					
果実計画生産推進事業	⇒	果実計画生産推進事業	⇒	果実計画生産確認事業	⇒
緊急需給調整特別対策事業	⇒	緊急需給調整特別対策事業	⇒	緊急需給調整特別対策事業	⇒
果汁特別調整保管等対策事業	⇒	果汁特別調整保管等対策事業	⇒	果汁特別調整保管等対策事業	⇒
自然災害被害果実加工利用促進等対策事業	⇒	自然災害被害果実加工利用促進等対策事業	⇒	自然災害被害果実加工利用促進等対策事業	⇒
<hr/>					
加工専用果実生産支援事業	⇒	加工専用果実生産支援事業	⇒	加工専用果実生産支援事業	⇒
国産果実競争力強化事業	⇒	国産果実競争力強化事業※	⇒	国産果実競争力強化事業	⇒
加工原料安定供給連携体制構築事業	⇒	加工原料安定供給連携体制構築事業	⇒	加工原料安定供給連携体制構築事業	⇒
果実輸出支援強化事業	⇒	果実輸出支援強化事業	⇒	果実輸出支援強化事業	⇒
<hr/>					
パインアップル構造改革特別対策事業	⇒	パインアップル構造改革特別対策事業	⇒	パインアップル構造改革特別対策事業	⇒
<hr/>					
果樹農業調査研究等事業	⇒	果樹農業調査研究等事業	⇒	果樹農業調査研究等事業	⇒
<hr/>					
都道府県推進事務費	⇒	都道府県推進事務費	⇒	都道府県推進事務費	⇒
<hr/>					
外食産業等と連携した需要拡大対策事業	⇒	外食産業等と連携した需要拡大対策事業	⇒	外食産業等と連携した需要拡大対策事業	⇒
<hr/>					

※ 果樹需要増進等の取組を追加

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
果樹経営支援対策事業	⇒ 果樹経営支援対策事業	⇒ 果樹経営支援対策事業	⇒ 果樹経営支援対策事業
果樹未収益期間支援事業	⇒ 果樹未収益期間支援事業	⇒ 果樹未収益期間支援事業	⇒ 果樹未収益期間支援事業
	⇒ <u>未来型果樹農業等推進条件整備事業</u>	⇒ <u>未来型果樹農業等推進条件整備事業</u>	⇒ <u>未来型果樹農業等推進条件整備事業</u>
果樹生産性向上モデル確立推進事業	⇒ 果樹生産性向上モデル確立推進事業	#	
	⇒ <u>新品目・新品種の導入に向けた適地条件調査等</u>	⇒ <u>新品目・新品種導入実証等事業</u>	⇒ <u>新品目・新品種導入実証等事業</u>
優良苗木生産推進事業	⇒ 優良苗木生産推進事業	⇒ 優良苗木生産推進事業	⇒ 優良苗木生産推進事業
果樹種苗増産緊急対策事業	⇒ 果樹種苗増産緊急対策事業	⇒ 果樹種苗増産緊急対策事業	⇒ 果樹種苗増産緊急対策事業
	⇒ <u>花粉専用園地育成推進事業</u>	⇒ <u>花粉専用園地育成推進事業</u>	⇒ <u>花粉専用園地育成推進事業</u>
果実計画生産確認事業			
緊急需給調整特別対策事業			
果汁特別調整保管等対策事業	⇒ 果汁特別調整保管等対策事業	⇒ 果汁特別調整保管等対策事業	⇒ 果汁特別調整保管等対策事業
自然災害被害果実加工利用促進等対策事業	⇒ 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業	⇒ 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業	⇒ 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業
加工専用果実生産支援事業	⇒ 加工専用果実生産支援事業	⇒ 加工専用果実生産支援事業	⇒ 加工専用果実生産支援事業
国産果実競争力強化事業	⇒ 国産果実競争力強化事業	⇒ 国産果実競争力強化事業	⇒ 国産果実競争力強化事業
加工原料安定供給連携体制構築事業*	⇒ 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業☆	⇒ 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業	⇒ 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業
果実輸送技術実証支援事業	⇒ 果実輸送技術実証支援事業	⇒ 果実輸送技術実証支援事業	⇒ 果実輸送技術実証支援事業
パイナップル構造改革特別対策事業	⇒ パイナップル構造改革特別対策事業	⇒ パイナップル構造改革特別対策事業	⇒ パイナップル構造改革特別対策事業
果樹農業調査研究等事業	⇒ 果樹農業調査研究等事業	⇒ 果樹農業調査研究等事業	⇒ 果樹農業調査研究等事業
都道府県推進事務費	⇒ 都道府県推進事務費	⇒ 都道府県推進事務費	⇒ 都道府県推進事務費
外食産業等と連携した需要拡大対策事業	⇒ 外食産業等と連携した需要拡大対策事業		
果樹産地再生支援対策事業	⇒ 果樹産地再生支援対策事業	⇒ <u>果樹気象災害対応緊急支援事業</u>	
		⇒ <u>果樹先導的取組支援事業</u>	
* 省力型栽培技術体系の導入の取組を追加	☆ 作柄安定技術等の導入の取組を廃止	# 果樹経営支援対策事業（推進事業）の取組として実施	

3. 道県基金協会への出資金（令和4年3月31日現在）

（単位 千円）

県別	区分	基金事業開始年度	中央果実協会からの出資金
	(公益社団法人) 北海道農産基金協会	昭和52	20,000
	(公益社団法人) 青森県青果物価格安定基金協会	47	30,000
	(公益社団法人) 岩手県農畜産物価格安定基金協会	55	15,000
	(公益社団法人) 秋田県青果物基金協会	63	30,000
	(公益社団法人) 山形県青果物生産出荷安定基金協会	48	50,000
	(公益社団法人) 福島県青果物価格補償協会	55	27,500
	(一般社団法人) 神奈川県果実協会	47	45,000
	(公益社団法人) 山梨県青果物経営安定基金協会	46	15,000
	(一般社団法人) 長野県果実協会	47	17,500
	(一般社団法人) 静岡県柑橘振興基金協会	47	52,500
	(公益社団法人) 愛知県園芸振興基金協会	48	45,000
	(公益社団法人) 三重県青果物価格安定基金協会	47	28,000
	(一般社団法人) 和歌山県青果物基金協会	47	50,000
	(一般社団法人) 鳥取県果実生産出荷安定基金協会	61	15,000
	(一般社団法人) 広島県果実生産出荷安定基金協会	47	50,000
	(公益社団法人) 山口県青果物基金協会	47	40,000
	(公益社団法人) 徳島県園芸振興資金協会	48	50,000
	(公益社団法人) 香川県青果物協会	48	50,000
	(公益社団法人) 愛媛県園芸振興基金協会	47	50,000
	(公益社団法人) 高知県青果物基金協会	50	30,000
	(公益社団法人) ふくおか園芸農業振興協会	47	50,000
	(公益社団法人) 佐賀県園芸農業振興基金協会	47	50,000
	(公益社団法人) 長崎県園芸振興基金協会	48	50,000
	(一般社団法人) 熊本県果実生産出荷安定基金協会	47	62,000
	(公益社団法人) 大分県園芸振興基金協会	47	50,000
	(公益社団法人) 宮崎県果実協会	48	50,000
	(公益社団法人) 鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会	48	50,000
	(公益社団法人) 沖縄県園芸農業振興基金協会	62	15,000
	計		1,087,500

（注）中央果実協会からの出資金は、公益社団法人等への移行後、各道県基金協会の貸借対照表上では、預り出資金、寄託金、長期預り金等として整理されている。

## 4. 果実計画生産推進事業（果実計画生産確認事業）

## (1) 基本計画

平成29年度（うんしゅうみかん）

	計画的生産出荷の指導					計画的生産の実施		事業費計 (円)
	実施面積 (ha)	事業費(円)				実施面積 (ha)	事業費 (円)	
		目標作成	実施確認	産地指導	計			
神奈川	217.0	31,250	63,000	140,850	235,100			235,100
静岡	5,260.0	1,000,000	3,000,000	2,000,000	6,000,000			6,000,000
愛知	633.0	320,000	752,000	320,000	1,392,000			1,392,000
三重	1,210.0	30,000	1,500,000	150,000	1,680,000			1,680,000
和歌山	6,945.0	0	2,650,000	1,750,000	4,400,000			4,400,000
広島	1,823.0	0	400,000	300,000	700,000			700,000
山口	535.0	0	1,926,000	0	1,926,000			1,926,000
徳島	280.0	116,000	84,000	112,000	312,000			312,000
愛媛	2,713.6	0	8,060,645	0	8,060,645			8,060,645
高知	165.0	14,000	50,000	36,000	100,000			100,000
福岡	0.0	0	0	0	0			0
長崎	1,755.9	206,280	4,246,256	0	4,452,536			4,452,536
大分	285.4	0	4,500,000	0	4,500,000			4,500,000
計	21,822.9	1,717,530	27,231,901	4,808,850	33,758,281	0	0	33,758,281

(りんご)

	計画的生産出荷の指導					計画的生産の実施		事業費計 (円)
	実施面積 (ha)	事業費(円)				実施面積 (ha)	事業費 (円)	
		目標作成	実施確認	産地指導	計			
青森	19,900.0	286,000	101,000	4,072,896	4,459,896			4,459,896
長野	7,440.0	6,883,180	2,259,240	629,580	9,772,000			9,772,000
計	27,340.0	7,169,180	2,360,240	4,702,476	14,231,896	0	0	14,231,896

平成30年度（うんしゅうみかん）

	計画的生産出荷の指導					計画的生産の実施		事業費計 (円)
	実施面積 (ha)	事業費(円)				実施面積 (ha)	事業費 (円)	
		目標作成	実施確認	産地指導	計			
神奈川	57.0	31,250	57,000	61,750	150,000			150,000
静岡	5,170.0	1,000,000	3,000,000	2,000,000	6,000,000			6,000,000
愛知	633.0	90,000	532,000	770,000	1,392,000			1,392,000
三重	1,150.0	30,000	1,500,000	150,000	1,680,000			1,680,000
和歌山	6,909.0	0	2,650,000	1,750,000	4,400,000			4,400,000
広島	1,651.0	0	400,000	300,000	700,000			700,000
山口	486.0	0	1,749,600	0	1,749,600			1,749,600
徳島	280.0	116,000	84,000	112,000	312,000			312,000
愛媛	2,601.6	0	7,681,400	0	7,681,400			7,681,400
高知	165.0	14,000	50,000	36,000	100,000			100,000
福岡	862.4	0	0	457,920	457,920			457,920
長崎	1,603.5	1,138,860	3,748,264	0	4,887,124			4,887,124
大分	285.4	0	4,500,000	0	4,500,000			4,500,000
計	21,853.9	2,420,110	25,952,264	5,637,670	34,010,044	0	0	34,010,044

(りんご)

	計画的生産出荷の指導					計画的生産の実施		事業費計 (円)
	実施面積 (ha)	事業費(円)				実施面積 (ha)	事業費 (円)	
		目標作成	実施確認	産地指導	計			
青森	19,900.0	286,000	110,000	4,222,150	4,618,150			4,618,150
長野	7,166.0	6,377,280	2,643,720	751,000	9,772,000			9,772,000
計	27,066.0	6,663,280	2,753,720	4,973,150	14,390,150	0	0	14,390,150

令和元年度（うんしゅうみかん）

	計画的生産出荷の指導					計画的生産の実施		事業費計 (円)
	実施面積 (ha)	事業費(円)				実施面積 (ha)	事業費 (円)	
		目標作成	実施確認	産地指導	計			
神奈川	57.0	31,500	61,500	67,000	160,000			160,000
静岡	5,110.0	900,000	2,400,000	1,700,000	5,000,000			5,000,000
愛知	633.0	320,000	752,000	320,000	1,392,000			1,392,000
三重	1,080.0	30,000	1,500,000	150,000	1,680,000			1,680,000
和歌山	6,750.0	0	2,650,000	1,750,000	4,400,000			4,400,000
広島	1,561.0	0	400,000	300,000	700,000			700,000
山口	458.0	0	1,648,800	0	1,648,800			1,648,800
徳島	280.0	116,000	84,000	112,000	312,000			312,000
愛媛	2,456.9	0	4,220,910	0	4,220,910			4,220,910
高知	165.0	14,000	50,000	36,000	100,000			100,000
福岡	828.0	0	0	1,594,080	1,594,080			1,594,080
長崎	1,713.8	0	3,696,960	0	3,696,960			3,696,960
大分	269.0	0	3,500,000	1,000,000	4,500,000			4,500,000
計	21,361.7	1,411,500	20,964,170	7,029,080	29,404,750	0	0	29,404,750

(りんご)

	計画的生産出荷の指導					計画的生産の実施		事業費計 (円)
	実施面積 (ha)	事業費(円)				実施面積 (ha)	事業費 (円)	
		目標作成	実施確認	産地指導	計			
青森	19,800.0	286,000	110,000	3,829,200	4,225,200			4,225,200
長野	7,180.0	6,335,612	2,675,980	760,408	9,772,000			9,772,000
計	26,980.0	6,621,612	2,785,980	4,589,608	13,997,200	0	0	13,997,200

## (2) 果実計画生産交付準備金造成実績

平成29年度

(単位：円)

	りんご・うんしゅうみかん					
	造成額	中央果実協会 補助金				
		調整額	実交付額	その他		
青森	4,000,000	2,000,000	80,217	1,919,783	2,000,000	
長野	9,772,000	4,886,000	229	4,885,771	4,886,000	
神奈川	235,100	117,550	11,151	106,399	117,550	
静岡	6,000,000	3,000,000	136,061	2,863,939	3,000,000	
愛知	1,392,000	696,000	696,000	0	696,000	
三重	1,680,000	840,000	90,032	749,968	840,000	
和歌山	4,400,000	2,200,000	1,493,795	706,205	2,200,000	
広島	700,000	350,000	185,771	164,229	350,000	
山口	1,926,000	963,000	169,225	793,775	963,000	
徳島	312,000	156,000	156,000	0	156,000	
愛媛	8,060,645	4,030,322	93,158	3,937,164	4,030,323	
高知	100,000	50,000	5,000	45,000	50,000	
福岡	-	-	-	-	-	
長崎	4,437,256	2,218,628	272,131	1,946,497	2,218,628	
大分	4,500,000	2,250,000	2,188,500	61,500	2,250,000	
計	り	13,772,000	6,886,000	80,446	6,805,554	6,886,000
	み	33,743,001	16,871,500	5,496,824	11,374,676	16,871,501
	計	47,515,001	23,757,500	5,577,270	18,180,230	23,757,501

注：調整額とは、前事業年度からの繰越額等である。

平成30年度

(単位：円)

	りんご・うんしゅうみかん					
	造成額	中央果実協会 補助金				
		調整額	実交付額	その他		
青森	4,000,000	2,000,000	645,751	1,354,249	2,000,000	
長野	9,772,000	4,886,000	121	4,885,879	4,886,000	
神奈川	150,000	75,000	42,600	32,400	75,000	
静岡	6,000,000	3,000,000	529,333	2,470,667	3,000,000	
愛知	1,392,000	696,000	696,000	0	696,000	
三重	1,680,000	840,000	90,026	749,974	840,000	
和歌山	4,400,000	2,200,000	1,503,928	696,072	2,200,000	
広島	700,000	350,000	249,282	100,718	350,000	
山口	1,749,600	874,800	205,000	669,800	874,800	
徳島	312,000	156,000	156,000	0	156,000	
愛媛	7,681,400	3,840,699	120,300	3,720,399	3,840,701	
高知	100,000	50,000	4,300	45,700	50,000	
福岡	424,000	212,000	0	212,000	212,000	
長崎	4,802,764	2,401,382	462,686	1,938,696	2,401,382	
大分	4,500,000	2,250,000	2,250,000	0	2,250,000	
計	り	13,772,000	6,886,000	645,872	6,240,128	6,886,000
	み	33,891,764	16,945,881	6,309,455	10,636,426	16,945,883
	計	47,663,764	23,831,881	6,955,327	16,876,554	23,831,883

注：調整額とは、前事業年度からの繰越額等である。

令和元年度

(単位：円)

	りんご・うんしゅうみかん					
	造成額	中央果実協会 補助金	調整額	実交付額	その他	
青森	4,000,000	2,000,000	596,196	1,403,804	2,000,000	
長野	9,772,000	4,886,000	121	4,885,879	4,886,000	
神奈川	150,000	75,000	50	74,950	75,000	
静岡	5,000,000	2,500,000	291,392	2,208,608	2,500,000	
愛知	1,392,000	696,000	405,675	290,325	696,000	
三重	1,680,000	840,000	90,026	749,974	840,000	
和歌山	4,400,000	2,200,000	368,095	1,831,905	2,200,000	
広島	700,000	350,000	246,198	103,802	350,000	
山口	1,648,800	824,400	123,425	700,975	824,400	
徳島	312,000	156,000	156,000	0	156,000	
愛媛	4,220,910	2,110,455	29,541	2,080,914	2,110,455	
高知	100,000	50,000	4,650	45,350	50,000	
福岡	1,476,000	738,000	0	738,000	738,000	
長崎	3,696,960	1,848,480	111,012	1,737,468	1,848,480	
大分	4,500,000	2,250,000	2,100,000	150,000	2,250,000	
計	り	13,772,000	6,886,000	596,317	6,289,683	6,886,000
	み	29,276,670	14,638,335	3,926,064	10,712,271	14,638,335
	計	43,048,670	21,524,335	4,522,381	17,001,954	21,524,335

注：調整額とは、前事業年度からの繰越額等である。

(3) 事業実績

平成29年度(うんしゅうみかん)

区分	計画的生産出荷の指導						計画的生産の促進		
	事業者数	実施面積 ha	補給金交付額(円)				事業者数	実施面積 ha	補給金 交付額 円
			目標作成	状況確認	産地指導	計			
神奈川	4	18	28,750	57,000	64,150	149,900			
静岡	14	5,260	913,500	2,259,237	1,768,598	4,941,335			
愛知	0	0	0	0	0	0			
三重	1	325	0	1,237,000	263,000	1,500,000			
和歌山	8	6,945	0	997,087	395,057	1,392,144			
広島	1	1,823	65,599	0	135,844	201,443			
山口	3	500	0	1,516,000	0	1,516,000			
徳島	0	0	0	0	0	0			
愛媛	5	2,641	0	7,820,360	0	7,820,360			
高知	1	165	11,400	42,000	38,000	91,400			
福岡	-	-	-	-	-	-			
長崎	8	1,756	213,400	3,298,519	0	3,511,919			
大分	0	0	0	0	0	0			
計	45	19,432	1,232,649	17,227,203	2,664,649	21,124,501			

	交付準備金(円)				補給金交付額 円	補給金残高 円
	繰越額	新規造成額	運用益	計		
神奈川	22,300	212,799	1	235,100	149,900	85,200
静岡	272,121	5,727,879	0	6,000,000	4,941,335	1,058,665
愛知	1,392,000	0	0	1,392,000	0	1,392,000
三重	180,000	1,499,935	65	1,680,000	1,500,000	180,000
和歌山	2,987,589	1,412,411	0	4,400,000	1,392,144	3,007,856
広島	817,174	△ 117,198	24	700,000	201,443	498,557
山口	338,450	1,587,550	0	1,926,000	1,516,000	410,000
徳島	312,000	0	0	312,000	0	312,000
愛媛	93,122	7,967,487	36	8,060,645	7,820,360	240,285
高知	5,000	95,000	0	100,000	91,400	8,600
福岡	-	-	-	-	-	-
長崎	408,147	4,029,060	49	4,437,256	3,511,919	925,337
大分	4,377,000	123,000	0	4,500,000	0	4,500,000
計	11,204,903	22,537,923	175	33,743,001	21,124,501	12,618,500

平成30年度(うんしゅうみかん)

区分	計画的生産出荷の指導						計画的生産の促進		
	事業者数	実施面積 ha	補給金交付額(円)				事業者数	実施面積 ha	補給金 交付額 円
			目標作成	状況確認	産地指導	計			
神奈川	1	57	28,750	57,000	64,150	149,900			
静岡	14	5,170	953,150	2,339,520	2,124,546	5,417,216			
愛知	1	400	0	0	580,650	580,650			
三重	1	285	0	1,480,000	20,000	1,500,000			
和歌山	8	6,817	0	456,542	3,207,268	3,663,810			
広島	1	1,651	110,876	0	96,739	207,615			
山口	3	455	0	1,502,750	0	1,502,750			
徳島	0	0	0	0	0	0			
愛媛	5	2,584	0	7,622,535	0	7,622,535			
高知	1	165	11,700	40,000	39,000	90,700			
福岡	1	828	0	0	424,000	424,000			
長崎	5	1,234	1,138,860	0	3,497,390	4,636,250			
大分	1	28	0	300,000	0	300,000			
計	42	19,674	2,243,336	13,798,347	10,053,743	26,095,426			

	交付準備金(円)				補給金交付額 円	補給金残高 円
	繰越額	新規造成額	運用益	計		
神奈川	42,650	107,350	0	150,000	149,900	100
静岡	1,058,665	4,941,335	0	6,000,000	5,417,216	582,784
愛知	1,392,000	0	0	1,392,000	580,650	811,350
三重	180,000	1,499,946	54	1,680,000	1,500,000	180,000
和歌山	3,007,856	1,392,144	0	4,400,000	3,663,810	736,190
広島	779,984	△ 79,992	8	700,000	207,615	492,385
山口	410,000	1,339,600	0	1,749,600	1,502,750	246,850
徳島	312,000	0	0	312,000	0	312,000
愛媛	120,142	7,561,100	158	7,681,400	7,622,535	58,865
高知	4,300	95,700	0	100,000	90,700	9,300
福岡	0	424,000	0	424,000	424,000	0
長崎	694,003	4,108,736	25	4,802,764	4,636,250	222,018
大分	4,500,000	0	0	4,500,000	300,000	4,200,000
計	12,501,600	21,389,919	245	33,891,764	26,095,426	7,851,842

令和元年度（うんしゅうみかん）

区分	計画的生産出荷の指導						計画的生産の促進		
	事業者数	実施面積 ha	補給金交付額（円）				事業者数	実施面積 ha	補給金 交付額 円
			目標作成	状況確認	産地指導	計			
神奈川	2	57	21,500	41,000	87,400	149,900			
静岡	14	5,110	837,500	2,288,481	1,197,470	4,323,451			
愛知	0	0	0	0	0	0			
三重	1	285	0	1,480,000	20,000	1,500,000			
和歌山	8	6,672	0	857,308	371,939	1,229,247			
広島	1	1,561	51,232	0	173,146	224,378			
山口	2	461	0	1,333,350	400	1,333,750			
徳島	0	0	0	0	0	0			
愛媛	4	2,457	0	4,220,910	0	4,220,910			
高知	1	165	11,220	40,000	37,400	88,620			
福岡	1	828	0	0	1,476,000	1,476,000			
長崎	8	1,573	0	0	3,487,422	3,487,422			
大分	2	241	0	560,000	1,000,000	1,560,000			
計	44	19,410	921,452	10,821,049	7,851,177	19,593,678			

	交付準備金（円）				補給金交付額 円	補給金残高 円
	繰越額	新規造成額	運用益	計		
神奈川	100	149,900	0	150,000	149,900	100
静岡	582,784	4,417,216	0	5,000,000	4,323,451	676,549
愛知	811,350	580,650	0	1,392,000	0	1,392,000
三重	180,000	1,499,946	54	1,680,000	1,500,000	180,000
和歌山	736,190	3,663,810	0	4,400,000	1,229,247	3,170,753
広島	673,095	26,897	8	700,000	224,378	475,622
山口	246,850	1,401,950	0	1,648,800	1,333,750	315,050
徳島	312,000	0	0	312,000	0	312,000
愛媛	29,432	4,191,369	109	4,220,910	4,220,910	0
高知	4,650	95,350	0	100,000	88,620	11,380
福岡	0	1,476,000	0	1,476,000	1,476,000	0
長崎	166,514	3,530,441	5	3,696,960	3,487,422	209,538
大分	4,200,000	300,000	0	4,500,000	1,560,000	2,940,000
計	7,942,965	21,333,529	176	29,276,670	19,593,678	9,682,992

## 平成29年度（りんご）

	計画的生産出荷の指導						計画的生産の実施		
	事業者数	実施面積 ha	補給金交付額(円)				事業者数	実施面積 ha	補給金交付額
			目標作成	実施確認	産地指導	計			
青森	8	19,900	264,574	93,518	2,350,410	2,708,502			
長野	13	7,440	6,899,678	2,226,180	646,142	9,772,000			
計	21	27,340	7,164,252	2,319,698	2,996,552	12,480,502			

	交付準備金 円				補給金交付額 円	補給金残高 円
	繰越額	新規造成額	運用益	計		
青森	160,428	3,839,568	4	4,000,000	2,708,502	1,291,498
長野	0	9,771,542	458	9,772,000	9,772,000	0
計	160,428	13,611,110	462	13,772,000	12,480,502	1,291,498

## 平成30年度（りんご）

	計画的生産出荷の指導						計画的生産の実施		
	事業者数	実施面積 ha	補給金交付額(円)				事業者数	実施面積 ha	補給金交付額
			目標作成	実施確認	産地指導	計			
青森	8	19,900	264,574	101,851	2,441,199	2,807,624			
長野	13	7,166	6,232,584	2,764,472	774,944	9,772,000			
計	21	27,066	6,497,158	2,866,323	3,216,143	12,579,624			

	交付準備金 円				補給金交付額 円	補給金残高 円
	繰越額	新規造成額	運用益	計		
青森	1,291,498	2,708,498	4	4,000,000	2,807,624	1,192,376
長野	0	9,771,758	242	9,772,000	9,772,000	0
計	1,291,498	12,480,256	246	13,772,000	12,579,624	1,192,376

## 令和元年度（りんご）

	計画的生産出荷の指導						計画的生産の実施		
	事業者数	実施面積 ha	補給金交付額(円)				事業者数	実施面積 ha	補給金交付額
			目標作成	実施確認	産地指導	計			
青森	8	19,800	264,574	101,851	2,332,522	2,698,947			
長野	13	7,180	6,318,195	2,704,956	748,849	9,772,000			
計	21	26,980	6,582,769	2,806,807	3,081,371	12,470,947			

	交付準備金 円				補給金交付額 円	補給金残高 円
	繰越額	新規造成額	運用益	計		
青森	1,192,376	2,807,614	10	4,000,000	2,698,947	1,301,053
長野	0	9,771,758	242	9,772,000	9,772,000	0
計	1,192,376	12,579,372	252	13,772,000	12,470,947	1,301,053

## 5. 緊急需給調整特別対策事業

県協会	資金造成額（千円）		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
静岡県	32,120	32,120	32,120
和歌山県	99,308	99,308	99,308
広島県	26,680	21,816	26,686
山口県	2,647	2,647	2,647
香川県	11,220	11,000	9,900
愛媛県	121,638	116,446	104,874
福岡県	23,342	24,420	23,518
佐賀県	26,730	26,136	21,802
長崎県	51,260	51,744	40,128
熊本県	97,460	104,060	106,700
大分県	7,480	6,160	6,820
うんしゅうみかん 計	499,885	495,857	474,503
青森県	30,360	30,360	30,360
長野県	17,358	15,114	16,082
りんご 計	47,718	45,474	46,442

## 6. 果汁特別調整保管等対策事業

平成29年度

## 平成29年度果汁特別調整保管等対策事業

事業種目	事業費 千円	うち補助金 千円	摘要 (事業実施主体)	対象数量 トン
果汁特別調整保管等対策事業	37,682	17,497	JAアオレン、青森県りんごジュース(株)、ゴールドパック(株)	(濃縮果汁) 1,320 (ストレート果汁) 630

注：平成28年4月1日から平成29年3月31日までの全期間を通じて保管された濃縮果汁及びストレート果汁について、製造に要する資金に係る金利及び低温倉庫の保管料の支払に要する経費について平成29年度に支払が行われた。

平成30年度以降、前年度に対象となる事案が発生していないため、事業は実施されなかった。

## 7. 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

平成30年度

## 平成30年度自然災害被害果実加工利用促進等対策事業の実施状況

事業種目	事業費 千円	うち補助金 千円	対象品目/事業内容	摘要 (事業実施主体)
自然災害被害果実消費拡大対策	11,194	5,182	かんきつ類/広報宣伝費、キャンペーン開催費	JAえひめ南
自然災害被害果実加工利用促進緊急対策	638	295	かんきつ類/被害果実の出荷(運搬費)	JA三重南紀
合計	11,832	5,477		

**令和元年度****令和元年度自然災害被害果実加工利用促進等対策事業の実施状況**

事業種目	事業費 千円	うち補助金 千円	対象品目／事業 内容	摘 要 (事業実施主体)
自然災害被害果実 加工利用促進緊急 対策	53,065	26,496	かんきつ類／樹上選 別等、運搬作業	J A三ヶ日町、J A丸浜柑橘連、と びあ浜松

**令和2年度****令和2年度自然災害被害果実加工利用促進等対策事業の実施状況**

事業種目	事業費 千円	うち補助金 千円	対象品目／事業 内容	摘 要 (事業実施主体)
自然災害被害果実 加工利用促進緊急 対策	339,263	336,263	もも／被害果実の樹 上選果・選別、罹病 枝・葉除去	福島県／4 JA、山梨県／5 JA、長野 県／9 JA

**令和3年度****令和3年度自然災害被害果実加工利用促進等対策事業の実施状況**

事業種目	事業費 千円	うち補助金 千円	対象品目	摘 要 (事業実施主体)
自然災害被害果実 加工利用促進緊急 対策	13,780	13,631	おうとう、りんご、ぶ どう、なし、もも、す もも、かき、ブルーベ リー／樹上選別、被 害果実の選別	JA 花巻、山形県／JA・市町村等1 1組織、JA 上伊那、JA あづみ

8. 果樹経営支援対策事業  
計画採択分の事業の実施状況

平成29年度

道府県名	整備事業											
	優良品種・品目への転換						廃園			小規模園地整備		
	改植			高接						園内道の整備		
	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)
北海道	87	182,026	53,491	0	0	0	0	0	0	4	14,768	564
青森県	467	810,330	216,795	0	0	0	30	97,691	7,815	12	109,399	5,526
岩手県	278	176,286	56,148	0	0	0	7	4,083	327	1	1,150	2,214
秋田県	17	19,027	4,842	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	70	101,041	20,212	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	24	23,892	6,769	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	413	365,941	62,455	0	0	0	0	0	0	1	1,563	264
長野県	736	786,181	197,075	0	0	0	0	0	0	3	9,848	1,911
神奈川県	5	5,455	1,255	0	0	0	0	0	0	3	3,282	564
静岡県	472	648,721	148,108	0	0	0	0	0	0	49	142,364	30,403
愛知県	14	14,346	3,182	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	121	160,410	36,810	1	500	37	0	0	0	1	1,000	175
和歌山県	940	1,097,729	217,586	2	1,200	48	0	0	0	34	123,366	28,662
鳥取県	4	3,668	624	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	147	133,163	30,646	0	0	0	0	0	0	4	14,310	3,022
山口県	25	22,666	4,880	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	38	31,900	6,662	0	0	0	0	0	0	2	9,674	2,749
香川県	164	147,670	30,475	0	0	0	0	0	0	11	37,599	8,861
愛媛県	635	668,623	146,697	0	0	0	2	2,464	246	5	20,832	3,901
高知県	14	10,598	2,438	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	261	403,946	80,192	1	1,945	121	0	0	0	42	215,863	24,426
佐賀県	157	176,751	38,544	2	1,992	192	0	0	0	12	37,031	6,076
長崎県	161	175,578	38,651	3	5,500	280	0	0	0	83	166,554	32,095
熊本県	578	925,392	195,268	6	4,268	482	2	3,100	310	69	335,723	41,161
大分県	65	66,613	14,422	0	0	0	0	0	0	3	39,938	6,117
宮崎県	70	127,326	26,987	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	120	178,496	39,982	0	0	0	2	10,099	1,010	17	72,756	12,720
沖縄県	5	6,478	1,490	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	16	30,865	5,567	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	13	22,055	5,641	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	18	39,112	10,298	0	0	0	1	2,102	168	0	0	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	5	3,315	884	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	35	22,892	4,936	0	0	0	0	0	0	6	23,381	2,861
富山県	2	3,475	1,094	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	14	16,638	2,828	1	2,180	67	0	0	0	0	0	0
岐阜県	1	1,437	244	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	5	20,075	3,174	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	12	45,284	7,698	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	3	2,955	477	0	0	0	0	0	0	1	1,600	620
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	44	44,006	7,422	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6,256	7,722,362	1,732,947	16	17,585	1,226	44	119,539	9,876	363	1,382,001	214,892

平成29年度

整備事業														
小規模園地整備									用水・かん水施設の整備			特認事業		
傾斜の緩和			土壌土層改良			排水路の整備						園地管理軌道施設の整備		
園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額(千円)	園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額(千円)	園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額(千円)	園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額(千円)	園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額(千円)
0	0	0	0	0	0	1	10,000	180	0	0	0	0	0	0
4	18,840	7,406	3	12,815	1,392	30	78,206	13,328	0	0	0	0	0	0
3	12,000	1,316	0	0	0	0	0	0	3	31,919	492	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	4,284	916	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	3	6,137	777	25	44,451	6,910	0	0	0
1	1,000	324	3	3,677	22	0	0	0	53	117,881	10,625	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	3,239	997	10	12,429	2,644	0	0	0
2	2,623	584	0	0	0	8	16,033	1,594	61	131,576	12,487	0	0	0
3	3,282	293	2	3,569	1,686	3	3,282	471	0	0	0	0	0	0
7	12,379	5,582	0	0	0	1	2,000	250	30	61,214	9,363	10	13,390	5,511
0	0	0	2	2,304	1,451	0	0	0	2	2,304	298	0	0	0
3	6,000	408	0	0	0	0	0	0	19	39,950	6,824	1	5,000	253
9	23,298	8,343	28	29,097	20,436	5	7,961	3,391	117	308,078	106,567	205	549,824	113,753
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,948	586	0	0	0
1	10,000	12,722	0	0	0	0	0	0	7	10,652	1,481	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	13,620	111	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	16,176	1,354	2	3,444	1,934
0	0	0	5	8,717	2,110	4	8,370	1,166	18	45,415	7,887	5	16,276	2,487
1	2,790	416	0	0	0	1	1,024	298	103	205,144	104,852	88	241,717	72,619
1	1,459	3,362	1	1,361	1,233	0	0	0	8	31,706	11,862	3	8,295	5,021
7	17,644	8,213	4	12,898	2,017	6	23,171	4,377	25	43,469	12,399	0	0	0
3	4,458	1,336	0	0	0	0	0	0	18	34,005	9,982	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	13,688	2,585	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	69,359	11,644	0	0	0
0	0	0	1	3,140	568	0	0	0	5	12,744	1,464	3	9,256	1,936
0	0	0	1	3,123	1,487	0	0	0	6	10,489	2,360	0	0	0
7	15,980	4,094	1	2,197	246	2	3,813	837	9	12,791	5,065	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	52,062	5,033	0	0	0
0	0	0	0	0	0	2	4,722	194	4	16,127	2,450	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3,996	1,298	0	0	0
0	0	0	1	1,206	186	0	0	0	2	2,604	298	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1,934	449	0	0	0	3	6,494	1,409	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,200	571
3	6,000	1,662	0	0	0	0	0	0	2	18,789	564	0	0	0
0	0	0	0	0	0	3	7,154	2,845	1	3,659	738	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1,008	65	0	0	0	6	9,698	2,519	10	13,408	3,204	0	0	0
57	140,695	56,574	52	84,104	32,834	80	195,588	35,549	589	1,381,653	343,427	318	848,402	204,085

平成29年度 つづき

整備事業														
特認事業												整備事業		
防霜設備の整備			防風設備の整備			特認植栽			新植			小 計		
園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	52,689	8,620	101	259,483	62,856
0	0	0	32	164,677	26,872	41	101,007	20,427	37	102,180	13,200	656	1,495,145	312,762
0	0	0	3	18,787	2,002	7	4,083	792	17	25,579	4,632	319	273,887	67,923
0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	14,378	930	25	37,689	6,688
0	0	0	3	3,617	2,037	0	0	0	11	19,768	815	112	175,014	30,750
1	1,754	876	18	27,816	7,655	0	0	0	14	28,359	1,618	114	204,379	27,889
0	0	0	0	0	0	0	0	0	88	118,952	7,245	513	502,124	73,605
0	0	0	4	11,445	1,645	0	0	0	75	85,354	4,851	889	1,043,060	220,147
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3,569	324	18	22,439	4,593
0	0	0	14	22,114	5,926	0	0	0	55	79,607	10,519	638	981,789	215,662
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	18,954	4,931
0	0	0	5	9,207	2,662	0	0	0	0	0	0	151	222,067	47,168
0	0	0	28	43,101	10,812	0	0	0	117	141,817	10,591	1,485	2,325,471	520,191
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,013	606	6	7,629	1,815
0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	16,715	996	163	184,840	48,867
0	0	0	2	4,122	774	0	0	0	0	0	0	30	40,408	5,765
0	0	0	1	1,200	255	0	0	0	0	0	0	47	62,394	12,954
0	0	0	1	1,000	694	0	0	0	18	12,736	1,136	226	277,783	54,815
0	0	0	5	7,785	1,193	0	0	0	55	59,477	1,403	895	1,209,856	331,624
0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	28,468	1,051	44	81,887	24,966
0	0	0	2	5,494	2,171	0	0	0	37	58,425	2,901	385	782,855	136,817
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3,916	662	195	258,153	56,792
0	0	0	6	8,178	1,311	0	0	0	26	41,681	4,637	286	411,179	79,559
0	0	0	0	0	0	1	3,100	393	169	316,337	6,925	850	1,657,279	256,182
0	0	0	1	4,909	474	0	0	0	11	38,751	4,175	89	175,351	29,156
0	0	0	0	0	0	2	1,185	886	15	28,542	1,858	94	170,665	33,577
0	0	0	8	24,117	5,439	13	9,171	634	45	108,616	4,802	224	438,036	74,829
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2,000	198	7	8,478	1,688
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	82,927	10,600
1	7,007	2,620	2	5,700	2,042	0	0	0	4	6,523	414	26	62,134	13,361
0	0	0	0	0	0	1	2,102	298	2	4,211	409	22	47,527	11,173
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7,311	2,181
1	5,544	1,460	1	1,000	354	0	0	0	10	10,062	638	56	66,689	10,734
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,164	238	3	4,639	1,332
0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4,809	233	23	32,055	4,986
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,437	244
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	20,075	3,174
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,200	571
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	70,073	9,924
0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	42,660	3,773	16	58,028	8,453
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	2	3,362	563	0	0	0	18	18,132	1,095	81	89,614	14,868
3	14,305	4,956	138	367,631	74,883	65	120,648	23,429	882	1,477,490	101,496	8,863	13,872,003	2,836,174

平成29年度

推進事業																推進 事務費 (千円)	補助 金額 合計 (千円)
労働力調整シ ステムの構築		果実供給力維持 対策・園地情報シ ステムの構築		大苗育苗ほの 設置		新技術の導 入・普及支援		販路開拓・プラ ント化の推進強 化		輸出用果実の 生産・流通体 系の実証		産地キャリアブ ランの推進		推進事業 小計			
件数	補助 金額 (千円)	件数	補助 金額 (千円)	件数	補助 金額 (千円)	件数	補助 金額 (千円)	件数	補助 金額 (千円)	件数	補助 金額 (千円)	件数	補助 金額 (千円)	件数	補助 金額 (千円)		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,415	64,271
0	0	0	0	1	11,236	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11,236	3,644	327,642
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,200	69,123
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,500	9,188
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,655	33,405
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,149	29,038
0	0	0	0	1	491	0	0	0	0	0	0	0	0	1	491	1,650	75,746
0	0	0	0	1	8,365	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8,365	4,825	233,337
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	4,683
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,920	218,582
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,090	6,021
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,160	48,328
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,109	525,300
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	190	2,005
0	0	0	0	1	11,508	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11,508	4,820	65,195
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	263	6,028
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	896	13,849
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,500	56,315
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,078	334,702
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	360	25,326
0	0	1	340	1	7,473	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7,813	5,373	150,004
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,780	58,572
0	0	0	0	2	4,957	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4,957	2,870	87,386
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,751	259,933
0	0	0	0	2	1,306	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,306	2,520	32,982
0	0	0	0	1	3,486	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3,486	909	37,971
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,161	76,990
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,688
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	850	11,450
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13,361
0	0	0	0	0	0	1	1,430	0	0	0	0	0	0	1	1,430	0	12,603
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,181
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,734
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,332
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,986
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	244
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,174
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	571
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,924
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,453
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,868
0	0	1	340	10	48,822	1	1,430	0	0	0	0	0	0	12	50,592	60,728	2,947,494

平成30年度

道府県名	整備事業											
	優良品種・品目への転換						廃園			小規模園地整備		
	改植			高接						園内道の整備		
	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)
北海道	86	146,990	41,795	0	0	0	0	0	0	2	5,427	470
青森県	421	774,547	210,390	0	0	0	39	147,729	11,818	17	59,716	6,439
岩手県	211	141,635	44,407	0	0	0	2	4,786	383	0	0	0
秋田県	12	19,382	5,514	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	168	196,516	36,731	0	0	0	1	3,000	600	0	0	0
福島県	17	29,972	7,546	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	477	404,648	69,100	0	0	0	0	0	0	1	1,275	385
長野県	616	627,234	162,203	0	0	0	0	0	0	3	8,324	790
神奈川県	1	295	97	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	255	381,685	86,885	0	0	0	0	0	0	21	48,052	7,800
愛知県	51	35,753	6,423	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	100	115,190	26,404	0	0	0	1	300	30	3	14,750	1,697
和歌山県	1,925	1,331,419	258,168	4	4,647	500	0	0	0	24	56,087	22,495
鳥取県	4	6,269	2,069	0	0	0	1	1,451	320	0	0	0
広島県	79	95,304	21,621	0	0	0	0	0	0	1	3,921	364
山口県	10	14,977	2,818	0	0	0	0	0	0	2	11,963	567
徳島県	34	35,796	8,010	0	0	0	0	0	0	1	1,261	3,312
香川県	155	154,219	33,265	0	0	0	0	0	0	7	13,900	9,517
愛媛県	478	516,617	109,940	0	0	0	1	711	71	61	208,643	32,983
高知県	58	37,992	8,734	0	0	0	1	1,127	113	4	7,498	1,013
福岡県	212	317,907	63,024	0	0	0	0	0	0	24	117,941	15,291
佐賀県	202	207,614	47,389	0	0	0	0	0	0	6	11,539	2,583
長崎県	176	213,113	46,607	2	998	68	0	0	0	66	150,695	28,866
熊本県	488	700,511	147,467	5	3,449	400	0	0	0	54	231,919	36,984
大分県	36	44,966	9,053	0	0	0	0	0	0	2	29,554	6,922
宮崎県	46	73,880	17,806	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	111	150,540	34,171	0	0	0	0	0	0	14	54,595	7,579
沖縄県	6	8,036	1,848	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	17	29,327	5,973	0	0	0	0	0	0	1	3,771	474
栃木県	21	26,328	4,939	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	11	19,277	3,527	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	7	3,830	1,120	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	23	26,959	4,758	0	0	0	0	0	0	3	14,227	1,210
富山県	1	1,224	404	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	10	12,347	2,099	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	63	30,532	5,306	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	5	22,368	3,540	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	13	24,354	4,140	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	6	6,358	1,061	0	0	0	0	0	0	1	1,030	69
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	29	24,561	4,145	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6,641	7,010,472	1,550,494	11	9,094	968	46	159,104	13,335	318	1,056,088	187,812

平成30年度

整備事業														
小規模園地整備									用水・かん水 施設の整備			特認事業		
傾斜の緩和			土壌土層改良			排水路の整備						園地管理軌道施設の整備		
園地 数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地 数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地 数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地 数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地 数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)
0	0	0	0	0	0	2	10,235	2,052	0	0	0	0	0	0
2	4,866	674	2	6,956	728	26	93,058	7,248	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	1,732	52	1	1,365	546	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	3	8,232	745	20	34,496	6,063	0	0	0
0	0	0	1	4,990	1,594	0	0	0	136	333,082	25,807	0	0	0
0	0	0	1	682	641	0	0	0	16	25,134	6,502	0	0	0
5	7,870	1,599	1	1,170	186	12	29,094	4,710	55	100,534	12,862	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	2,588	4,104	2	8,502	3,723	0	0	0
2	1,912	2,740	0	0	0	0	0	0	14	38,796	3,637	5	6,706	3,550
0	0	0	1	2,006	115	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	36,224	6,374	1	2,030	275
7	12,819	11,144	26	28,179	17,526	4	5,937	1,802	124	323,123	113,182	225	685,905	134,463
0	0	0	0	0	0	1	2,850	464	11	20,874	5,768	0	0	0
3	24,900	3,200	0	0	0	0	0	0	7	18,981	2,340	1	1,497	1,117
0	0	0	0	0	0	1	3,350	243	1	868	246	0	0	0
0	0	0	1	1,260	2,425	0	0	0	4	11,699	1,026	4	9,051	2,855
0	0	0	12	17,406	5,565	2	3,000	979	19	39,609	9,378	3	7,210	1,561
0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	109,723	42,378	91	264,514	74,166
0	0	0	2	5,410	372	0	0	0	6	16,207	7,386	2	15,455	1,349
4	9,499	6,095	2	7,193	1,871	3	7,297	1,265	24	47,450	8,019	1	7,632	1,646
5	9,132	2,790	1	49,522	7,490	3	56,249	5,595	17	30,705	6,358	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	4,000	586	3	4,500	1,533	0	0	0
1	800	1,663	0	0	0	1	1,700	994	11	30,795	3,967	0	0	0
0	0	0	3	4,093	427	0	0	0	13	35,362	6,698	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	13,528	3,056	0	0	0
6	20,844	6,595	1	730	613	0	0	0	10	14,833	3,365	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	12,576	2,784	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	1,886	188	4	19,586	5,125	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	2	2,765	3,376	0	0	0	3	14,650	1,907	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,151	761	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	10,900	7,582	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	5,422	2,199	0	0	0	1	2,975	264	6	29,051	1,874	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	3,390	1,246	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	4	6,212	1,248	11	16,993	2,775	11	14,356	5,366	0	0	0
39	98,064	38,698	60	138,574	44,177	75	254,566	35,314	608	1,399,660	305,613	333	1,000,000	220,983

平成30年度 つづき

整備事業														
特認事業												整備事業		
防霜設備の整備			防風設備の整備			特認植栽			新植			小計		
園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	120,733	22,727	125	283,385	67,044
0	0	0	49	196,865	49,465	47	113,097	18,171	30	65,189	9,061	633	1,462,023	313,994
0	0	0	2	11,600	1,387	6	2,802	360	14	16,506	3,106	237	180,426	50,240
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2,995	237	14	22,377	5,751
1	1,248	912	0	0	0	0	0	0	79	99,096	4,509	272	342,588	49,561
14	37,842	14,826	21	53,321	9,465	0	0	0	17	43,781	2,633	206	502,988	61,870
0	0	0	0	0	0	0	0	0	78	65,479	1,128	573	497,218	77,757
8	11,970	4,429	5	9,160	2,722	0	0	0	74	103,068	6,985	779	898,424	196,486
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,588	541	5	13,973	8,466
0	0	0	4	3,815	1,536	0	0	0	40	79,868	10,284	341	560,834	116,432
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,006	49	53	39,765	6,586
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	125	168,494	34,780
0	0	0	34	54,895	14,001	0	0	0	152	209,323	15,725	2,525	2,712,334	589,006
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	8,093	1,675	20	39,537	10,296
0	0	0	1	1,500	411	0	0	0	14	52,428	3,435	106	198,531	32,488
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	31,158	3,875
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	59,067	17,629
0	0	0	3	4,283	1,072	0	0	0	51	55,074	2,835	252	294,701	64,172
0	0	0	5	8,275	3,342	0	0	0	19	20,224	646	709	1,128,707	263,527
0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	45,072	1,252	92	128,761	20,219
0	0	0	6	9,372	978	0	0	0	25	42,619	2,158	301	566,910	100,346
0	0	0	1	5,178	354	0	0	0	11	62,994	12,598	246	432,933	85,157
0	0	0	17	34,111	8,010	0	0	0	44	111,868	14,915	309	519,285	100,586
0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	256,368	4,274	760	1,225,542	195,749
2	4,390	1,707	0	0	0	0	0	0	24	76,738	5,861	80	195,103	30,670
0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	34,093	3,017	72	121,501	23,879
0	0	0	3	8,415	1,421	0	0	0	26	59,493	2,489	171	309,450	56,233
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,700	340	8	9,736	2,188
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,342	37	24	47,016	9,267
0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	7,115	192	31	54,915	10,445
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	327	158	12	19,604	3,685
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	12,470	303	15	33,715	6,705
0	0	0	1	1,975	145	0	0	0	4	3,496	97	32	48,808	6,972
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,445	549	2	2,669	953
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7,034	377	20	30,281	10,057
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63	30,532	5,306
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	22,368	3,540
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,000	604	1	1,000	604
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	61,802	8,477
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5,110	563	11	15,888	2,939
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	1	1,071	447	0	0	0	21	27,825	1,637	77	91,018	15,617
25	55,450	21,874	153	403,836	94,756	53	115,899	18,531	1,027	1,704,560	136,996	9,389	13,405,367	2,669,551

平成30年度

推進事業															推進事業 小計	推進 事務費 (千円)	補助 金額 合計
労働力調整シ ステムの構築		果実供給力維持 対策・園地情報 システムの構築		大苗育苗ほの 設置		新技術の導入・ 普及支援		販路開拓・プラ ント化の推進強 化		輸出入果実の 生産・流通体系 の実証		産地キャリアア ップの推進					
件数	補助 金額 (千円)	件数	補助 金額 (千円)	件数	補助 金額 (千円)	件数	補助 金額 (千円)	件数	補助 金額 (千円)	件数	補助 金額 (千円)	件数	補助 金額 (千円)	件数	補助 金額 (千円)		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,415	68,459
0	0	0	0	1	9,068	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9,068	3,695	326,757
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,230	51,470
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,300	8,051
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,655	52,216
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,380	63,250
0	0	0	0	1	356	0	0	0	0	0	0	0	0	1	356	1,490	79,602
0	0	0	0	1	8,089	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8,089	4,980	209,555
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,466
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000	119,432
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,100	7,686
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	800	35,580
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,089	593,095
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	190	10,486
0	0	0	0	1	12,556	0	0	0	0	0	0	0	0	1	12,556	4,700	49,744
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	4,125
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	885	18,514
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,150	65,322
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,070	266,597
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	360	20,579
0	0	0	0	1	11,449	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11,449	5,373	117,168
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,650	86,807
0	0	0	0	1	7,738	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7,738	3,050	111,374
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,749	199,498
0	0	0	0	2	4,959	1	462	0	0	0	0	0	0	3	5,421	2,520	38,610
0	0	0	0	1	4,470	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,470	1,032	29,380
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,328	58,561
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,188
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	485	0	0	0	0	0	0	0	0	1	485	850	10,603
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,445
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	3,785
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,705
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,972
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	953
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,057
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,306
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,540
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	604
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,477
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,939
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,617
0	0	0	0	10	59,170	1	462	0	0	0	0	0	0	11	59,631	59,391	2,788,573

令和元年度

道府県名	整備事業											
	優良品種・品目への転換						廃園			小規模園地整備		
	改植			高接						園内道の整備		
	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)
北海道	74	110,209	31,566	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	408	643,313	170,683	0	0	0	49	140,041	11,203	6	17,486	1,954
岩手県	199	137,462	43,218	0	0	0	0	0	0	1	4,688	3,140
秋田県	20	35,216	10,373	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	119	147,940	28,743	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	25	34,264	8,389	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	480	386,118	65,443	0	0	0	0	0	0	2	3,922	1,106
長野県	638	627,643	161,878	0	0	0	0	0	0	3	7,867	1,153
神奈川県	2	1,941	413	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	264	368,919	84,232	0	0	0	0	0	0	57	193,419	32,909
愛知県	8	8,113	1,614	0	0	0	0	0	0	2	2,603	2,895
三重県	96	117,188	26,679	4	1,810	132	0	0	0	0	0	0
和歌山県	3,521	1,642,315	333,702	1	302	9	2	1,188	119	24	61,671	15,440
鳥取県	5	7,485	1,856	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	84	79,540	17,535	0	0	0	0	0	0	1	3,405	187
山口県	23	23,275	4,948	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	36	33,846	8,103	0	0	0	0	0	0	3	8,766	2,578
香川県	128	115,511	24,067	0	0	0	0	0	0	8	17,325	7,187
愛媛県	447	485,772	103,178	0	0	0	1	300	27	32	98,009	18,059
高知県	61	42,459	9,766	0	0	0	0	0	0	6	19,852	2,985
福岡県	181	291,493	58,335	1	1,000	71	0	0	0	27	169,729	15,589
佐賀県	164	174,371	39,374	3	2,861	144	0	0	0	12	49,721	8,483
長崎県	141	144,908	31,017	1	500	12	0	0	0	46	94,806	28,419
熊本県	429	559,464	120,648	2	2,250	253	1	1,473	147	72	469,742	42,923
大分県	43	43,614	9,158	0	0	0	0	0	0	1	12,917	625
宮崎県	32	53,006	11,351	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	143	145,819	33,137	1	920	59	0	0	0	19	86,699	14,079
沖縄県	10	23,052	5,302	0	0	0	0	0	0	2	2,000	283
宮城県	3	6,000	1,980	0	0	0	0	0	0	1	2,589	257
茨城県	13	15,125	3,210	0	0	0	1	6,030	482	0	0	0
栃木県	12	16,851	4,198	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	14	20,760	3,976	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	1	500	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	10	7,419	2,284	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	25	23,416	3,970	0	0	0	0	0	0	4	13,600	1,893
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	12	20,131	3,422	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	1	1,002	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	4	39,010	6,079	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	6	1,628	359	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	45	102,222	17,222	0	0	0	0	0	0	2	12,500	536
兵庫県	5	7,768	1,308	0	0	0	0	0	0	2	2,350	339
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	24	27,575	4,602	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	7,956	6,773,663	1,497,577	13	9,643	680	54	149,032	11,979	333	1,355,666	203,017

令和元年度														
整備事業														
小規模園地整備									用水・かん水施設の整備			特認事業		
傾斜の緩和			土壌土層改良			排水路の整備						園地管理軌道施設の整備		
園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額(千円)	園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額(千円)	園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額(千円)	園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額(千円)	園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額(千円)
1	20,000	2,940	0	0	0	1	2,550	495	1	11,016	526	0	0	0
3	9,039	2,145	1	3,000	373	21	65,193	7,500	2	4,612	765	0	0	0
1	4,510	1,045	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1,252	138	0	0	0	3	6,793	1,599	33	70,131	9,635	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	114	291,138	21,344	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	17,240	3,545	0	0	0
3	6,293	1,235	0	0	0	6	11,237	1,371	44	81,265	9,133	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	5,424	3,102	0	0	0	2	3,244	350	5	19,026	1,779	14	22,176	6,272
0	0	0	1	1,602	121	1	1,307	696	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	14,600	2,869	0	0	0
5	20,166	7,199	21	22,448	13,243	2	3,779	662	108	242,032	110,571	201	548,397	127,693
0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	33,279	6,214	0	0	0
1	6,000	921	2	2,400	24	0	0	0	6	13,363	1,539	0	0	0
1	1,082	742	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	8,565	1,698	2	11,820	1,012
7	10,603	7,890	7	6,921	1,628	4	9,400	2,575	15	21,157	6,233	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	100,564	45,945	78	210,837	78,932
0	0	0	2	3,726	208	1	1,670	587	1	6,210	3,793	1	1,085	196
6	13,340	5,910	0	0	0	0	0	0	20	55,326	9,872	0	0	0
5	9,131	2,765	0	0	0	0	0	0	17	30,464	5,511	1	3,530	1,138
0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	22,223	3,949	0	0	0
1	1,200	400	0	0	0	0	0	0	15	41,826	9,039	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	17,337	3,280	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	15,887	2,388	0	0	0
5	7,780	2,049	3	3,851	370	2	5,394	299	5	18,208	2,989	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	1,000	68	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	11,612	3,906	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	1,272	188	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	1,252	550	0	0	0	0	0	0
0	0	0	3	6,959	646	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	3,940	205	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6,500	599	0	0	0
3	21,630	15,282	1	8,401	884	3	13,842	1,533	6	33,432	5,696	0	0	0
1	4,150	171	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	3	5,670	661	6	15,441	8,562	14	28,000	7,063	0	0	0
47	141,600	53,934	44	64,978	18,158	56	147,314	27,241	519	1,215,013	279,881	297	797,845	215,243

令和元年度 つづき

整備事業														
特認事業												整備事業		
防霜設備の整備			防風設備の整備			特認植栽			新植			小計		
園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	201,057	29,883	114	344,832	65,410
0	0	0	36	181,783	36,799	74	151,747	26,987	0	0	0	600	1,216,214	258,409
0	0	0	2	8,613	2,527	0	0	0	9	8,587	1,757	212	163,860	51,687
0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	17,717	862	26	52,933	11,235
0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	167,605	13,260	222	393,721	53,375
2	5,200	3,132	14	30,068	6,824	0	0	0	14	24,323	670	169	384,993	40,358
0	0	0	0	0	0	0	0	0	84	104,406	3,277	575	511,686	73,371
13	28,588	9,091	6	14,802	2,616	0	0	0	89	131,101	6,665	802	908,796	193,142
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,941	413
0	0	0	4	8,505	3,348	0	0	0	57	106,084	13,603	406	726,797	145,595
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,602	62	13	15,227	5,388
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108	133,598	29,680
0	0	0	37	59,561	15,792	0	0	0	139	138,181	12,153	4,061	2,740,040	636,584
0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	12,097	4,314	22	52,861	12,384
0	0	0	2	8,836	1,685	0	0	0	15	53,610	3,218	111	167,154	25,110
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	24,357	5,690
0	0	0	0	0	0	1	722	79	0	0	0	48	63,719	13,469
0	0	0	2	3,250	430	0	0	0	49	48,053	1,364	220	232,220	51,374
0	0	0	1	2,995	1,025	0	0	0	19	24,207	548	625	922,684	247,716
0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	86,850	2,463	127	161,852	19,998
0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	37,736	2,573	258	568,624	92,350
0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	13,088	1,057	210	283,166	58,472
0	0	0	8	11,803	2,961	0	0	0	55	102,858	13,142	263	377,098	79,499
0	0	0	0	0	0	0	0	0	183	307,212	6,225	703	1,383,167	179,635
0	0	0	1	2,937	241	0	0	0	42	63,247	5,701	98	140,052	19,004
0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	24,394	916	51	93,287	14,655
0	0	0	4	5,713	699	0	0	0	24	40,962	2,228	206	315,346	55,909
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,700	178	15	27,752	5,831
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	8,589	2,237
0	0	0	0	0	0	3	6,030	261	0	0	0	17	27,185	3,954
4	10,182	3,471	0	0	0	0	0	0	8	10,563	354	30	49,208	11,929
0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	6,623	220	19	27,383	4,197
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	250	12	2	750	97
0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	8,993	491	14	16,412	2,775
0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	10,580	1,133	36	48,868	7,184
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,868	195	3	3,120	745
0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	24,380	1,040	23	51,470	5,108
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4,942	375
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	39,010	6,079
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	8,128	958
5	15,937	5,372	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	207,964	46,526
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6,500	519	11	20,768	2,337
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	18,085	1,728	60	94,771	22,617
24	59,907	21,067	117	338,866	74,947	78	158,499	27,327	1,050	1,804,519	131,811	10,588	13,016,545	2,562,861

令和元年度																	
推進事業																	
労働力調整システムの構築		果実供給力維持対策・園地情報システムの構築		大苗育苗ほの設置		新技術の導入・普及支援		販路開拓・ブランド化の推進強化		輸出用果実の生産・流通体系の実証		産地キャリアプランの推進		推進事業小計		推進事務費(千円)	補助金額合計
件数	補助金額(千円)	件数	補助金額(千円)	件数	補助金額(千円)	件数	補助金額(千円)	件数	補助金額(千円)	件数	補助金額(千円)	件数	補助金額(千円)	件数	補助金額(千円)		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,465	66,875
0	0	0	0	1	10,790	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10,790	4,195	273,394
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,230	52,917
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,300	13,535
0	0	1	2,481	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,481	801	56,657
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,380	41,738
0	0	0	0	1	620	0	0	0	0	0	0	0	0	1	620	1,490	75,481
0	0	0	0	1	7,194	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7,194	4,970	205,306
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	413
0	0	0	0	0	0	1	196	0	0	0	0	0	0	1	196	2,500	148,291
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,200	6,588
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	800	30,480
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,129	640,712
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	190	12,574
0	0	0	0	1	12,352	0	0	0	0	0	0	0	0	1	12,352	4,700	42,162
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	5,940
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	885	14,354
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,150	52,524
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,370	251,086
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	360	20,358
0	0	0	0	1	9,276	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9,276	5,373	107,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,370	61,842
0	0	0	0	1	11,705	0	0	0	0	0	0	0	0	1	11,705	5,000	96,204
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,881	183,516
0	0	0	0	1	1,795	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,795	2,520	23,320
0	0	0	0	1	4,018	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,018	1,338	20,010
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,287	58,196
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,831
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,237
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	850	4,804
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,929
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	4,297
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	97
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,775
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,184
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	745
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,108
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	375
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,079
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	958
0	0	0	0	1	1,905	0	0	1	929	0	0	0	0	2	2,833	0	49,360
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,337
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,617
0	0	1	2,481	9	59,657	1	196	1	929	0	0	0	0	12	63,263	62,084	2,688,208

令和2年度

道府県名	整備事業											
	優良品種・品目への転換									小規模園地整備		
	改植			新植			高接			園内道の整備		
	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)
北海道	87	122,983	36,021	64	216,352	62,888	0	0	0	0	0	0
青森県	400	606,585	181,063	129	282,837	81,424	0	0	0	6	27,856	2,736
岩手県	215	141,634	44,555	37	25,589	8,188	0	0	0	2	16,027	5,424
秋田県	22	22,873	5,784	20	56,567	15,376	0	0	0	0	0	0
山形県	168	179,534	33,048	86	138,816	22,152	0	0	0	0	0	0
福島県	365	407,491	70,932	37	69,800	11,453	0	0	0	0	0	0
山梨県	326	288,423	48,941	79	115,000	18,165	0	0	0	1	1,414	304
長野県	597	575,680	242,105	251	344,970	103,711	0	0	0	3	8,216	504
神奈川県	6	14,368	2,670	1	1,514	289	0	0	0	2	12,550	1,162
静岡県	228	343,499	78,544	86	197,804	41,402	0	0	0	28	73,694	16,601
愛知県	4	4,296	925	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	72	95,201	21,654	8	10,084	1,991	1	200	15	1	1,780	505
和歌山県	700	733,634	147,764	228	288,498	54,568	2	1,773	91	28	85,763	20,657
鳥取県	7	10,162	2,251	15	24,149	5,295	0	0	0	0	0	0
広島県	78	83,214	18,323	46	96,205	21,153	0	0	0	3	11,000	1,874
山口県	14	10,429	2,291	4	4,006	716	0	0	0	0	0	0
徳島県	37	36,012	7,633	18	13,638	2,963	0	0	0	0	0	0
香川県	128	105,820	22,148	97	106,729	21,576	0	0	0	8	28,196	5,913
愛媛県	394	376,532	81,990	142	171,875	33,086	0	0	0	22	56,284	16,896
高知県	26	30,640	7,047	69	80,638	16,197	0	0	0	2	7,213	833
福岡県	203	347,574	69,712	42	65,841	11,055	1	500	95	21	121,549	11,338
佐賀県	162	171,845	39,008	35	36,851	7,394	2	2,561	185	15	47,051	13,633
長崎県	156	171,151	36,582	53	79,394	15,768	7	7,038	183	48	83,134	22,326
熊本県	464	612,305	131,885	263	354,038	59,027	0	0	0	93	424,455	65,419
大分県	29	37,080	7,758	122	250,706	43,855	0	0	0	8	15,193	2,209
宮崎県	14	31,408	8,890	40	70,092	14,959	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	74	100,004	23,506	110	173,785	38,340	0	0	0	22	110,400	14,270
沖縄県	2	2,500	575	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	24	26,838	7,278	12	14,872	2,829	0	0	0	1	2,112	823
栃木県	16	18,450	7,971	10	56,304	9,129	0	0	0	0	0	0
群馬県	17	17,426	5,224	13	18,280	6,200	0	0	0	0	0	0
埼玉県	2	1,550	363	1	1,300	195	0	0	0	0	0	0
千葉県	200	53,613	11,253	13	21,954	4,332	0	0	0	0	0	0
新潟県	32	29,481	6,001	15	21,764	10,101	0	0	0	3	9,584	1,297
富山県	2	2,663	453	13	14,416	2,141	0	0	0	0	0	0
福井県	8	12,479	2,121	6	19,684	2,953	0	0	0	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	7	26,617	4,379	3	25,660	8,211	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	50	157,897	26,982	27	71,199	11,508	1	200	110	4	11,099	3,694
兵庫県	7	3,218	592	2	233	35	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	18	20,817	4,173	13	12,853	1,907	0	0	0	0	0	0
計	5,361	6,033,926	1,450,393	2,210	3,554,297	772,535	14	12,272	678	321	1,154,570	208,418

令和2年度														
整備事業														
小規模園地整備									放任園地の発生防止策			用水・かん水施設の整備		
傾斜の緩和			土壌土層改良			排水路の整備								
園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)
2	7,937	3,195	2	21,845	47	2	13,882	249	0	0	0	0	0	0
5	40,046	10,965	1	2,990	520	10	33,259	4,200	23	70,150	5,612	6	17,370	1,922
0	0	0	0	0	0	1	1,584	335	1	1,307	105	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	6	21,515	1,913	0	0	0	28	56,599	9,011
1	1,000	77	0	0	0	1	1,672	953	0	0	0	53	139,591	11,318
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	18,883	4,010
8	9,306	3,546	1	5,760	3,146	12	29,917	3,754	2	1,886	151	55	107,088	13,536
2	12,550	2,033	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	18,464	5,614
5	16,166	2,951	0	0	0	2	3,083	681	0	0	0	5	4,922	1,565
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,500	429
0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4,940	494	15	32,373	3,586
17	21,364	15,568	7	6,484	1,729	6	13,337	6,733	1	1,000	80	73	198,550	81,906
0	0	0	1	2,726	117	4	8,175	2,960	0	0	0	16	31,659	8,384
0	0	0	1	4,000	689	3	9,778	955	0	0	0	8	16,145	3,673
0	0	0	0	0	0	1	1,111	158	0	0	0	2	3,118	343
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4,478	1,053
1	1,023	1,155	17	14,207	5,383	3	11,282	848	0	0	0	11	16,697	6,739
1	810	1,392	0	0	0	1	3,348	495	1	210	21	77	161,165	67,841
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,483	148	1	1,070	914
0	0	0	3	12,344	2,834	4	8,701	1,527	0	0	0	21	36,857	11,294
5	8,690	3,557	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	38,872	5,127
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,138	1,161
1	5,775	1,485	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	58,181	7,121
0	0	0	10	6,115	1,118	10	6,741	446	9	7,559	756	10	36,557	2,082
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,039	725
6	15,166	2,557	0	0	0	1	1,198	289	0	0	0	9	16,054	2,345
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	3,859	38	2	1,058	77	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	2,150	925	0	0	0	4	4,748	908	1	872	70	2	3,000	1,500
0	0	0	3	6,746	168	4	7,701	591	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	3,500	1,966	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	4,019	1,252	0	0	0	5	41,947	7,815
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	18,010	14,240	3	5,966	1,017	2	11,401	1,454	0	0	0	15	103,826	7,225
0	0	0	0	0	0	2	1,465	346	0	0	0	1	1,950	290
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	2	3,392	1,142	0	0	0	8	13,260	3,701
59	159,993	63,645	49	89,183	16,767	84	208,668	34,194	45	90,465	7,513	479	1,183,353	272,231

令和2年度 つづき

整備事業												推進事業	
特認事業									整備事業			労働力調整システムの構築	
園地管理軌道施設の整備			防霜設備の整備			防風設備の整備			小計			件数	補助金額 (千円)
園地 数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地 数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地 数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地 数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)		
0	0	0	0	0	0	1	5,800	2,844	158	388,799	105,243	0	0
0	0	0	0	0	0	30	115,650	31,272	610	1,196,743	319,713	0	0
0	0	0	0	0	0	4	12,148	3,490	260	198,289	62,097	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	79,440	21,160	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	288	396,464	66,124	0	0
0	0	0	4	11,421	4,462	306	691,043	183,447	767	1,322,018	282,641	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	418	423,720	71,420	0	0
0	0	0	12	36,806	7,992	10	28,401	10,772	951	1,148,030	389,216	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	59,446	11,768	0	0
6	13,999	4,792	0	0	0	5	22,752	3,139	365	675,919	149,673	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5,796	1,354	0	0
0	0	0	0	0	0	1	3,000	783	102	147,578	29,029	0	0
188	526,222	118,230	5	8,613	3,750	43	61,161	18,033	1,298	1,946,399	469,111	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	76,871	19,008	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	139	220,342	46,667	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	18,664	3,508	0	0
2	7,776	1,370	0	0	0	0	0	0	60	61,904	13,019	0	0
3	7,883	2,473	0	0	0	1	1,023	229	269	292,860	66,464	0	0
103	250,488	101,312	0	0	0	3	9,079	2,350	744	1,029,791	305,383	0	0
2	6,910	936	0	0	0	0	0	0	101	127,954	26,076	0	0
0	0	0	0	0	0	2	5,782	519	297	599,148	108,374	0	0
0	0	0	0	0	0	1	1,958	562	236	307,828	69,466	0	0
0	0	0	0	0	0	22	69,903	9,549	287	412,758	85,567	0	0
0	0	0	0	0	0	2	3,146	899	844	1,457,900	265,835	0	0
3	4,227	1,217	3	4,514	2,547	0	0	0	204	368,692	61,988	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	102,539	24,574	0	0
0	0	0	0	0	0	2	6,016	1,008	224	422,623	82,315	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2,500	575	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	5	8,449	3,799	42	52,271	14,729	0	0
0	0	0	2	8,383	3,057	0	0	0	31	88,054	20,271	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	35,706	11,424	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2,850	558	0	0
0	0	0	0	0	0	1	1,110	77	222	87,447	19,066	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	75,276	18,157	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	20,579	4,560	0	0
0	0	0	0	0	0	3	11,512	749	23	89,641	14,890	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	52,277	12,590	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	4	15,525	5,700	0	0	0	110	395,123	71,929	0	0
1	2,000	1,452	0	0	0	0	0	0	13	8,866	2,716	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	50,322	10,923	0	0
308	819,505	231,782	30	85,262	27,507	442	1,057,933	273,520	9,402	14,449,427	3,359,183	0	0

令和2年度		推進事業												推進 事務費 (千円)	補助 金額 合計
果実供給力維持対 策・圃地情報システム の構築		大苗育苗ほの設 置		新技術の導入・普 及支援		販路開拓・ブランド 化の推進強化		輸出用果実の生産・ 流通体系の実証		産地キャリアプラン の推進		推進事業 小計			
件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,465	106,708
0	0	1	8,852	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8,852	4,180	332,745
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,762	64,859
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,150	23,310
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	801	66,925
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,435	284,076
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,570	72,990
0	0	1	4,136	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,136	10,815	404,167
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,768
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,730	152,403
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,200	2,554
0	0	0	0	1	71	0	0	0	0	0	0	1	71	800	29,899
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,306	472,416
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	190	19,198
0	0	1	9,499	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9,499	4,700	60,866
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,508
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	835	13,854
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	700	67,164
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,750	309,133
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	860	26,936
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,100	113,474
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,210	73,676
0	0	1	8,844	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8,844	4,600	99,011
0	0	1	1,368	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,368	3,901	271,105
0	0	1	1,298	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,298	2,520	65,805
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,311	25,885
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,953	85,268
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	575
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	850	15,579
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,271
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	11,524
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	558
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19,066
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,157
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,560
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,890
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,590
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	2,097	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,097	0	74,026
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,716
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,923
0	0	7	36,095	1	71	0	0	0	0	0	0	8	36,166	69,794	3,465,144

令和3年度

道府県名	整備事業											
	優良品種・品目への転換									小規模園地整備		
	改植			新植			高接			園内道の整備		
	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)
北海道	97	110,856	30,434	70	236,122	68,602	0	0	0	0	0	0
青森県	472	726,059	206,718	149	291,686	77,798	0	0	0	14	59,615	6,041
岩手県	179	96,859	30,856	60	40,890	13,056	0	0	0	1	1,000	1,232
秋田県	31	28,121	5,802	5	18,931	5,286	0	0	0	0	0	0
山形県	120	145,903	25,742	102	162,030	25,770	0	0	0	0	0	0
福島県	33	38,236	8,626	50	71,325	12,932	0	0	0	0	0	0
山梨県	344	308,766	52,318	149	175,670	26,150	0	0	0	1	1,095	1,440
長野県	667	626,434	227,194	327	443,372	125,788	0	0	0	5	10,352	738
神奈川県	1	283	48	1	1,212	231	0	0	0	1	1,212	1,600
静岡県	223	283,513	64,531	91	135,774	28,046	0	0	0	40	99,771	18,944
愛知県	10	10,809	2,580	17	67,065	12,961	0	0	0	0	0	0
三重県	54	62,092	14,177	20	28,087	5,115	1	1,000	77	0	0	0
和歌山県	879	962,545	189,491	383	477,773	83,238	4	3,410	486	39	136,874	33,370
鳥取県	8	10,829	3,028	11	17,827	3,890	0	0	0	0	0	0
広島県	61	55,771	11,999	44	53,014	10,790	0	0	0	1	2,783	182
山口県	18	24,120	4,611	8	6,436	1,237	0	0	0	0	0	0
徳島県	56	45,728	10,522	30	29,822	6,081	0	0	0	5	7,333	1,459
香川県	110	109,620	23,585	123	152,417	28,686	0	0	0	10	35,064	7,842
愛媛県	280	244,803	54,191	178	211,303	40,883	0	0	0	27	78,455	15,063
高知県	63	46,887	10,779	59	88,338	17,760	0	0	0	1	9,900	1,760
福岡県	200	310,084	62,882	85	142,314	26,236	0	0	0	31	131,925	19,328
佐賀県	136	146,074	33,019	48	59,506	13,053	1	1,174	152	16	62,731	12,729
長崎県	125	123,664	26,924	80	139,263	37,150	5	5,116	167	37	76,969	16,530
熊本県	365	534,420	115,433	292	502,315	83,061	0	0	0	72	304,135	39,222
大分県	27	30,165	6,154	103	279,325	50,772	0	0	0	0	0	0
宮崎県	17	26,787	10,134	18	48,678	10,737	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	54	74,470	16,606	127	194,805	41,032	0	0	0	12	60,411	6,703
沖縄県	1	1,320	304	2	3,224	677	0	0	0	0	0	0
宮城県	4	4,000	840	4	7,400	5,297	0	0	0	0	0	0
茨城県	10	14,641	3,940	15	17,229	3,103	0	0	0	0	0	0
栃木県	11	19,597	7,969	7	19,897	2,985	0	0	0	0	0	0
群馬県	9	9,359	1,894	17	18,891	5,412	0	0	0	0	0	0
埼玉県	1	576	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	36	10,536	2,552	17	13,503	2,888	0	0	0	2	4,150	2,963
新潟県	44	41,753	9,605	18	25,086	5,831	0	0	0	3	13,868	2,264
富山県	0	0	0	5	8,096	1,135	0	0	0	0	0	0
福井県	16	26,986	4,471	11	19,069	2,849	0	0	0	2	1,294	1,811
岐阜県	1	2,100	357	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	6	26,007	4,638	2	2,427	777	0	0	0	0	0	0
京都府	5	6,660	1,255	6	9,590	1,452	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	54	105,687	16,977	25	49,094	8,047	2	3,586	337	4	11,919	1,762
兵庫県	2	1,375	234	6	9,025	3,995	0	0	0	1	3,406	560
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	25	29,448	5,521	12	17,049	2,832	0	0	0	0	0	0
計	4,855	5,483,943	1,309,040	2,777	4,294,880	903,618	13	14,286	1,219	325	1,114,262	193,544

令和3年度																	
整備事業																	
小規模園地整備			傾斜の緩和			土壌土層改良			排水路の整備			放任園地の発生防止策			用水・かん水施設の整備		
園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)	園地数	面積(㎡)	補助金額(千円)			
3	11,268	3,916	1	10,000	187	1	2,640	732	0	0	0	0	0	0			
12	35,295	10,617	4	6,241	1,522	23	83,365	10,124	46	122,466	9,797	7	46,064	6,114			
7	3,414	2,731	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
0	0	0	0	0	0	4	10,108	1,242	0	0	0	27	56,767	13,584			
2	6,338	415	1	5,288	60	0	0	0	0	0	0	39	91,930	7,889			
0	0	0	0	0	0	3	5,139	683	0	0	0	12	18,074	3,994			
14	31,114	8,321	0	0	0	25	65,029	7,294	4	6,404	512	68	132,168	15,065			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
2	21,473	11,929	0	0	0	1	1,821	475	0	0	0	9	21,879	2,645			
0	0	0	1	1,400	239	0	0	0	0	0	0	2	2,400	440			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	32,784	7,421			
23	30,391	27,382	7	7,612	1,304	13	40,126	7,236	0	0	0	113	278,049	102,925			
0	0	0	2	2,507	173	1	2,846	1,144	0	0	0	17	35,746	8,368			
1	1,789	150	1	1,600	268	1	1,500	248	0	0	0	17	52,773	9,421			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
0	0	0	1	6,288	95	0	0	0	0	0	0	2	4,106	974			
7	8,243	4,398	9	12,550	3,670	3	3,673	1,189	0	0	0	12	35,636	6,113			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,102	168	57	112,086	50,923			
1	1,554	71	0	0	0	0	0	0	1	1,538	154	3	5,388	2,740			
8	21,724	9,931	5	20,896	5,199	2	13,828	1,914	1	1,701	136	13	24,574	5,923			
5	6,956	2,548	1	1,956	503	1	2,062	1,166	4	5,370	537	14	23,761	7,137			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,300	213			
6	28,278	10,657	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	20,271	3,499			
3	3,648	1,759	3	8,141	219	3	9,967	1,629	2	5,628	450	36	153,117	8,396			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3,382	1,676			
2	10,958	1,670	3	3,616	551	7	16,289	3,029	1	1,000	100	11	22,228	3,755			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
0	0	0	1	1,300	1,045	0	0	0	0	0	0	1	2,100	70			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8,300	1,312			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
0	0	0	1	3,550	1,374	0	0	0	0	0	0	1	3,550	55			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
0	0	0	2	2,390	292	0	0	0	0	0	0	1	1,000	78			
0	0	0	0	0	0	3	6,683	1,617	0	0	0	0	0	0			
4	8,386	778	4	8,841	728	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3,200	732			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4,266	820			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
6	16,327	9,822	3	7,000	3,343	5	20,213	3,329	1	2,000	160	6	21,344	6,667			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	13,779	3,455			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
0	0	0	0	0	0	3	7,815	1,491	0	0	0	15	25,521	8,701			
106	247,156	107,096	50	111,176	20,773	99	293,104	44,542	61	148,209	12,015	517	1,257,543	291,104			

令和3年度 つづき

整備事業												推進事業	
特認事業									整備事業			労働力調整システム構築	
園地管理軌道施設の整備			防霜設備の整備			防風設備の整備			小計			件数	補助金額 (千円)
園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (㎡)	補助金額 (千円)		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	172	370,886	103,870	0	0
0	0	0	5	27,320	7,176	36	166,232	39,814	768	1,564,343	375,722	0	0
0	0	0	0	0	0	2	3,334	458	249	145,497	48,333	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	47,052	11,088	0	0
0	0	0	0	0	0	2	5,545	767	255	380,353	67,105	0	0
0	0	0	4	6,387	2,324	16	26,742	5,787	145	246,246	38,034	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	509	508,744	84,586	0	0
0	0	0	14	42,241	11,685	2	6,609	2,346	1,126	1,363,723	398,945	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2,707	1,879	0	0
14	35,278	12,588	0	0	0	29	78,932	15,709	409	678,441	154,868	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	81,674	16,219	0	0
1	1,859	292	0	0	0	0	0	0	90	125,822	27,083	0	0
269	786,715	170,499	1	2,292	741	35	58,906	15,819	1,766	2,784,693	632,491	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	69,755	16,603	0	0
1	1,527	815	0	0	0	0	0	0	127	170,757	33,873	0	0
0	0	0	4	7,664	5,588	0	0	0	30	38,220	11,436	0	0
0	0	0	0	0	0	3	6,392	2,321	97	99,669	21,452	0	0
1	1,931	363	0	0	0	8	13,293	4,211	283	372,427	80,058	0	0
114	318,957	125,736	0	0	0	3	4,908	1,698	660	972,614	288,662	0	0
2	3,584	2,206	0	0	0	0	0	0	130	157,189	35,470	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	345	667,046	131,549	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	226	309,590	70,845	0	0
0	0	0	0	0	0	16	27,203	6,515	264	373,515	87,499	0	0
0	0	0	0	0	0	1	3,131	720	743	1,392,550	252,592	0	0
0	0	0	5	21,117	7,525	29	98,292	2,475	211	609,400	79,379	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	78,847	22,548	0	0
0	0	0	0	0	0	3	5,161	769	220	388,938	74,216	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4,544	981	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	14,800	7,252	0	0
0	0	0	1	1,168	354	1	2,256	1,242	27	35,294	8,639	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	47,794	12,265	0	0
0	0	0	0	0	0	0	1	2,619	1,798	30,869	9,104	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7,676	1,527	0	0
2	4,679	2,503	0	0	0	2	2,000	1,484	59	34,868	12,389	0	0
0	0	0	0	0	0	3	9,715	6,817	71	93,812	24,886	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	14,779	2,752	0	0
0	0	0	0	0	0	2	4,220	666	39	68,796	11,303	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,100	357	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	31,634	6,146	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	20,516	3,526	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	1,000	492	107	238,170	50,936	0	0
1	3,406	1,000	0	0	0	0	0	0	16	30,991	9,244	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	1,627	338	56	81,460	18,882	0	0
405	1,157,936	316,002	34	108,189	35,392	196	528,117	112,248	9,438	14,758,801	3,346,593	0	0

令和3年度															
推進事業												推進事業 小計	推進 事務費 (千円)	補助 金額 合計	
果実供給力維持対 策・園地情報シス テムの構築		大苗 育苗ほの設 置		新技術の導入・ 普及支援		販路開拓・プラ ント化の推進強化		輸出用果実の生 産・流通体系の実 証		産地キャリアア ップの推進					
件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)	件数	補助金額 (千円)		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,565	105,435
0	0	1	9,551	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9,551	4,180	389,453
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,762	51,095
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,300	13,388
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,111	68,216
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,396	39,430
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,570	86,156
0	0	1	4,086	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,086	6,315	409,346
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,879
0	0	1	1,664	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,664	2,650	159,182
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,380	17,599
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	800	27,883
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,442	635,933
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	170	16,773
0	0	1	9,442	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9,442	4,700	48,015
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	11,686
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	847	22,299
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,050	81,108
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,750	292,412
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	860	36,330
0	0	1	1,217	1	350	0	0	0	0	0	0	2	1,567	5,100	138,216
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,260	75,105
0	0	1	8,857	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8,857	4,900	101,256
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,308	256,901
0	0	2	1,590	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,590	2,520	83,489
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,311	23,859
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,453	76,670
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	981
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,252
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	850	9,489
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,265
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	9,204
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,527
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,389
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24,886
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,752
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,303
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	357
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,146
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,526
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	2,572	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,572	0	53,508
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,244
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,882
0	0	9	38,981	1	350	0	0	0	0	0	0	10	39,330	66,901	3,452,825

## 9. 果樹未収益期間支援事業

計画採択分の事業の実施状況

	29年度			30年度			元年度		
	園地数	面積 (千㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (千㎡)	補助金額 (千円)	園地数	面積 (千㎡)	補助金額 (千円)
北海道	94	232	49,955	121	268	57,689	111	311	65,820
青森県	545	1,014	221,977	497	952	208,470	482	795	174,312
岩手県	296	205	44,918	231	161	35,179	208	146	31,948
秋田県	24	33	7,338	14	22	4,857	26	53	11,346
山形県	80	120	26,480	245	295	64,146	185	316	67,862
福島県	38	52	11,274	34	74	15,927	39	59	12,553
山梨県	500	485	105,700	555	470	103,177	564	491	107,278
長野県	811	872	190,148	690	730	159,290	727	759	165,092
神奈川県	7	9	1,927	2	3	634	2	2	395
静岡県	524	725	159,121	295	462	101,295	321	475	104,192
愛知県	14	14	3,156	52	38	8,296	9	10	2,137
三重県	121	160	35,235	100	115	25,342	96	117	25,606
和歌山県	1,057	1,240	272,286	2,077	1,540	338,025	3,659	1,780	390,853
鳥取県	5	6	1,250	7	14	3,160	12	20	4,251
広島県	151	150	32,893	93	148	32,063	99	133	28,856
山口県	25	23	4,919	10	15	3,154	23	23	5,031
徳島県	37	30	6,530	34	36	7,860	37	35	7,605
香川県	182	160	35,225	206	209	45,898	177	164	35,773
愛媛県	690	728	160,105	496	536	117,886	466	510	111,954
高知県	31	39	8,595	77	83	18,065	116	129	28,448
福岡県	298	462	101,282	237	361	79,047	204	329	72,389
佐賀県	160	181	39,692	213	271	58,452	172	187	40,975
長崎県	187	217	46,272	220	325	69,528	196	248	52,130
熊本県	748	1,245	272,539	688	957	209,317	612	867	190,150
大分県	76	105	22,731	60	122	26,221	85	107	23,082
宮崎県	87	157	34,351	68	108	23,386	48	77	17,028
鹿児島県	178	296	64,727	137	210	45,822	167	187	40,413
沖縄県	7	8	1,849	8	10	2,142	12	25	5,445
宮城県	0	0	0	0	0	0	3	6	1,320
茨城県	16	31	6,790	19	31	6,747	16	21	4,617
栃木県	17	29	6,243	26	33	7,357	20	27	6,010
群馬県	21	45	9,978	12	20	4,313	19	27	6,009
埼玉県	0	0	0	0	0	0	2	1	165
千葉県	5	3	729	10	16	3,586	14	16	3,611
新潟県	45	33	7,250	27	30	6,700	31	34	7,419
富山県	3	5	985	2	3	564	2	2	386
福井県	18	21	4,718	13	19	4,264	20	45	9,792
岐阜県	1	1	316	63	31	6,479	1	1	220
滋賀県	5	20	4,107	5	22	4,581	4	39	7,867
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	1	1	220	6	2	358
奈良県	12	45	9,962	13	24	5,358	45	102	22,489
兵庫県	11	46	9,897	9	11	2,497	8	14	3,091
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	62	62	13,569	50	52	11,379	37	46	9,767
計	7,189	9,311	2,037,021	7,717	8,829	1,928,371	9,083	8,737	1,906,048

	2年度			3年度		
	園地数	面積 (千m <sup>2</sup> )	補助金額 (千円)	園地数	面積 (千m <sup>2</sup> )	補助金額 (千円)
北海道	151	339	70,977	165	342	72,720
青森県	529	889	193,639	621	1,018	222,718
岩手県	252	167	36,639	239	138	30,116
秋田県	42	79	17,093	36	47	10,351
山形県	252	315	68,823	222	308	65,840
福島県	402	477	103,033	83	110	23,812
山梨県	405	403	88,166	493	484	105,464
長野県	848	921	199,517	994	1,070	232,186
神奈川県	7	16	3,464	2	1	305
静岡県	314	541	118,688	314	419	91,357
愛知県	4	4	945	27	78	16,182
三重県	80	105	22,896	74	90	19,681
和歌山県	928	1,020	223,355	1,262	1,440	315,077
鳥取県	22	34	7,123	19	29	6,235
広島県	123	179	38,620	105	109	23,561
山口県	18	14	3,176	26	31	6,722
徳島県	55	50	10,528	86	76	16,292
香川県	225	213	46,228	233	262	57,517
愛媛県	536	548	120,063	458	456	99,996
高知県	95	111	24,481	122	135	29,745
福岡県	245	413	90,861	283	450	98,795
佐賀県	197	209	45,598	184	206	44,879
長崎県	209	251	52,699	205	263	55,148
熊本県	727	966	211,140	657	1,037	227,351
大分県	151	288	61,814	130	309	64,341
宮崎県	54	102	21,553	35	75	16,144
鹿児島県	184	274	59,914	181	269	59,009
沖縄県	2	3	550	3	5	1,000
宮城県	0	0	0	8	11	2,446
茨城県	36	42	9,075	25	32	7,011
栃木県	25	75	16,298	18	39	8,689
群馬県	28	35	7,612	26	28	6,163
埼玉県	3	3	627	1	1	127
千葉県	213	76	16,577	53	24	5,289
新潟県	47	51	11,019	62	67	14,509
富山県	15	17	3,667	5	8	1,664
福井県	14	32	7,076	27	46	9,964
岐阜県	0	0	0	1	2	462
滋賀県	10	52	11,007	8	28	5,735
京都府	0	0	0	11	16	3,575
大阪府	0	0	0	0	0	0
奈良県	75	227	49,884	76	148	32,512
兵庫県	9	3	715	7	7	1,539
岡山県	0	0	0	0	0	0
島根県	31	34	7,245	37	46	9,971
計	7,563	9,578	2,082,384	7,624	9,760	2,122,200

## 10. 自然災害対応事業・果樹産地再生支援対策事業・大雪対応緊急支援事業

### (1) 果樹経営支援対策事業（自然災害対応事業、平成30年度）

事業種目	事業費 千円	うち補助金 千円	対象品目	摘要 (支援対象者)
果樹経営支援対策事業 (自然災害対応事業)	11,778	5,493	うんしゅ うみかん、 その他か んきつ	JA松山市、JAえひめ中央、JA東宇 和、JAえひめ南 モノレール被災による収穫物の運 搬 補助金 3,872 千円 樹体保護作業 補助金 1,622 千円
合計	11,778	5,493		

### (2) 果樹産地再生支援対策（令和元年度）

事業種目	事業費 千円	うち補助金 千円	対象品目	摘要 (事業実施主体)
果樹産地再生支援対策 (令和元年度)	448,800	447,303	りんご、 もも、ぶ どう、く りなど	長野県、福島県 次期作（樹体洗浄・樹勢回復） 補助金 313,913 千円 次期作（病害のまん延防止） 補助金 47,264 千円 改植 補助金 81,064 千円 早期成園化（大苗の育成） 補助金 4,782 千円 早期成園化（代替農地） 補助金 262 千円
合計	448,800	447,303		

### (3) 果樹産地再生支援対策（令和2年度）

事業種目	事業費 千円	うち補助金 千円	対象品目	摘要 (事業実施主体)
果樹産地再生支援対策 (令和2年度)	56,550	55,870	おうと う、も	山形県、熊本県 樹体保護 補助金 45,115 千円

			も、すもも、西洋なし、りんご、うんしゅうみかん、不知火	病害の発生・まん延防止 補助金 10,755 千円
合 計	56,550	55,870		

## (4) 大雪対応果樹産地再生支援対策 (令和2年度)

事業種目	事業費 千円	うち補助金 千円	対象品目	摘 要 (事業実施主体)
大雪対応果樹産地再生支援対策 (令和2年度)	33,064	30,428	りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、ブルーベリー	北海道、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県
合 計				

(注) 事業費及び補助金は、計画承認ベース

## (5) 果樹気象災害対応緊急支援事業 (令和3年度)

事業種目	事業費 千円	うち補助金 千円	対象品目	摘 要 (事業実施主体)
果樹気象災害対応緊急支援事業 (令和3年度)	752,745	369,313	りんご、なし、ぶどう、おうとう、もも、すもも、かき	山形県、福島県、栃木県、群馬県、長野県、広島県
合 計				

(注) 事業費及び補助金は、計画承認ベース

11. 果樹気象災害対応緊急支援事業（令和3年度）

（（公財）日本特産農産物協会（基金管理団体）の基金事業を活用）

（単位：千円）

都道府県名	事業内容 (防霜設備・防雹設備)	設置数	支払年度	事業費	補助金
山形県	防霜ファン かん水設備 高機能燃焼設備	4基 14,730m 1,346台	令和3年度	37,512	18,396
			令和4年度	59,412	28,853
				<67,851>	<33,009>
			計	96,924 <105,363>	47,249 <51,404>
福島県	防霜ファン 多目的防災網	745基 1式	令和4年度	491,962	241,575
栃木県	防霜ファン	115基	令和3年度	51,590	25,095
群馬県	防霜ファン	13基	令和3年度	4,268	2,134
			令和4年度	3,177	1,589
			計	7,445	3,723
長野県	防霜ファン 高機能燃焼設備	136基 35台	令和3年度	55,143	27,206
			令和4年度	11,053	5,526
				<13,004>	<6,502>
			計	66,196 <68,147>	32,732 <33,708>
広島県	防霜ファン	13基	令和3年度	7,572	3,442
合計	防霜ファン かん水設備 多目的防災網 高機能燃焼設備	1,035基 14,730m 1式 1,381台	令和3年度	156,085	76,272
			令和4年度	565,604	277,543
				<596,660>	<293,041>
			計	721,690 <732,080>	353,816 <358,947>

注：山形県、長野県及び合計の令和4年度は支払見込額を含む（〈〉内は支払見込額）。

## 12. 令和4年度果樹先導的取組支援事業

(事業計画承認分)

道府県名	果樹先導的取組支援事業 合 計			整 備 事 業 ( 内 訳 )								
				①優良品種・品目への転換								
				改植			新植			果樹棚		
	園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額 (千円)	園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額 (千円)	園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額 (千円)	園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額 (千円)
北海道	44	56,659	9,235	23	12,906	2,491	8	19,197	4	0	0	0
青森県	33	189,633	24,303	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	39	25,992	16,563	1	863	69	20	17,642	4	11	5,226	10,329
山形県	48	104,546	11,904	9	14,424	2,603	29	64,070	5	0	0	0
福島県	166	268,195	89,673	18	22,985	1,788	56	69,615	6	40	58,024	57,622
山梨県	576	556,841	191,113	236	201,753	14,451	147	168,637	8	174	156,091	161,416
長野県	294	570,660	234,135	23	23,423	3,155	86	144,706	24	108	199,282	160,241
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	14	77,138	32,753	0	0	0	3	29,000	21	0	0	0
愛知県	1	4,000	187	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	14	32,586	4,354	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	287	862,149	233,500	3	2,618	348	5	7,466	0	8	10,084	10,652
鳥取県	11	22,137	7,511	1	942	657	2	2,594	0	1	1,594	859
広島県	21	115,576	21,012	0	0	0	4	25,548	1	4	25,548	10,396
山口県	1	1,632	362	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	3	7,962	1,742	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	96	294,584	95,280	2	3,642	411	6	24,116	2,675	8	27,758	18,812
愛媛県	38	76,619	32,885	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	4	12,892	2,055	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	52	160,274	50,478	7	10,900	874	6	10,989	5,975	0	0	0
佐賀県	3	2,958	1,666	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	31	56,459	14,823	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	6	9,920	2,151	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	36	202,066	16,811	0	0	0	16	30,128	3,376	0	0	826
宮崎県	6	9,768	3,190	0	0	0	3	4,050	2,375	0	0	0
鹿児島県	60	123,250	14,525	7	10,989	1,090	36	72,032	5,895	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	10	24,505	5,610	0	0	0	1	1,278	27	1	1,278	530
栃木県	8	32,350	9,718	0	0	0	1	3,928	128	1	3,928	2,539
群馬県	2	6,414	3,544	0	0	0	1	3,207	1,355	0	0	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	28	70,046	17,826	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	24	52,179	9,732	1	1,000	20	12	25,791	3,504	8	19,653	3,628
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	43	162,906	36,990	5	18,987	1,762	4	3,079	555	5	5,139	5,048
兵庫県	8	22,358	7,854	0	0	0	2	6,463	6,237	0	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	86	138,960	32,326	22	37,740	6,412	31	42,005	4,552	0	0	0
計	2,093	4,354,214	1,235,815	358	363,172	36,131	479	775,541	110,129	369	513,605	442,898

注：果樹先導的取組支援事業の合計は、果樹棚の園地数、面積及び補助金額をそれぞれ合計したものである。

②災害対応設備の設置						③安定生産に資する設備の設置					
防霜設備			防風設備			用水・かん水施設の整備			園地管理軌道施設の整備		
園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額(千円)	園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額(千円)	園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額(千円)	園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額(千円)
0	0	0	0	0	0	12	18,306	867	0	0	0
2	8,125	2,528	9	48,025	8,707	3	9,566	2,122	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	7	2,261	2,150	0	0	0
0	0	0	0	0	0	8	18,821	2,947	0	0	0
1	1,204	945	12	28,349	10,577	27	66,364	6,208	0	0	0
0	0	0	0	0	0	12	20,898	5,146	0	0	0
6	25,137	6,811	0	0	0	39	103,925	6,876	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	2	2,633	838	5	32,147	7,442	1	1,200	880
0	0	0	0	0	0	1	4,000	187	0	0	0
0	0	0	0	0	0	11	21,146	3,103	2	10,100	757
1	7,372	2,649	28	46,624	18,305	49	140,871	57,150	175	581,900	125,976
0	0	0	2	7,664	2,066	4	6,543	2,260	0	0	0
1	11,240	3,803	0	0	0	7	20,958	2,943	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	1,632	362	0	0	0
0	0	0	0	0	0	2	3,286	195	0	0	0
0	0	0	10	31,351	17,038	21	59,436	19,032	2	3,507	1,295
0	0	0	0	0	0	12	24,942	13,949	20	32,065	16,172
0	0	0	0	0	0	1	1,606	220	2	6,961	1,082
0	0	0	2	2,441	340	12	33,321	11,234	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	972	828	0	0	0
0	0	0	9	11,215	5,236	7	11,700	1,144	0	0	0
0	0	0	0	0	0	4	4,420	1,263	0	0	0
1	4,640	1,990	8	102,483	3,441	6	12,045	1,627	0	0	0
0	0	0	0	0	0	3	5,718	816	0	0	0
0	0	0	1	2,052	598	4	6,375	459	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	8,359	2,672	6	13,590	2,380	0	0	0	0	0	0
5	14,424	6,208	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	1	3,207	2,189	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	51,012	15,338	1	1,067	424	1	4,165	726	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	7,953	2,079	0	0	0	4	19,513	4,362	0	0	0
0	0	0	2	4,347	765	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	26	45,742	15,542	0	0	0
45	139,466	45,021	93	305,048	72,904	290	700,679	171,159	202	635,733	146,161

④ほ場条件の整備						④ほ場条件の整備（続き）					
園内道の整備			傾斜の緩和			土壌土層改良			排水路の整備		
園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額 (千円)	園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額 (千円)	園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額 (千円)	園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額 (千円)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6,250	2,024
13	99,133	8,413	0	0	0	0	0	0	6	24,784	2,534
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7,231	1,145
3	6,392	1,361	1	1,265	919	0	0	0	8	13,997	4,618
0	0	0	0	0	0	1	360	173	6	9,102	1,816
8	22,687	1,711	11	30,760	25,007	2	3,362	91	11	17,378	6,664
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	12,158	2,176	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	1,340	495	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	46,696	13,450	3	13,081	3,551	0	0	0	3	5,437	1,246
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,800	1,317
2	5,382	804	1	10,950	987	1	10,950	513	1	5,000	438
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	4,676	1,547	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	37,499	9,072	6	24,339	5,710	16	36,176	12,976	14	46,760	8,259
6	19,612	2,765	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	4,325	753	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	60,348	10,660	2	3,603	6,111	3	10,627	4,571	6	28,045	10,713
2	1,986	839	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	33,544	8,444	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	5,500	888	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	28,322	4,450	0	0	0	0	0	0	3	24,448	1,100
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	22,259	3,899	1	800	539	0	0	0	3	8,743	2,045
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10,070	843
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	13,802	1,338	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5,735	2,580
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	30,306	5,053	4	24,846	7,920	9	40,406	900	3	12,677	9,312
0	0	0	0	0	0	1	3,963	0	3	7,585	852
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	2	3,500	1,199	0	0	0	5	9,973	4,620
113	455,967	78,118	31	113,144	51,942	33	105,844	19,223	80	246,015	62,126

(参考) 未収益期間支援事業 (先導的取組支援事業 の改植・新植対応)			(参考) 先 導的取組支 援+未収益	道府県名
園地数	面積(m <sup>2</sup> )	補助金額 (千円)	補助金額 (千円)	
31	32,103	6,820	16,055	北海道
0	0	0	24,303	青森県
0	0	0	0	岩手県
21	18,505	3,897	20,460	秋田県
37	77,025	16,698	28,603	山形県
74	92,600	20,077	109,750	福島県
383	368,776	80,400	271,514	山梨県
109	168,129	35,567	269,703	長野県
0	0	0	0	神奈川県
0	0	0	32,753	静岡県
0	0	0	187	愛知県
0	0	0	4,354	三重県
8	10,084	2,218	235,719	和歌山県
3	3,536	778	8,289	鳥取県
4	25,548	5,175	26,187	広島県
0	0	0	362	山口県
0	0	0	1,742	徳島県
8	27,758	5,629	100,909	香川県
0	0	0	32,885	愛媛県
0	0	0	2,055	高知県
13	21,889	4,720	55,199	福岡県
0	0	0	1,666	佐賀県
0	0	0	52,658	長崎県
0	0	0	2,151	熊本県
16	30,128	6,405	23,216	大分県
3	4,050	866	4,056	宮崎県
43	83,021	18,265	32,790	鹿児島県
0	0	0	0	沖縄県
0	0	0	0	宮城県
1	1,278	281	5,891	茨城県
1	3,928	864	10,582	栃木県
1	3,207	706	4,249	群馬県
0	0	0	0	埼玉県
0	0	0	0	千葉県
0	0	0	17,826	新潟県
13	26,791	5,728	15,460	富山県
0	0	0	0	福井県
0	0	0	0	岐阜県
0	0	0	0	滋賀県
0	0	0	0	京都府
0	0	0	0	大阪府
9	22,066	4,536	41,526	奈良県
2	6,463	1,372	9,226	兵庫県
0	0	0	0	岡山県
53	79,745	17,131	49,457	島根県
833	1,106,630	238,136	1,511,785	

### 13. 未来型果樹農業等推進条件整備事業

(単位：千円)

年度	都道府県名	支援対象者	取組内容等	事業費	補助金
令和2年度	青森県	ジャパンアップル株式会社	・りんご超高密植栽培 6.8ha ・農業機械（SS、乗用草刈機、高所作業機）の導入	75,777	60,130 (3年度支払)
令和3年度	青森県	ジャパンアップル株式会社	・りんご超高密植栽培 5.8ha ・農業機械（SS）の導入	52,363	44,096 (4年度支払)
	富山県	トレボー株式会社	・醸造用ぶどう（垣根栽培） 1.8ha ・農業機械（SS、乗用草刈機、草刈機）の導入	15,309	11,316

### 14. 果樹生産性向上モデル確立推進事業

令和元年度

・果樹生産性向上モデル確立推進事業の実施状況

(単位：千円)

県名	事業の中核となる機関	対象品目・品種	実証する技術	目標年度	実証ほの面積	事業費	補助金
愛媛	JA えひめ南	うんしゅうみかん (南柑20号)	根域制限高うねマルチ栽培技術	令和6年度	14.47ha	11,720	10,000
宮崎	JA 宮崎中央	うんしゅうみかん (日南1号)	低コスト根域制限栽培技術（宮崎方式と佐賀方式との比較）	令和5年度	0.27ha	9,810	9,810

## 15. 新品目・新品種導入実証等事業

令和3年度

## ・新品目・新品種導入実証等事業の実施状況

(単位：千円)

県名	事業実施者	対象品目	事業内容	事業費	補助金
青森	青森県弘前市	醸造用ぶどう	・土壌調査、気象条件調査、先進地視察 ・実証ほの設置	2,464	2,284
山梨	全農山梨県本部	ぶどう、もも	検討会の開催 ・資料等印刷費	1,127	1,024

## 16. 果樹種苗増産緊急対策事業

令和元年度

## ・果樹種苗増産緊急対策事業の実施状況

(単位：千円)

事業実施者	事業内容	事業費	補助金
日本ワインブドウコンソーシアム	醸造用ぶどう苗の供給体制確立 ・講習会等の開催 ・隔離栽培用施設の修繕等	7,149	3,574

## 17. 花粉専用園地育成推進事業

令和3年度

## ・花粉専用園地育成推進事業の実施状況

(単位：千円)

県名	事業実施者	対象品目	事業内容	事業費	補助金
鳥取	鳥取県果実生産出荷安定基金協会	なし	花粉専用園地の整備 ・花粉専用樹の植栽	119	119

## 18. 加工専用果実生産支援事業

### 平成 29 年度 加工専用果実生産支援事業

(単位：千円)

県名	実施者	加工品等の内容	栽培実証	事業費
三重	三重県農業研究所	枝付きレーズン	無核栽培省力果房管理技術による栽培体系	2,014
大阪	サンアクティス	もものカットフルーツの長期保持技術	摘果、袋掛け作業での罹病防止、袋の改良	1,740
広島	広島県立総合技術研究所	晩生柑橘「黄宝」のマーマレード	摘果法、防除作業棟の省力化	2,002
長崎	西彼農業協同組合	摘果みかんの「青みかんパウダー」	加工専用果実に特化した防除体系・摘果の実証	1,921
事業成果報告会・交流会		農林水産祭「実りのフェステバル」、「アグリフード EXPO 大阪 2017」		477

### 平成 30 年度 加工専用果実生産支援事業

(単位：千円)

県名	実施者	加工品等の内容	栽培実証	事業費
熊本	菊池地域農業協同組合	熟成栗、熟成栗ペースト等の開発	「ぼろたん」の叩き落とし収穫違法及び「美玖里」の幼木期剪定方法	983
事業成果報告会・交流会		農林水産祭「実りのフェステバル」、「アグリフード EXPO 大阪 2018」		134

### 令和元年度 加工専用果実生産支援事業

(単位：千円)

県名	実施者	加工品等の内容	栽培実証	事業費
静岡	国立大学法人静岡大学	温帯地域における小型未熟パパイヤを利用した端境期消費機能性加工品の開発	加工に適した小型パパイヤ果実の省力生産法の開発	2,000
静岡	静岡県農林技術研究所果樹研究センター	摘果みかんを使った新たな加工品を試作	摘果みかんを加工原料として利用するための防除体系	2,015
事業成果報告会・交流会		農林水産祭「実りのフェステバル」、「アグリフード EXPO 大阪 2019」		210

## 令和2年度 加工専用果実生産支援事業

(単位：千円)

県名	実施者	加工品等の内容	栽培実証	事業費
新潟	羽茂農業協同組合	加工用おけさ柿を原料とした 新商品の開発	加工専用おけさ柿の低コスト・省力化栽培手法の確立	1,168

新型コロナウイルス感染拡大のため、事業成果報告会・交流会の実績はなし。

## 平成3年度 加工専用果実生産支援事業

応募なし。

19. 国産果実競争力強化事業  
 (1) 高品質果汁等製造設備の導入

(単位：千円)

	事業実施者	事業内容	事業費	補助金
平成29年度	(株)ヒロシマ・コープ	高品質果樹等製造装置 ・内皮除去機器 ・果皮搬送ライン改装工事など	16,795	10,100
平成30年度	事業実施なし			
令和元年度	(株)ヒロシマ・コープ	高品質果樹等製造装置 ・果皮カットスライサー機器 ・脱水機 ・ザルカゴ	5,200	1,730
令和2年度	(株)ヒロシマ・コープ	高品質果樹等製造装置 ・果汁小袋詰め包装機 ・凍結用コンテナなど	17,631	5,870
令和3年度	事業実施なし			

(2) 果実需要増進等

(平成29年度)

①「毎日くだもの200g運動指針」冊子等の改訂に関する検討会の開催

(検討委員)

中村 ゆり 農研機構果樹茶業研究部門生産・流通研究領域長  
 庄司 俊彦 農研機構果樹茶業研究部門流通利用・機能性ユニット長  
 杉浦 実 農研機構果樹茶業研究部門  
 カンキツ流通利用・機能性研究ユニット長  
 小川 一紀 農研機構果樹茶業研究部門専門員

第1回検討委員会 平成29年7月12日

第2回検討委員会 平成30年1月15日

②「毎日くだもの200g運動指針」冊子 150部印刷

「FACT BOOK」 2,000部印刷

③消費拡大セミナー

開催日	実施場所	参加者
平成29年 10月25日	宮城県仙台市 東北農政局	生産者・一般消費者 約80名
平成30年 2月16日	埼玉県深谷市 深谷市立上芝東小学校	教員、児童の保護者 約15名
平成30年 3月1日	岡山県岡山市 中国四国農政局	生産者・一般消費者 約100名

④WEBサイトを利用した果物消費拡大のためのタイアップ記事配信

働き盛り世代、働く女性、未就学児童の親を対象とした各種WEBサイトに果物の健康機能等の紹介を行う特集記事を掲載した。

掲載ウェブサイト：マイナビニュース(H29.12~H30.2)

マイナビウーマン(H29.10~11)

Chiiik(H29.10~H30.3)

⑤大学の学生食堂トレイへの啓発広告ステッカーの貼付

関東地区の8大学において、学生食堂で使用されるトレイに果物の摂取を呼びかける啓発広告ステッカー1,600枚を貼付した。

⑥くだもの200グラム運動のピンバッジ作成 1,000個

(平成 30 年度)

① イベントへの出展

- ・食育推進全国大会(平成 30 年 6 月 23 日～24 日、大分県大分市)
- ・ジャパンハーヴェスト 2018(平成 30 年 11 月 3 日～4 日、東京都千代田区)

② 果物のある食生活推進全国協議会の開催(平成 30 年 7 月 2 日、三会堂ビル)

③ 消費拡大セミナー

開催日	実施場所	参加者
平成30年 8月4日	沖縄県那覇市 JAおきなわ	生産者・一般消費者 約60名
11月29日	宮城県仙台市 TKPガーデンシティ仙台	生産者・一般消費者 約70名

④ 小児の親向け広報冊子の配布

埼玉県・東京都・千葉県・神奈川県内の幼稚園に 7 万部配布

⑤ 「毎日くだもの 200 g 運動指針」冊子 1,000 部印刷

「FACT BOOK」 3,000 部印刷

⑥ 毎日くだもの 200 グラム運動推進のための缶バッジ 3,000 個の作成

(令和元年度)

① イベントへの出展

- ・食育推進全国大会(令和元年 6 月 29 日～30 日、山梨県甲府市)

② 毎日くだもの 200 グラム全国協議会の開催(令和元年 8 月 27 日、三会堂ビル)

③ 消費拡大セミナー

開催日	実施場所	参加者
令和元年 8月1日	沖縄県名護市 JAおきなわファーマー ズマーケット	生産者・一般消費者 約60名

④ 小児の親向け広報冊子の配布

愛知県、京都府、大阪府、兵庫県内の幼稚園に 7 万部配布

**(令和2年度)**

- ①小児の親向け広報冊子の配布  
東京都・神奈川県・埼玉県県内の幼稚園に7万部配布
- ②毎日くだもの200グラム運動推進のための缶バッジ3,000個の作成
- ③全国スーパーマーケットで配布されている「おあじはいかが」に広告掲載

**(令和3年度)**

- ①小児の親向け広報冊子の配布  
東京都・神奈川県・埼玉県県内の幼稚園に7万部配布
- ②全国スーパーマーケットで配布されている「おあじはいかが」に広告掲載
- ③マイナビ農業ホームページに果物消費拡大のための広告掲載(R3.8~10)

毎日くだもの200グラム推進全国協議会委員名簿（令和2年7月1日現在）

伊藤	廣幸	（一社）日本フランチャイズチェーン協会専務理事
海野	浩史	元日本園芸農業協同組合連合会参事
鬼武	一夫	日本生活協同組合連合会品質保証本部総合品質保証担当
柿本	章子	主婦連合会副会長
金丸	康夫	（一社）日本フードサービス協会専務理事
上岡	美保	東京農業大学国際食料情報学部教授
川田	一光	（一社）全国中央市場青果卸売協会会長
神林	幸宏	全国農業協同組合連合会園芸部長
下浦	佳之	（公社）日本栄養士会常務理事
城内	康秀	日本スーパーマーケット協会事務局長
高木	直子	（一社）ファイブ・ア・デイ協会事務局長
高梨	祐明	（国研）農業・食品産業技術総合研究機構果樹茶業研究部門長
富澤	素子	元全国学校食育研究会会長
中野	瑞樹	フルーツ研究家
中村	丁次	神奈川県立保健福祉大学学長
中村	美詠子	国立大学法人浜松医科大学准教授
鍋谷	浩志	前（国研）農業・食品産業技術総合研究機構食品研究部門長
廣畑	富雄	国立大学法人九州大学医学部名誉教授
福田	里香	料理研究家
福元	將志	元（独）農業・食品産業技術総合研究機構理事兼果樹研究所長
村上	秀徳	（公財）中央果実協会理事長
吉田	企世子	女子栄養大学名誉教授

（五十音順、敬称略）

## 20. 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業（加工原料安定供給連携体制構築事業）

平成 29 年度

(単位：千円)

事業種目	事業費	補助金等	備考
国産果実需要適応型取引手法実証の取組	3,162	2,928	下表 1 団体へ補助
加工原料用果実の選別、出荷の取組	120,086	118,076	下表 2 団体へ補助
作柄安定技術等の導入の取組	0	0	実績なし
合計	123,249	121,004	

### ・加工原料安定供給連携体制構築事業の実施状況

(単位：千円)

区分	県名	事業実施者	対象品目	事業内容	事業費	補助金
需	和歌山	紀の里農業協同組合	うんしゅう みかん	中央卸売市場向けの規格に合致しない果実のファーマーズマーケット向け出荷の取組	3,162	2,928
選	沖縄	沖縄県北部パイナップル加工専用果実流通推進協議会	パイナップル	・加工用果実選別出荷促進に係る取組 ・成果報告書等作成	28,179	28,179
選	愛媛	愛媛県果実生産出荷安定協議会	うんしゅう みかん	・加工用果実選別出荷促進に係る取組	91,907	89,897

需：国産果実需要適応型取引手法実証の取組、選：加工原料用果実の選別、出荷の取組（以下同じ）

平成 30 年度

(単位：千円)

事業種目	事業費	補助金等	備考
国産果実需要適応型取引手法実証の取組	2,038	1,851	下表 1 団体へ補助
加工原料用果実の選別、出荷の取組	97,831	93,929	下表 2 団体へ補助
作柄安定技術等の導入の取組	0	0	実績なし
合計	99,869	95,780	

### ・加工原料安定供給連携体制構築事業の実施状況

(単位：千円)

区分	県名	事業実施者	対象品目	事業内容	事業費	補助金
需	和歌山	紀の里農業協同組合	りんご、和梨、洋梨、シークワサー	連携先生産出荷団体の新出荷規格に基づく、高品質下位等級果実の計画的契約取引の取組	2,038	1,851
選	沖縄	沖縄県北部パイナップル加工専用果実流通推進協議会	パイナップル	・加工用果実選別出荷促進に係る取組 ・成果報告書作成等	29,012	29,012
選	愛媛	愛媛県果実生産出荷安定協議会	うんしゅう みかん	・加工用果実選別出荷促進に係る取組	68,819	64,918

## 令和元年度

(単位：千円)

事業種目	事業費	補助金等	備考
国産果実需要適応型取引手法実証の取組	0	0	実績なし
加工原料用果実の選別、出荷の取組	132,025	127,082	下表2団体へ補助
作柄安定技術等の導入の取組	0	0	実績なし
省力型栽培技術の実証の取組	0	0	実績なし
合 計	132,025	127,082	

## ・加工原料安定供給連携体制構築事業の実施状況

(単位：千円)

区分	県名	事業実施者	対象品目	事業内容	事業費	補助金
選	沖縄	沖縄県北部パイナップル加工専用果実流通推進協議会	パイナップル	・加工用果実選別出荷促進に係る取組 ・成果報告書作成等	31,429	30,050
選	愛媛	愛媛県果実生産出荷安定協議会	うんしゅうみかん	・加工用果実選別出荷促進に係る取組	100,596	97,032

## 令和2年度

(単位：千円)

事業種目	事業費	補助金等	備考
国産果実需要適応型取引手法実証の取組	0	0	実績なし
加工原料用果実の選別、出荷の取組	43,399	37,900	下表2団体へ補助
省力型栽培技術等の実証の取組	2,602	2,398	下表2団体へ補助
合 計	46,001	40,299	

## ・加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業の実施状況

(単位：千円)

区分	県名	事業実施者	対象品目	事業内容	事業費	補助金
選	沖縄	沖縄県北部パイナップル加工専用果実流通推進協議会	パイナップル	・加工用果実選別出荷促進に係る取組 ・成果報告書作成等	30,076	30,050
選	和歌山	和歌山県 JA 厳選出荷協議会	うんしゅうみかん	・加工用果実選別出荷促進に係る取組	13,323	7,850
省	和歌山	紀の里農業協同組合	かき	加工用生柿の省力栽培技術の導入と「一口あんぼ柿」の試作実証	702	641
省	青森	青森県農村工業農業協同組合連合会	りんご	高付加価値りんごジュースとなりうる品質の加工用りんごの省力栽培	1,899	1,757

省：省力型栽培技術等の実証の取組（以下同じ）

令和3年度

(単位：千円)

事業種目	事業費	補助金等	備考
国産果実需要適応型取引手法実証の取組	0	0	実績なし
加工原料用果実の選別、出荷の取組	40,082	33,293	下表2団体へ補助
省力型栽培技術等の実証の取組	2,151	1,999	下表1団体へ補助
合計	42,234	35,292	

・加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業の実施状況

(単位：千円)

区分	県名	事業実施者	対象品目	事業内容	事業費	補助金
選	沖縄	沖縄県北部パイナップル加工専用果実流通推進協議会	パイナップル	・加工用果実選別出荷促進に係る取組 ・成果報告書作成等	23,462	23,457
選	和歌山	和歌山県 JA 厳選出荷協議会	うんしゅう みかん	・加工用果実選別出荷促進に係る取組	16,621	9,836
省	青森	青森県農村工業農業協同組合連合会	りんご	省力栽培における剪定と摘花・摘果の適正化による作柄安定技術の導入	2,151	1,999

## 21. 果実輸出支援強化事業（果実輸送技術実証支援事業）

平成29年度

(単位：千円)

事業種目	事業費	補助金等	備考
果実輸出効率化支援事業	0	0	
果実輸出鮮度保持技術導入支援事業	14,834	7,242	下表3団体へ補助
合計	14,834	7,242	

## ・果実輸出鮮度保持技術導入支援事業の実施状況

(単位：千円)

	事業実施者	対象品目	対象国	事業内容	事業費	補助金
1	GLO-berry Japan 株式会社 (東京都豊島区)	りんご	タイ フィリピン	内装資材を用いた損傷防止効果の実証	6,621	3,196
2	一般社団法人 日本青果物輸出協会(東京都千代田区)	メロン ぶどう もも かき	マレーシア	エチレン阻害剤と外装容器を用いた鮮度保持技術の実証	5,459	2,730
3	株式会社ニューズ (愛媛県伊方町)	うんしゅ うみかん	台湾	外装容器と殺菌剤を用いた鮮度保持技術の実証	2,754	1,316

平成30年度

(単位：千円)

事業種目	事業費	補助金等	備考
果実輸出効率化支援事業	0	0	
果実輸出鮮度保持技術導入支援事業	15,397	7,477	下表4団体へ補助
合計	15,397	7,477	

・果実輸出鮮度保持技術導入支援事業の実施状況

(単位：千円)

	事業実施者	対象品目	対象国	事業内容	事業費	補助金
1	長野県農産物等輸出 事業者協議会（長野 県長野市）	りんご ぶどう もも	タイ	包装資材とC Aコンテナを用 いた鮮度保持技術の実証	2,871	1,435
2	一般社団法人 日本 青果物輸出協会（東 京都千代田区）	ぶどう もも	マレーシア	包装資材とC Aコンテナを用 いた鮮度保持技術の実証	1,437	689
3	GLO-berry Japan 株 式会社 （東京都豊島区）	りんご なし	タイ フィリピン	耐水性外装容器を用いた損傷 （箱潰れ）防止効果の実証	5,805	2,803
4	株式会社 ジャパン・ ファームプロダクツ （奈良県葛城市）	うんしゅ うみかん	カンボジア	包装資材とC Aコンテナを用 いた鮮度保持技術の実証	5,285	2,550

令和元年度

(単位：千円)

事業種目	事業費	補助金等	備考
果実輸出効率化支援事業	0	0	
果実輸出鮮度保持技術導入支援事業	7,587	3,607	下表3団体へ補助
合 計	7,587	3,607	

・果実輸出鮮度保持技術導入支援事業の実施状況

(単位：千円)

	事業実施者	対象品目	対象国	事業内容	事業費	補助金
1	一般社団法人 日本 青果物輸出協会（東 京都千代田区）	かき	マレーシア	脱渋処理及び軟化防止処理に よる鮮度保持の比較実証	1,210	591
2	GLO-berry Japan 株 式会社 （東京都豊島区）	りんご なし	タイ フィリピン	改良型外装容器を用いた損傷 （荷崩れ）防止効果の実証	5,387	2,548
3	日本園芸農業協同組 合連合会（東京都大 田区）	うんしゅ うみかん	カナダ	殺菌剤を用いた鮮度保持技術 の実証	990	468

## 令和2年度

(単位：千円)

事業種目	事業費	補助金等	備考
果実輸出効率化支援事業	0	0	
果実輸出鮮度保持技術導入支援事業	836	418	下表1団体へ補助
合 計	836	418	

## ・果実輸出鮮度保持技術導入支援事業の実施状況

(単位：千円)

	事業実施者	対象品目	対象国	事業内容	事業費	補助金
1	日本ブドウ産地協議会(山梨県甲州市)	ぶどう	国内試験のみ (コロナ禍による特例)	包装資材とエチレン阻害剤を用いた鮮度保持技術の実証	836	418

## 令和3年度

(単位：千円)

事業種目	事業費	補助金等	備考
果実輸出効率化支援事業	0	0	
果実輸出鮮度保持技術導入支援事業	2,677	1,229	下表1団体へ補助
合 計	2,677	1,229	

## ・果実輸出鮮度保持技術導入支援事業の実施状況

(単位：千円)

	事業実施者	対象品目	対象国	事業内容	事業費	補助金
1	日本ブドウ産地協議会(山梨県甲州市)	ぶどう	マレーシア	産地から輸出先までの継続的な低温輸送と包装資材を用いた鮮度保持技術の実証	2,677	1,229

## 22. パインアップル構造改革特別対策事業

### 平成29年度

#### (1) パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業

(単位：千円)

事業実施者	事業内容	事業費	補助金
沖縄県農業協同組合	(1) 増殖事業 ・ 優良母系株の輪切り増殖	65,521	63,017

### 平成30年度

#### (1) パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業

(単位：千円)

事業実施者	事業内容	事業費	補助金
沖縄県農業協同組合	(1) 増殖事業 ・ 優良母系株の輪切り増殖	64,276	61,882

### 令和元年度

#### (1) パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業

(単位：千円)

事業実施者	事業内容	事業費	補助金
沖縄県農業協同組合	(1) 増殖事業 ・ 優良母系株の輪切り増殖 ・ えい芽・吸芽の整理	49,946	45,812

#### (2) パインアップル産地構造改革事業

(単位：千円)

事業実施者	事業内容	事業費	補助金
沖縄県農業協同組合	(1) 栽培管理改善事業 ・ 機械・設備の整理	20,978	18,212
合計 (1)+(2)		70,924	64,024

**令和2年度****(1) パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業**

(単位：千円)

事業実施者	事業内容	事業費	補助金
沖縄県農業協同組合	(1) 増殖事業 ・優良母系株の輪切り増殖 ・えい芽・吸芽の整理	45,655	41,505

**(2) パインアップル産地構造改革事業**

(単位：千円)

事業実施者	事業内容	事業費	補助金
沖縄県農業協同組合	(1) 栽培管理改善事業 ・新規就農者・規模拡大農家の植付支援	18,780	17,073
合計 (1)+(2)		64,435	58,577

**令和3年度****(1) パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業**

(単位：千円)

事業実施者	事業内容	事業費	補助金
沖縄県農業協同組合	(1) 増殖事業 ・優良母系株の輪切り増殖 ・えい芽・吸芽の整理	45,234	41,113

**(2) パインアップル産地構造改革事業**

(単位：千円)

事業実施者	事業内容	事業費	補助金
沖縄県農業協同組合	(1) 栽培管理改善事業 ・新規就農者・規模拡大農家の植付支援	22,779	20,709
合計 (1)+(2)		68,013	61,822

※：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

### 23. 外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業

(平成 28 年度補正分)

(単位：千円)

事業実施者	原料農産物	新商品の内容	事業費	補助金額
くにみ農産	パクチー	パクチーペースト	9,466	4,454
ベジテック	メロン	カットメロン	18,392	8,510
上野村農業	柿	柿クリーム大福	694	642
ズッペン	セロリ	セロリパウダー、チップ	3,024	2,262
(株)高橋徳治商店	たまねぎ	魚介入り玉ねぎスープ	3,173	2,938
(株)ナチュラル青森	もも	ももチーズケーキ	408	395
合 計			35,157	19,202

(平成 29 年度補正分)

(単位：千円)

事業実施者	原料農産物	新商品の内容	事業費	補助金額
佐幸本店	やまぶどう	やまぶどうスプレッド	3,257	3,016
進和学園	みかん、梨、トマト、人参、玉ねぎ、小松菜、ジャガイモ	湘南ベジフルソース、ドレッシング、スープ、ジュース	2,839	2,116
NARIDAヘルスサポート	赤しそ、青しそ、パプリカ、にんにく、玉ねぎ	梅干し、梅しそドレッシング、梅しそポン酢しょうゆ、パプリカドレッシング	2,257	2,090
剛烈酒造	里芋	焼酎	915	845
鳥越ネットワーク	トマト	有機完熟トマトソース	2,950	2,730
合 計			12,217	10,798

(平成 30 年度補正分)

(単位：千円)

事業実施者	原料農産物	新商品の内容	事業費	補助金額
東夢農能工房	もも(しょうが)	桃と生姜のゼリー、スパークリングジュース	1,459	1,374
山一商店	オリーブ	オリーブ唐辛子(粉末タイプ・オイルタイプ)	2,106	1,870
佐幸本店	やまぶどう	やまぶどう天然美容ドリンク	3,140	2,890
合計			6,705	6,134

(令和元年度補正分)

事業採択された企業はなかった。

## 24. 調査研究等事業

## 国内調査

## (1) 労働力・省力栽培に関する調査（平成29、30年度、令和元年度）

番号	調査報告書名	発行年月
246	平成29年度省力樹形等新たな果樹生産技術調査報告書	平成30年3月
250	平成30年度果樹農業における労働力に関する調査報告書	平成31年3月
255	令和元年度果樹農業における省力栽培に関する調査報告書	令和2年3月

## (2) 流通に関する調査（平成29年度、令和2年度）

番号	調査報告書名	発行年月
245	平成29年度主要果樹産地における流通の実態調査報告書	平成30年3月
259	令和2年度果実の出荷規格等に関する調査報告書	令和3年3月

## (3) 生産構造に関する調査（令和3年度）

番号	調査報告書名	発行年月
263	令和3年度果樹農業生産構造分析調査報告書	令和4年3月

## (4) 種苗・花粉に関する調査（平成29年度、令和元～3年度）

番号	調査報告書名	発行年月
243	平成29年度なしの安定生産に向けた西洋なし花粉の利用可能性調査報告書	平成29年12月
254	令和元年度果樹種苗生産の動向に関する調査報告書	令和2年3月
258	令和2年度醸造用ぶどう苗木に関する動向調査報告書	令和3年3月
262	令和3年度醸造用ぶどう苗木の供給に関する調査報告書	令和4年3月

## (5) 果樹農業研究会報告書（平成30年度）

番号	調査報告書名	発行年月
251	平成30年度果樹農業研究会報告書	平成31年3月

## (6) 消費に関する調査（平成24～28年度）

番号	調査報告書名	発行年月
247	平成29年度果物の消費に関する調査報告書	平成30年3月
249	平成30年度果物の消費に関する調査報告書	平成31年3月
253	令和元年度果物の消費に関する調査報告書	令和2年3月
256	令和2年度果物の消費に関する調査報告書	令和3年3月
260	令和3年度果物の消費に関する調査報告書	令和4年3月

(7) 全国果樹技術・経営コンクール受賞者概要（平成 29～令和 3 年度）

番号	調査報告書名	発行年月
244	第 19 回全国果樹技術・経営コンクール受賞者の概要	平成 30 年 3 月
248	第 20 回全国果樹技術・経営コンクール受賞者概要	平成 31 年 3 月
252	第 21 回全国果樹技術・経営コンクール受賞者概要	令和 2 年 3 月
257	第 22 回全国果樹技術・経営コンクール受賞者概要	令和 3 年 3 月
261	第 22 回全国果樹技術・経営コンクール受賞者概要	令和 4 年 3 月

**海外調査**

(1) 海外果樹農業調査（平成 29～令和 3 年度）

番号	調査報告書名	発行年月
136	台湾における日本産果実の流通・消費の状況及び輸入促進に向けた諸課題に係る調査報告書	平成 30 年 3 月
140	米国ワシントン州のりんご生産の現状と省力・機械化技術に関する調査報告書	平成 31 年 3 月
142	欧州及びイタリアの果樹農業の現状とスマート農業に関する調査報告書	令和 2 年 3 月
148	世界の醸造用ぶどう栽培の動向 気候変動対応と持続可能性の取組	令和 3 年 3 月
153	世界の生食用ぶどう産業 品種動向と栽培流通技術	令和 4 年 3 月

(2) 海外の果樹産業ニュース（平成 29～令和 3 年度）

番号	調査報告書名	発行年月
133	海外の果樹産業ニュース 2017 年度上期版	平成 29 年 9 月
135	海外の果樹産業ニュース 2017 年度下期版	平成 30 年 3 月
137	海外の果樹産業ニュース 2018 年度上期版	平成 30 年 10 月
139	海外の果樹産業ニュース 2018 年度下期版	平成 31 年 3 月
141	海外の果樹産業ニュース 2019 年度上期版	令和元年 10 月
143	海外の果樹産業ニュース 2019 年度下期版	令和 2 年 3 月
145	海外の果樹産業ニュース 2020 年度上期版	令和 2 年 9 月
147	海外の果樹産業ニュース 2020 年度下期版	令和 3 年 3 月
150	海外の果樹産業ニュース 2021 年度上期版	令和 3 年 9 月
152	海外の果樹産業ニュース 2021 年度下期版	令和 4 年 3 月

(3) 海外果樹統計情報（平成 29～令和 3 年度）

番号	調査報告書名	発行年月
134	世界の主要果実の生産概況 2017 年版	平成 30 年 2 月
138	世界の主要果実の生産概況 2018 年版	平成 31 年 2 月
144	世界の主要果実の生産概況 2019 年版	令和 2 年 3 月
146	世界の主要果実の生産概況 2020 年版	令和 3 年 3 月
149	世界の主要果実の貿易概況 2021 年版	令和 3 年 5 月
151	世界の主要果実の生産概況 2021 年版	令和 4 年 3 月

## 25. 食育関係の独自の取組

## (1) 「毎日くだもの200グラムメールマガジン」の発信

年度	号	配信回数
平成29年度	130号～153号	24回
平成30年度	154号～178号	25回
令和元年度	179号～202号	24回
令和2年度	203号～222号	20回
令和3年度	223号～245号	23回

## (2) 果物に関する食育セミナー等の実施

開催日	実施大学	参加者
平成29年度		
10月5日	東京農業大学	国際食料情報学部学生等 約100名
10月21日	仙台白百合女子大学	教員、健康栄養学科学生 約80名
10月25日	四天王寺大学	教育学部 約50名
11月3日	名古屋学芸大学	管理栄養学部 約180名
平成30年度		
10月11日	東京農業大学	国際食料情報学部学生等 約130名
10月20日	仙台白百合女子大学	教員、健康栄養学科学生 約80名
10月25日	四天王寺大学	教育学部 約50名
令和元年度		
10月10日	東京農業大学	国際食料情報学部学生等 約50名
1月9日	愛知調理専門学校	専門学校生 約120名
1月31日	仙台白百合女子大学	教員、健康栄養学科学生 約70名

令和2年度		
10月22日	東京農業大学	国際食料情報学部学生等 約100名
1月20日	仙台白百合女子大学	教員、健康栄養学科学生 約80名 (新型コロナ感染防止のためオンライン開催)
令和3年度		
10月21日	東京農業大学	国際食料情報学部学生等 約100名
1月12、13日	仙台白百合女子大学	教員、健康栄養学科学生 約80名

### (3) イベントへの出展

開催日	イベント名	開催場所
平成29年11月10-11日	農林水産祭「実りのフェスティバル」	池袋サンシャインシティ
平成30年11月2-3日	農林水産祭「実りのフェスティバル」	池袋サンシャインシティ
令和元年11月1-2日	農林水産祭「実りのフェスティバル」	池袋サンシャインシティ
令和2年度及び 令和3年度	(農林水産祭「実りのフェスティバル」 : 新型コロナ感染拡大により中止)	

### (4) ホームページの運営

平成29年4月～令和4年3月 ホームページ「果物ではじめる健康生活 毎日くだもの200グラム」の運営

26. その他  
(1)中央果実協会年度別予算・決算一覧(平成29年度～令和3年度)

項目	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	予算額	決算額	変更後予算額												
1 事業活動収支の部															
1 事業活動収入															
① 基本財産運用収入															
基本財産運用収入	4,824,000	4,824,000	4,824,000	4,824,000	4,824,540	4,824,000	4,824,000	4,824,540	4,824,000	4,824,000	4,824,000	4,824,000	4,824,000	4,824,540	4,824,540
② 特定資産運用収入															
特定資産運用収入	10,165,000	10,165,000	10,165,000	10,165,000	10,165,460	10,165,000	10,065,000	10,064,090	9,965,000	9,965,000	9,965,000	7,765,000	7,765,000	7,765,000	8,927,642
③ 補助金等収入	5,660,000,000	5,848,761,000	5,706,000,000	5,560,000,000	5,589,378,000	6,015,718,000	5,566,723,000	5,534,027,000	5,656,723,000	7,402,736,000	7,402,736,000	5,102,239,000	7,202,375,000	6,095,731,207	5,075,315,000
指定法人事業費補助金収入	797,845,000	368,941,000	368,941,000	640,101,000	640,101,000	640,101,000	621,535,000	382,096,000	301,106,000	605,691,000	605,691,000	301,106,000	192,732,000	605,691,000	192,732,000
公募事業費補助金収入	4,862,155,000	5,291,059,000	5,291,059,000	4,919,899,000	4,933,845,000	5,345,017,000	4,965,188,000	5,141,331,000	5,355,617,000	6,786,445,000	6,786,445,000	4,801,133,000	7,009,643,000	5,489,032,000	4,882,583,000
農産物需販拡大対策事業費補助金収入	0	188,761,000	46,000,000	0	15,432,000	30,600,000	0	10,600,000	0	10,600,000	10,600,000	0	0	1,008,207	0
④ 受取負担金収入															
受取日本青果物輸出促進協議会負担金収入															
④ 返納金収入															
返納金収入	100,000	100,000	100,000	100,000	7,048,066	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	11,711,987	100,000
⑤ 雑収入															
雑収入	100,000	100,000	100,000	100,000	45,320	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	0	660
事業活動収入計	5,675,189,000	5,863,950,000	5,723,717,386	5,575,189,000	5,616,621,397	6,040,394,000	5,611,766,000	5,564,654,855	5,681,648,000	7,427,661,000	7,427,661,000	5,119,689,000	7,219,825,000	6,126,894,647	5,110,023,537
2 事業活動支出															
① 事業費支出	5,660,000,000	5,848,761,000	5,525,077,945	5,560,000,000	4,835,476,743	6,025,205,000	5,596,677,000	7,193,127,000	4,808,664,498	5,666,659,000	7,412,672,000	5,112,171,000	7,212,307,000	5,722,573,751	4,998,427,065
果樹経営支援対策事業費支出	3,124,301,000	3,197,487,000	2,901,819,942	3,061,557,000	2,541,183,717	3,387,015,000	2,862,246,000	2,965,036,000	2,474,706,717	2,780,482,000	2,864,006,000	2,882,126,000	3,000,502,000	2,634,032,003	2,831,790,596
果樹未収利益間支援助事業費支出	1,639,000,000	1,994,718,000	2,179,760,701	1,724,800,000	1,900,485,401	1,824,460,000	1,927,860,000	2,027,520,000	1,900,119,359	2,026,200,000	1,982,045,000	1,580,019,000	1,698,395,000	1,915,068,648	1,812,887,180
未収型果樹農業者推進条件整備事業費支出															
果樹生産性向上モデル確立推進事業費支出															
新品目・新品種の導入実証等事業費支出															
果樹優良苗木・把持安定確保対策事業費支出															
果樹農産物生産推進事業費支出	34,126,000	18,181,000	18,180,230	20,386,000	16,876,554	20,386,000	18,347,000	18,347,000	17,001,954	31,826,000	1,006,000	0	0	32,803,000	118,500
緊急需給調整特別対策事業費支出	49,932,000	0	0	29,807,000	29,807,000	20,201,000	26,826,000	26,826,000	0	0	0	0	0	0	0
果汁特別調整保管等対策事業費支出	33,807,000	17,497,000	17,496,748	20,201,000	5,477,747	15,259,000	11,181,000	11,181,000	0	11,181,000	0	0	0	0	0
自然災害被害軽減対策等加工利用促進等対策事業費支出	25,532,000	0	0	15,259,000	15,259,000	15,259,000	10,733,000	10,733,000	26,495,560	10,733,000	336,295,000	10,733,000	15,691,000	336,263,490	13,611,909
果実流通加工対策事業費支出															
果実加工・需要対応心産地強化事業費	500,000,000	192,353,000	152,231,781	400,000,000	128,597,982	400,000,000	399,827,000	427,375,000	108,792,085	152,000,000	143,467,000	152,000,000	49,849,000	141,213,603	40,501,245
果実輸出支援強化事業費	27,546,000	14,010,000	7,241,927	27,546,000	7,476,727	27,546,000	27,546,000	27,546,000	0	0	0	0	0	0	0
ハニツツが構造改革特別対策事業費支出	63,698,000	63,698,000	63,017,181	63,698,000	61,882,363	63,698,000	63,698,000	63,698,000	64,023,545	63,698,000	62,608,000	63,698,000	63,698,000	56,577,356	61,822,075
果樹農業調査研究事業費支出	19,364,000	19,364,000	18,267,835	17,428,000	15,901,153	17,428,000	17,503,000	16,242,632	17,517,000	17,517,000	17,517,000	17,090,000	17,090,000	13,310,509	11,154,901
都道府県推進事務費支出	45,376,000	45,376,000	43,481,900	45,376,000	42,556,724	45,376,000	45,376,000	45,376,000	44,237,931	45,443,000	45,443,000	45,443,000	45,443,000	39,410,793	40,810,309
農産物需販拡大対策事業費支出	0	188,761,000	26,399,679	0	12,784,339	30,600,000	0	21,200,000	0	10,900,000	0	10,900,000	0	1,008,207	0
連携体制構築事業費支出	0	21,315,000	7,197,795	0	1,986,655	5,977,000	0	3,928,000	0	1,430,000	0	1,430,000	0	1,008,207	0
新商品開発等事業費支出	0	167,446,000	19,201,884	0	10,797,884	24,623,000	0	17,272,000	0	9,170,000	0	9,170,000	0	6,134,087	0

項目	平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	予算額	決算額	変更後予算額												
果樹産地再生支援対策事業費支出	-	-	-	-	21,312,690	0	1,372,800,000	21,312,690	0	1,735,413,000	481,859,971	-	-	-	-
果樹気象災害対応緊急支援事業費支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	727,060,000
果樹先進的取組支援事業費補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	1,300,000,000
日本果樹物輸出促進協議会支援事業費支出	-	-	-	0	9,487,000	9,954,000	9,954,000	9,954,000	9,936,000	9,936,000	10,035,334	9,932,000	9,932,000	9,932,000	10,229,787
臨時雇賃金	-	-	-	0	7,441,000	6,507,000	6,507,000	6,507,000	6,748,000	6,748,000	6,923,923	6,818,000	6,818,000	6,818,000	6,994,719
事務費支出	-	-	-	0	2,046,000	3,447,000	3,447,000	3,447,000	3,065,204	3,188,000	3,111,411	3,114,000	3,114,000	3,114,000	3,235,068
事務管理費支出	97,316,000	97,316,000	97,316,000	97,316,000	97,094,025	104,280,000	104,280,000	104,280,000	95,056,140	104,336,000	91,793,837	107,878,000	107,878,000	107,878,000	101,017,677
役員給与等支出	64,817,000	64,817,000	64,817,000	64,817,000	64,610,501	70,384,000	70,384,000	70,384,000	58,938,214	70,384,000	56,604,181	70,384,000	70,384,000	70,384,000	65,424,759
社会保険料支出	9,051,000	9,651,000	9,185,000	9,185,000	9,606,428	10,468,000	10,468,000	10,468,000	8,451,478	10,468,000	8,544,649	10,543,000	10,543,000	10,543,000	9,451,652
旅費交通費支出	4,318,000	4,318,000	4,318,000	4,318,000	2,834,472	4,765,000	4,765,000	4,765,000	3,496,856	4,765,000	2,454,575	5,085,000	5,085,000	5,085,000	2,682,877
事務費支出	18,530,000	18,530,000	18,996,000	18,996,000	20,042,624	18,663,000	18,663,000	18,663,000	24,169,592	18,719,000	24,190,432	21,866,000	21,866,000	21,866,000	25,488,389
②管理費支出	81,801,000	81,801,000	92,335,000	92,335,000	53,417,055	83,991,000	83,991,000	83,991,000	44,436,490	80,150,000	40,345,701	76,105,000	76,105,000	76,105,000	40,971,830
役員給与等支出	43,883,000	43,683,000	51,381,000	51,381,000	29,489,946	46,743,000	46,743,000	46,743,000	27,780,766	40,401,000	26,931,998	38,585,000	38,585,000	38,585,000	27,713,171
退職金支出	4,026,000	4,026,000	5,955,000	5,955,000	19,584,500	19,586,000	19,586,000	19,586,000	3,742,000	6,200,000	4,133,721	6,000,000	6,000,000	6,916,000	324,700
社会保険料支出	5,812,000	5,812,000	8,310,000	8,310,000	4,636,706	8,310,000	8,310,000	8,310,000	4,133,721	5,449,000	4,159,642	5,256,000	5,256,000	5,256,000	4,561,384
諸謝金支出	878,000	878,000	1,278,000	1,278,000	1,621,390	1,285,000	1,285,000	1,285,000	1,168,800	1,285,000	1,073,700	1,285,000	1,285,000	1,285,000	1,118,800
旅費交通費支出	5,091,000	5,091,000	2,158,705	4,970,000	1,978,061	4,917,000	4,917,000	4,917,000	2,381,156	5,726,000	943,360	5,294,000	5,294,000	5,294,000	1,437,953
事務費支出	22,311,000	22,311,000	11,003,813	20,441,000	14,087,860	21,104,000	21,104,000	21,104,000	6,611,547	21,289,000	7,237,001	18,769,000	18,769,000	18,769,000	5,815,822
③国庫返納金支出	100,000	100,000	100,000	100,000	766,109,334	100,000	100,000	100,000	744,192,352	100,000	394,904,777	100,000	100,000	100,000	103,509,347
事業活動支だし計	5,741,901,000	5,930,662,000	5,762,144,441	5,652,435,000	6,131,271,000	5,672,984,540	5,680,765,000	5,680,765,000	7,277,218,000	5,746,909,000	6,157,824,229	5,188,376,000	5,188,376,000	7,288,512,000	5,142,908,237
事業活動収支差額	△ 66,712,000	△ 66,712,000	△ 38,427,055	△ 77,246,000	△ 90,877,000	△ 56,373,143	△ 69,002,000	△ 32,638,485	△ 65,261,000	△ 65,261,000	△ 30,929,582	△ 68,687,000	△ 68,687,000	△ 68,687,000	△ 32,884,700
II 投資活動収支の部															
I 投資活動収入															
使途指定寄附金収入	-	-	-	0	96,000,000	98,652,528	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定資産取崩収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
損失補てん等御金引当資産取崩収入	78,677,000	78,677,000	39,844,955	88,798,000	42,292,043	82,530,000	82,530,000	82,530,000	32,341,060	77,953,000	30,020,001	75,325,000	75,325,000	32,208,388	
特定寄附金引当資産取崩収入	-	-	-	-	-	-	0	0	3,090,625	0	5,373,881	5,271,000	5,271,000	5,665,712	
退職給付引当資産取崩収入	4,026,000	4,026,000	3,457,500	5,955,000	19,584,500	3,742,000	3,742,000	3,742,000	2,380,500	6,000,000	6,000,000	6,916,000	6,916,000	324,700	
投資活動収入計	82,703,000	82,703,000	43,302,455	94,753,000	160,529,071	86,272,000	86,272,000	86,272,000	37,812,185	83,953,000	35,393,882	87,512,000	87,512,000	38,198,800	
2 投資活動支出															
特定資産取得支出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定資産組入支出	-	-	-	0	96,000,000	98,652,528	-	-	-	-	-	-	-	-	-
退職給付引当資産取得支出	8,991,000	8,991,000	4,875,400	10,507,000	10,507,000	5,503,400	10,270,000	10,270,000	5,173,700	11,692,000	4,484,300	11,825,000	11,825,000	5,314,100	
投資活動支出計	8,991,000	8,991,000	4,875,400	10,507,000	106,507,000	104,155,928	102,700,000	102,700,000	5,173,700	11,692,000	4,484,300	11,825,000	11,825,000	5,314,100	
投資活動収支差額	73,712,000	73,712,000	38,427,055	84,246,000	97,877,000	56,373,143	76,002,000	76,002,000	32,638,485	72,261,000	30,929,582	75,687,000	75,687,000	32,884,700	
III 財務活動収支の部															
I 財務活動収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 財務活動支出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
IV 予備費支出	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	
当期収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期繰越収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
次期繰越収支差額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## (2) 国の関係予算一覧表

[平成29年度]

区 分	予算額	内 訳
	千円	
果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金		
果樹農業好循環形成総合対策事業	5,660,000	
	(3,197,487)	
1. 果樹経営支援対策事業費	3,124,301	
	(1,994,718)	
2. 果樹未収益期間支援事業費	1,639,000	
3. 果樹農業調査研究等事業費	19,364	①国内調査費 15,920
		ア新たな果樹生産技術に関する調査 1,622
		イ果実流通実態分析調査 4,233
		ウ西洋なし花粉利用可能性調査 3,865
		エ全国果樹技術・経営コンクール 3,200
		オ果物の消費に関する調査 3,000
		②海外調査費 3,444
4. 果樹対策推進事務費	79,490	
	(18,181)	
5. 果実計画生産推進事業費	34,126	
	(17,497)	
6. 緊急需給調整・自然災害被害果実利用促進等対策事業費	109,271	①緊急需給調整特別対策事業費 49,932 (0)
		②果汁特別調整保管等対策事業費 33,807 (17,497)
		③自然災害被害果実加工利用促進等対策事業費 25,532 (0)
	(192,353)	
7. 果実加工需要対応産地育成事業費	500,000	①加工原料安定供給連携体制構築事業費 423,193 (153,258)
		②国産果実競争力強化事業費 31,656 (30,100)
		③加工専用果実生産支援事業費 45,151 (8,995)
	(14,010)	
8. 果実輸出支援強化事業費	27,548	
9. パインアップル構造改革特別対策事業費	63,698	
10. 事務管理経費	63,202	
11. 特認事業	-	
区 分	予算額	内 訳
	千円	
【平成29年度補正予算（平成30年度へ繰越）】	(15,432)	
外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業	20,000	①生産者と外食・加工業者等との連携体制の構築等 3,479
		②外食・加工業者等による新商品の開発等 16,521 (11,953)

( ) は変更後予算額

[平成30年度]

区 分	予算額	内 訳			
	千円				
果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金	(5,985,118)				
果樹農業好循環形成総合対策事業	5,560,000	(予備費8月)	(予備費9月)	(補正)	(追加額計)
1. 果樹経営支援対策事業費	(3,387,015)	95,387	127,281	202,450	425,118
	3,061,557	95,387	127,281	102,790	325,458
	(1,824,460)				
2. 果樹未収益期間支援事業費	1,724,800	0	0	99,660	99,660
3. 果樹生産性向上モデル事業費	36,624				
4. 果樹農業調査研究等事業費	17,428	①国内調査費			12,386
		ア果樹農業における労働力に関する調査			4,786
		イ果樹農業研究会			1,400
		ウ全国果樹技術・経営コンクール			3,200
		エ果物の消費に関する調査			3,000
		②海外調査費			5,042
		ア海外果実情報収集・分析調査			2,944
		イ主要生産国における果樹農業の最新動向に関する調査			2,098
5. 果樹対策推進事務費	79,490				
6. 緊急需給調整・自然災害被害果実利用促進等対策事業費	85,653	①果実計画生産確認事業費			20,386
		②緊急需給調整特別対策事業費			29,807
		③果汁特別調整保管等対策事業費			20,201
		④自然災害被害果実加工利用促進等対策事業費			15,259
7. 果実加工需要対応産地強化事業費	400,000	①加工専用果実生産支援事業費			45,151
		②国産果実競争力強化事業費			31,656
		③加工原料安定供給連携体制構築事業費			323,193
8. 果実輸出支援強化事業費	27,548				
9. パインアップル構造改革特別対策事業費	63,698				
10. 事務管理経費	63,202				
11. 特認事業	-				

区 分	予算額	内 訳	
	千円		
【平成30年度補正予算（令和元年度へ繰越）】			
外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業	10,600	①生産者と外食・加工業者等との連携体制の構築等	2,498
		②外食・加工業者等による新商品の開発等	8,102

( ) は変更後予算額

[令和元年度]		予算額	内 訳	
区 分		千円		
果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金		(5,299,664)		
果樹農業好循環形成総合対策事業		5,586,723		
1. 果樹経営支援対策事業費		2,862,246		
2. 果樹未収益期間支援事業費		1,927,860		
		(19,810)		
3. 果樹生産性向上モデル事業費		30,445		
		(3,695)		
4. 果樹優良苗木供給体制整備事業費		40,680	①優良苗木生産推進事業費	15,852 (0)
			②果樹種苗増産緊急対策事業費	24,828 (3,695)
5. 果樹農業調査研究等事業費		17,503	①国内調査費	13,461
			ア果樹農業における省力化手法の効果に関する調査	4,786
			イ果樹種苗生産の動向に関する調査	2,475
			ウ全国果樹技術・経営コンクール	3,200
			エ果物の消費に関する調査	3,000
			②海外調査費	4,042
			ア海外果樹情報収集・分析調査	1,944
			イ主要生産国における果樹農業の最新動向に関する調査	2,098
6. 果樹対策推進事務費		86,454		
7. 緊急需給調整・自然災害被害果実利用促進等対策事業費		67,087	①果実計画生産確認事業費	18,347
			②緊急需給調整特別対策事業費	26,826
			③果汁特別調整保管等対策事業費	11,181
			④自然災害被害果実加工利用促進等対策事業費	10,733
		(187,936)		
8. 果実流通加工対策事業費		427,375	①加工専用果実生産支援事業費	40,255 (7,500)
			②国産果実競争力強化事業費	31,796 (22,657)
			③加工原料安定供給連携体制構築事業費	327,776 (150,050)
			④果実輸送技術実証支援事業費	27,548 (7,729)
9. パインアップル構造改革特別対策事業費		63,871		
10. 果樹緊急総合対策事業費		-		
11. 事務管理経費		63,202		
【予備費】				
持続的生産強化対策事業推進費補助金			令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）・台風第19号及び10月の低気圧等による大雨の影響により甚大な被害を受けた果樹産地において、円滑な営農再開を図るため、収穫物の運搬や樹体保護等に係る経費のほか、浸水被害等を受けた果樹産地において早期成園化や営農の継続・発展の取組、次期作に向けた取組等に係る経費への補助	
令和元年8月以降の前線に伴う大雨及び台風対応産地緊急支援事業		1,372,800		
果樹産地再生支援対策事業費				
(令和2年度へ繰越 1,351,487千円)				
【令和元年度補正予算（令和2年度へ繰越）】				
外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業		(1,009)		
		10,600	①生産者と外食・加工業者等との連携体制の構築等	1,430 (1,009)
			②外食・加工業者等による新商品の開発等	9,170 (0)

( ) は変更後予算額

[令和2年度]

区 分	予算額	内 訳
	千円	
果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金		
果樹農業好循環形成総合対策事業	5,556,723	
	(4,846,051)	
1. 果樹経営支援等対策事業費	5,088,428	①果樹経営支援対策事業費 3,083,388 (2,864,006) ②果樹未収益期間支援事業費 1,925,660 (1,982,045) ③未来型果樹農業等推進条件整備事業費 79,380 (0)
	(0)	
2. 新技術・新需要対応力強化対策事業費	31,388	①果樹生産性向上モデル確立推進事業費 24,356 (0) ②新品目・新品種の導入に向けた適地条件調査等 7,032 (0)
3. 果樹農業調査研究等事業費	17,517	①国内調査費 13,461 ア果実の出荷規格等に関する調査 4,786 イ醸造用ぶどう苗木に関する動向調査 2,475 ウ全国果樹技術・経営コンクール 3,200 エ果物の消費に関する調査 3,000 ②海外調査費 4,056 ア海外果実情報収集・分析調査 1,944 イ主要生産国における果樹農業の最新動向に関する調査 2,112
4. 果樹対策推進事務費	86,458	
	(1,006)	
5. 果樹優良苗木供給体制整備事業費	31,826	①優良苗木生産推進事業費 7,764 (0) ②果樹種苗増産緊急対策事業費 16,616 (0) ③花粉専用圃地育成推進事業費 7,446 (1,006)
	(143,467)	
6. 果実流通加工対策事業費	152,000	(1) 果実加工需要対応産地強化事業費 142,000 (142,965) ①加工専用果実生産支援事業費 7,500 (1,812) ②国産果実競争力強化事業費 12,500 (10,254) ③加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業費 122,000 (130,899) (2) 果実輸送技術実証支援事業費 10,000 (502) ①果実輸出効率化支援事業費 5,470 (0) ②果実輸出鮮度保持技術導入支援事業費 4,530 (502)
	(336,295)	
7. 被害果実利用促進等対策事業費	21,914	①果汁特別調整保管等対策事業費 11,181 (0) ②自然災害被害果実加工利用促進等対策事業費 10,733 (336,295)
	(62,608)	
8. バイナップル構造改革特別対策事業費	63,871	
9. 果樹緊急総合対策事業費	-	
10. 事務管理経費	63,321	

区 分	予算額	内 訳
	千円	
【予備費】		
持続的生産強化対策事業推進費補助金		令和2年7月豪雨の影響により甚大な被害を受けた果樹産地において、円滑な営農再開を図るため、樹体保護、病害の発生・まん延防止、収穫物運搬や改植及び幼木の管理に係る取組のほか、早期成圃化や経営の継続・発展に係る取組への補助
令和2年7月豪雨対応産地緊急支援事業	(57,000)	
果樹産地再生支援対策	383,926	

( ) は変更後予算額

注) 果樹農業好循環形成総合対策事業から果樹農業生産力増強総合対策へ事業名を変更

[令和3年度]

区 分	予算額	内 訳
	千円	
果樹農業好循環形成総合対策事業推進費補助金	(5,075,315)	(追加額)
果樹農業好循環形成総合対策事業	5,002,239	73,076
	(4,770,343)	
1. 果樹経営支援等対策事業費	4,552,823	①果樹経営支援対策事業費 2,882,126 (3,000,502) ②果樹未収益期間支援事業費 1,580,019 (1,698,395) ③未来型果樹農業等推進条件整備事業費 90,678 (71,446)
	(4,025)	
2. 新技術・新需要対応力強化対策事業費	8,417	①新品目・新品種の導入に向けた適地条件調査等
3. 果樹農業調査研究等事業費	17,090	①国内調査費 14,770 ア果樹農業生産構造分析調査 4,530 イ醸造用ぶどう苗木の供給に関する調査 4,040 ウ全国果樹技術・経営コンクール 3,200 エ果物の消費に関する調査 3,000 ②海外調査費 ア農業情報収提供 2,320
4. 果樹対策推進事務費	90,000	
	(1,125)	
5. 果樹優良苗木供給体制整備事業費	32,803	①優良苗木生産推進事業費 8,856 (0) ②果樹種苗増産緊急対策事業費 7,642 (0) ③花粉専用園地育成推進事業費 16,305 (1,125)
	(49,849)	
6. 果実流通加工対策事業費	152,000	(1) 果実加工需要対応産地強化事業費 142,000 (46,461) ①加工専用果実生産支援事業費 7,500 (0) ②国産果実競争力強化事業費 12,500 (6,000) ③加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業費 122,000 (40,461) (2) 果実輸送技術実証支援事業費 10,000 (3,388) ①果実輸出处率化支援事業費 5,470 (0) ②果実輸出处鮮度保持技術導入支援事業費 4,530 (3,388)
	(15,691)	
7. 被害果実利用促進等対策事業費	21,914	①果汁特別調整保管等対策事業費 11,181 (0) ②自然災害被害果実加工利用促進等対策事業費 10,733 (15,691)
8. パインアップル構造改革特別対策事業費	63,871	
9. 果樹緊急総合対策事業費	-	
10. 事務管理経費	63,321	

区 分	予算額	内 訳
	千円	
【令和3年度基金管理団体からの助成金（令和4年度支出）】		
令和3年度果樹気象災害対応緊急支援事業 (産地生産基盤パワーアップ事業)	727,060	令和3年4月以降に発生した低温及び降雹により、各地で果樹の花の枯死や果実の損傷被害等が発生しており、今後、予見しがたい極端な気象推移にも対応できる強固な生産基盤形成を進めることが必要であることから、防霜設備及び防雹設備の導入を実施する果樹生産農家等に対する支援

区 分	予算額	内 訳
	千円	
【令和3年度補正予算（令和4年度へ繰越）】		
果樹先導的取組支援事業 (産地生産基盤パワーアップ事業)	1,300,000	果樹販売農家の減少等生産基盤が脆弱する一方、国産果実は国内外において高い評価を受けており、生産力を確保することが急務となっていること等から、担い手等が行う省力樹形や優良品目・品種への改植・新植、防霜ファン、かん水設備等の災害対応設備及び安定生産に資する設備等の整備並びにかんきつにおける高度な生産方式に使用する被覆資材の大規模実証の取組について支援

( ) は変更後予算額

### (3) 中央果実協会基本財産

(令和4年3月31日現在)

区 分		金 額
国 庫 補 助 金		300,000 千円
自 己 財 源		239,660
合 計		539,660

## (4) 団体からの寄託金

(令和4年3月31日現在)

協 会 名	寄 託 金 額
日本園芸農業協同組合連合会	107,210 千円
全国農業協同組合連合会	41,260
社団法人日本果汁協会	16,000
日本蜜柑缶詰工業組合	30,000
全国青果物移出業協会	5,000
社団法人日本パインアップル缶詰協会	700
ホクレン農業協同組合連合会	200
静岡県経済農業協同組合連合会	4,410
愛知県経済農業協同組合連合会	1,250
和歌山県農業協同組合連合会	4,290
広島県果実農業協同組合連合会	2,460
高知県農業協同組合	2,550
佐賀県農業協同組合	3,140
宮崎県経済農業協同組合連合会	5,100
熊本県果実農業協同組合連合会	4,290
鹿児島県経済農業協同組合連合会	4,050
合 計	231,910

## (5) 道県基金協会への出資金

(令和4年3月31日現在)

協 会 名	出 資 金 額
北海道青果物価格安定基金協会	20,000 千円
青森県青果物価格安定基金協会	30,000
岩手県農畜産物価格安定基金協会	15,000
秋田県青果物価格安定基金協会	30,000
山形県青果物生産出荷安定基金協会	50,000
福島県青果物価格補償協会	27,500
神奈川県果実生産出荷安定基金協会	45,000
山梨県青果物経営安定基金協会	15,000
静岡県果実生産出荷安定基金協会	52,500
長野県果実生産出荷安定基金協会	17,500
愛知県園芸振興基金協会	45,000
三重県青果物価格安定基金協会	28,000
和歌山県果実生産出荷安定基金協会	50,000
鳥取県果実生産出荷安定基金協会	15,000
広島県果実生産出荷安定基金協会	50,000
山口県青果物生産出荷安定基金協会	40,000
徳島県園芸振興資金協会	50,000
香川県青果物生産出荷安定基金協会	50,000
愛媛県園芸振興資金協会	50,000
高知県青果物価格安定基金協会	30,000
ふくおか園芸農業振興協会	50,000
佐賀県園芸農業振興基金協会	50,000
長崎県園芸農業経営安定基金協会	50,000
熊本県果実生産出荷安定基金協会	62,000
大分県果実生産出荷安定基金協会	50,000
宮崎県果実生産出荷安定基金協会	50,000
鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会	50,000
沖縄県園芸農業振興基金協会	15,000
合 計	1,087,500

**(6) 中央果実協会評議員・役員・職員****① 評議員名簿**

令和4年3月31日現在

(任期：令和2年6月22日から就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで)

上 田 實	元 熊本県農政部次長
大 坪 康 志	全国農業協同組合連合会福岡県本部県本部長
久 保 田 純 司	一般財団法人 長野県果樹研究会会長
小 高 良 彦	一般社団法人 日本果樹種苗協会会長
後 藤 和 雄	全国農業協同組合連合会山形県本部県本部長
坂 野 雅 敏	一般社団法人 日本くん蒸技術協会会長
鈴 木 忠	日本園芸農業協同組合連合会代表理事専務
関 岡 光 昭	全国農業協同組合連合会愛媛県本部県本部長
染 英 昭	穀物乾燥貯蔵施設協会理事長
高 橋 裕 子	一般財団法人 消費科学センター企画推進委員
柘 植 茂 晃	一般社団法人 日本パインアップル缶詰協会技術顧問
宮 崎 正 義	一般社団法人 日本果汁協会会長理事
吉 田 企 世 子	女子栄養大学名誉教授

**② 役員名簿**

令和4年3月31日現在

(任期：令和2年6月22日から就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで)

理 事 長	村 上 秀 徳	公益財団法人 食品等流通合理化促進機構会長
副 理 事 長	小 栗 邦 夫	元 一般社団法人 J F T D 事務局長
常 務 理 事	今 井 良 伸	元 復興庁岩手復興局長
理 事	井 上 直 也	全国青果物移出業協会会長
理 事	加 納 洋 二 郎	日本蜜柑缶詰工業組合理事長
理 事	桑 田 徳 文	全国農業協同組合連合会青森県本部県本部長
理 事	氣 多 正	一般社団法人 日本農業機械化協会技術顧問
理 事	駒 村 研 三	一般社団法人 日本果樹種苗協会専務理事
理 事	櫻 井 研	元 日本大学生物資源科学部講師
理 事	下 林 茂 文	紀北川上農業協同組合代表理事組合長
理 事	鈴 木 敏 行	東京シテイ青果株式会社代表取締役社長
理 事	富 澤 素 子	元 全国学校給食研究会会長
理 事	馬 場 正	東京農業大学農学部農学科教授
理 事	早 川 潔	元日本農業新聞論説委員
理 事	藤 原 葉 子	お茶の水女子大学基幹研究院教授
監 事	岸 本 喜 裕	日本園芸農業協同組合連合会総務部長
監 事	露 木 洋 一	元 神奈川県湘南地域県政総合センター副所長

**③ 職員名簿**

令和4年3月31日現在

総 務 部 長	菅 原 誠 治
指 導 部 長	片 山 信 浩
需要促進部長	小 森 栄 作
情 報 部 長	横 井 誠 一
審 議 役	木 村 信 次
審 議 役	大 澤 慶 幸

審	議	役	有	田	洋	一
審	議	役	寺	田	博	幹
審	議	役	朝	倉	利	員
審	議	役	朝	倉	健	司
審	議	役	萩	野	英	明
経	理	主	佐	々	木	ひとみ
調	査	任	馬	場	裕	子

④ 役職員の变遷

年	平成28年末	29	30	令和元年	2	3
理事長	弦間 洋 H26.6.20～	→→→→→→→→	→→→→→→→→	→→→→→→→→	→→→村上秀徳→ 6.22	→→→→→→→→
副理事長	小栗邦夫 H28.6.21～	→→→→→→→→	→→→→→→→→	→→→→→→→→	→→→→→→→→	→→→→→→→→
常務理事	今井良伸 H28.6.21～	→→→→→→→→	→→→→→→→→	→→→→→→→→	→→→→→→→→	→→→→→→→→
総務部長	北島秋吉S H25.5.1～	→→→→→) →→→ 9.30) RSへ	→→菅原誠治S→→→ 4.30) 4.1	→→→→→→→→	→→→→→→→→	→→→→→→→→
指導部長	佐野資郎S H27.8.17～	→→→→→→→→	→→→片山信浩S→ 5.20) 5.1	→→→→→→→→	→→→→→→→→	→→→→→→→→
情報部長	藤定光太郎S H26.4.12～	→→横井誠→S→→ 4.28) 5.1	→→→→→→→→	→→→→→→→→	→→→→→→→→	→→→→→→→→
需要促進部長	丸山恵史S H27.6.16～	→→川口 尚S→→→ 6.30) 6.1	→→→→→→→→	→→→小森栄作S→ 5.20)5.1	→→→→→→→→	→→→→→→→→
審議役	田中茂雄S H28.8.1  大澤慶幸 H28.5.23～ 中谷政雄S H26.5.12～ 長谷川美典S H28.4.1～  竹原敏郎S H27.6.1～	→→→→田畑 悟S→ 9.29) 10.1  →→→→→→→→ 1.31)Sへ →→岩下浩太郎S→ 3.31)4.1 → 朝倉利員S→→ 2.28) 4.1 RSへ～3.31)  →→→→→→→→	→→→→廣戸博之S 6.30) 7.1  →→→→→→→→     →→→→→→→→	→→→→木村信次S 9.30) 10.1  →→→有田洋→S→ 5.31)5.1     →→→(欠) 6.30)	→→→→→→→→       植木 隆S 10.1  →→→→→ 10.30)	→→→→→→→→       寺田博幹S→ 5.1     朝倉健司S 10.1
職員	紺野小百合 H2.1.1～ 馬場裕子 H17.3.1～	→→→→→→→→	→→→→→→→→  12.31)	(欠)  →→→→→→→→	佐々木ひとみ→→→ 2.1 4.1(経理主任) →(調査主任)→→ 4.1	→→→→→→→→
特別参与 (臨時職員)			荻野英明R 9.1	→→→→→→→→  佐々木ひとみR→→ 2.1	→(職員へ) 1.31)	→→→→→→→→

(注)

- 就任、退任月日 ・")"なし：就任  
 ・")"付き：退任  
 ただし同日付の場合は省略。
- 嘱託等の略号 ・嘱託 : S  
 ・臨時嘱託 : RS  
 ・臨時職員 : R  
 ・参与 : Sa

⑤ (公財)中央果実協会組織図

(令和4年3月31日現在)



## (7) 道県基金協会一覧

(令和4年3月31日現在)

協 会 名	役 職 名	氏 名	郵便番号	協 会 住 所
(公社) 北海道農産基金協会	理事長	小野寺俊幸	060-0004	札幌市中央区北4条西1丁目1番地 共済ビル5階
(公社) 青森県青果物価格安定基金協会	会長理事	大場 勉	030-0847	青森市東大野二丁目1番地15
(公社) 岩手県農畜産物価格安定基金協会	会長理事	小野寺敬作	020-0024	盛岡市菜園1-4-10 第2産業会館2階
(公社) 秋田県青果物基金協会	会長理事	斉藤 一志	010-0976	秋田市八橋南二丁目10番16号 秋田県JAビル
(公社) 山形県青果物生産出荷安定基金協会	会長理事	折原 敬一	990-0042	山形市七日町三丁目1-16
(公社) 福島県青果物価格補償協会	会長理事	橋本 正和	960-0231	福島市飯坂町平野字三枚長1番地1 JA福島ビル
(一社) 神奈川県果実協会	理事長	根本 芳明	254-0013	平塚市田村4-13-4 全農神奈川県本部農産部農産総合課内
(公社) 山梨県青果物経営安定基金協会	会長理事	澤井 實	400-0035	甲府市飯田1-1-20 県JA会館
(一社) 長野県果実協会	理事長	伊藤 茂	380-0826	長野市大字南長野北石堂町1177番地3 JA長野県ビル
(一社) 静岡県柑橘振興基金協会	会長	柴田 篤郎	422-8620	静岡市駿河区曲金3丁目8-1 農業会館経済連内
(公社) 愛知県園芸振興基金協会	会長	鈴木 照彦	460-0003	名古屋市中区錦三丁目3-8 JAあいちビル西館3階
(公社) 三重県青果物価格安定基金協会	会長理事	前田 孝幸	514-0004	津市栄町1-960 JA三重ビル2階
(一社) 和歌山県青果物基金協会	理事長	中家 徹	640-8331	和歌山市美園町5-1-1 JAビル9階
(一社) 鳥取県果実生産出荷安定基金協会	理事長	栗原 隆政	680-0932	鳥取市五反田町3番地 全農とっとり五反田事務所内
(一社) 広島県果実生産出荷安定基金協会	理事長	川田洋次郎	729-2316	竹原市忠海中町1-2-17 JA広島果実連内
(公社) 山口県青果物基金協会	理事長	堀 覚	754-0894	山口市佐山1200番地1
(公社) 徳島県園芸振興資金協会	理事長	前田 安夫	770-0011	徳島市北佐古1-5-12 JA会館5階
(公社) 香川県青果物協会	理事長	港 義弘	761-8084	高松市一宮町字刷塚1431番地1
(公社) 愛媛県園芸振興基金協会	会長	菅野 幸雄	790-8555	松山市南堀端町2-3 JA愛媛ビル 4階
(公社) 高知県青果物基金協会	理事長	青木 厚林	781-0112	高知市仁井田字新港4706-4
(公社) ふくおか園芸農業振興協会	理事長	乗富 幸雄	810-0001	福岡市中央区天神4-5-23 JAふくれんビル 7階
(公社) 佐賀県園芸農業振興基金協会	理事長	楠 泰誠	840-0803	佐賀市栄町2番1号 佐賀県JA会館内
(公社) 長崎県園芸振興基金協会	会長理事	苑田 康治	850-0862	長崎市出島町1-20 長崎県JA会館内
(一社) 熊本県果実生産出荷安定基金協会	理事長	橋本 明利	861-8030	熊本市東区小山町1846 JA熊本果実連内
(公社) 大分県園芸振興基金協会	会長理事	佐土原 斉	870-0844	大分市古国府6-4-1
(公社) 宮崎県果実協会	理事長	坂下 栄次	880-0032	宮崎市霧島1丁目1番地1 JAビル
(公社) 鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会	理事長	柚木 弘文	890-0064	鹿児島市鴨池新町15 JA鹿児島県会館
(公社) 沖縄県園芸農業振興基金協会	理事長	前田 実	900-0025	那覇市壺川2-9-1 JA会館内4階

## (8) 公益財団法人中央果実協会定款

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人中央果実協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 協会は、果実の安定的な生産出荷及び果樹農家の経営の支援に関する事業その他果実の生産から流通加工、需要拡大に至る事業を行うこと等により、果実の需給の安定的な拡大と果樹農家の経営の安定を図り、国民への食料の安定供給に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定果実（果樹農業振興特別措置法（以下「法」という。）に規定する特定果実をいう。以下同じ。）の安定的な生産及び出荷の促進に関する事業、特定果実に係る果実製品（果実を加工し又はこれを原料として製造した製品をいう。以下同じ。）の保管に関する事業、果実製品の原料として使用する果実を安定的に供給する生産者に対し当該果実の価格が著しく低落した場合に生産者補給金を交付する事業その他果実の生産及び出荷に関する事業並びに一般社団法人又は一般財団法人であって都道府県の区域において果実の生産及び出荷に関する事業を協会と連携して行うもの（以下「都道府県法人」という。）に対する助言、指導、その他の援助

(2) 優良な品目又は品種への転換等果樹農家の経営を支援するための事業

(3) 果実及び果実製品の需要の増進を図るための事業

(4) 果実及び果樹農業についての情報の収集及び提供に関する事業

(5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 協会は、当分の間、前項に規定する事業のほか、国産青果物（国産の野菜及び果実をいう。）を原料とした新商品の開発を推進する取組及び国産青果物（その加工品を含む。）の輸出を促進する取組等を支援する事業を行う。

3 前2項に規定する事業については、本邦において行うものとする。ただし、第1項第4号及び第2項に掲げる事業については、本邦及び海外において行うものとする。

### 第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 協会の資産は、基本財産、事業資金及び普通財産とする。

(基本財産)

第6条 基本財産は、協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して寄附され、又は交付された財産

(2) 評議員会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産

2 基本財産は、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を要する。

(事業資金)

第7条 事業資金は、第4条に掲げる事業に係る政府からの補助金その他の業務方法書で定める資金をもって構成する。

(普通財産)

第8条 普通財産は、基本財産及び事業資金以外の財産とする。

(資産の管理)

第9条 協会の資産の管理は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決

議により別に定める資産管理規程によるものとする。

(寄託金)

第10条 協会は、この法人の財政基盤の強化のため、寄託金を預かることができる。

2 前項の寄託金の管理及び処分の方法は、評議員会の決議により別に定める寄託金規程によるものとする。

(借入金)

第11条 協会は、第4条に掲げる事業に要する経費の支弁に充てるため、その事業年度内において一時借入れをすることができる。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、これを借り換えることができる。

(事業年度)

第12条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第14条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長は次の書類（以下「事業報告及び決算書類」という。）を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の事業報告及び決算書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 第1項の事業報告及び決算書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第15条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第16条 協会に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第17条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない

ない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人

であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(3) 同一業界の関係者の占める割合は、評議員の総数の2分の1を超えないものであること。

(任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第19条 評議員に対して、各年度の総額が45万円を超えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員及び役員報酬等並びに費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第21条 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 役員を選任及び解任

(2) 評議員及び役員報酬等の額及び支給の基準

(3) 各事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認

- (4) 寄託金規程
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
(開催)

第22条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第24条 理事長は、評議員会の開催の一週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第25条 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

(決議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第29条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事10名以上15名以内

(2) 監事2名又は3名

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

3 理事長及び副理事長を代表理事とする。

4 専務理事及び常務理事を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会の決議によって代表理事の中から理事長及び副理事長を選定する。

4 理事会の決議によって業務執行理事の中から専務理事及び常務理事を選定する。

5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 同一業界の関係者の占める割合は、理事の総数の2分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の職務及び権限は、理事会において別に定める職務権限規程による。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、評議員会及び理事会に出席し意見を述べることができる。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を評議員会及び理事会に報告する。
- 5 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反すると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。

(役員任期)

第33条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第35条 理事及び監事に対して、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員及び役員報酬等並びに費用に関する規程による。

## 第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長は、理事又は監事から会議の目的である事項を示して、理事会の請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第38条 理事長は、理事会の開催の一週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 各事業年度の事業計画書及び収支予算書等の承認
- (2) 各事業年度の事業報告及び決算書類の承認
- (3) 業務方法書の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (6) 代表理事の中から理事長及び副理事長の選定、業務執行理事の中から専務理事及び常務理事の選定
- (7) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の職務権限規程の決定
- (8) 前各号に定めるもののほか、協会の業務執行の決定

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理

事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会の議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事はこれに記名押印しなければならない。

## 第8章 業務の執行

(業務方法書)

第43条 この定款に定めるもののほか、事業の執行に関する事項その他業務運営に必要な事項は、業務方法書をもって定める。

2 業務方法書は、理事会において定める。これを変更しようとするときも同様とする。

(業務実施規程)

第44条 法第4条の5に基づき、理事長は、法第4条の4第1号に掲げる事業を実施しようとするときには、業務実施規程を作成し、理事会の議決を経た上で農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業計画及び収支予算の農林水産大臣の承認)

第45条 法第4条の6第1項に基づき、理事長は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の承認を経た上で、事業計画及び収支予算について農林水産大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業報告書及び収支決算書の農林水産大臣への提出)

第46条 法第4条の6第2項に基づき、理事長は、毎事業年度終了後3箇月以

内に、評議員会への報告又は承認を経た上で、事業報告書及び収支決算書について農林水産大臣に提出しなければならない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第17条についても適用する。

(解散)

第48条 協会は、基本財産の滅失による協会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この定款の変更は、平成30年7月3日から施行する。

## (9) 公益財団法人中央果実協会業務方法書

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この業務方法書は、公益財団法人中央果実協会（以下「本会」という。）が行う業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

#### (業務運営の基本方針)

第2条 本会は、その行う業務の公共的重要性にかんがみ、農林水産省その他関係機関との緊密な連絡の下に、その業務を公正かつ効率的に運営するものとする。

#### (業務)

第3条 本会は、定款第4条第1項に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。）、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号、3畜産第1993号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知）別紙3果樹農業生産力増強総合対策（以下「持続的生産要領」という。）、令和3年度果樹気象災害対応緊急支援事業実施要領（令和3年9月2日付け3農産第891号農林水産省農産局長通知、以下「緊急支援要領」という。）、産地生産基盤整備パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官連名通知）別記2の別紙3（以下、「先導果樹支援要領」という。）に基づき、次に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な業務を行う。

- (1) 果振法第4条の4第2号に規定する都道府県法人（以下「都道府県法人」という。）に対する出資
- (2) 果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、果樹種苗増産緊急対策事業、花粉専用園地育成推進事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要対応産地強化事業、果実輸送技術実証支援事業、パインアップル構造改革特別対策事業、果樹農業調査研究等事業及び都道府県推進事務費を交付する事業、令和3年度果樹気象災害対応緊急支援事業（以下「果樹気象災害対応緊急支援事業」という。）、果樹先導的取組支援事業（先導果樹支援要領に基づき実施する事業をいう。以下同じ。）の実施並びにこれらの事業に対する補助
- (3) 果実及び果実製品の需要の増進を図る事業の実施
- (4) 農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が必要と認める業務
- (5) 前各号に掲げる業務に付帯する業務

2 本会は、定款第4条第2項に基づく業務として、次に掲げる業務を行う。

- (1) 外食産業等と連携した需要拡大対策事業実施要綱（平成28年10月11日付け28生産第1074号農林水産事務次官依命通知。以下「連携要綱」という。）、外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1075号・28政統第910号農林水産省生産局長、政策統括官連名通知。以下「連携要領」という。）に基づ

- き、国産青果物（野菜及び果実）の需要フロンティアの開拓を図るため、産地と外食産業等との連携により、国産青果物を原料とした新商品の開発を推進する取組等を支援する業務
- (2) 国産青果物（その加工品を含む。）の輸出を促進する取組の支援

## 第2章 資産の管理等

（管理費等の支弁の方法）

第4条 本会の管理費には、定款第45条で定める収支予算において損失補てん等準備金を充てることができるものとする。

## 第3章 出資

（出資の方法）

第5条 本会は、都道府県法人に対して出資することができる。

2 本会は、都道府県法人から前項の出資金の交付申請があった場合において、その内容が適切であると認めるときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

（出資の際に附する条件）

第6条 本会は、前条第2項の交付の決定を行う場合には、次の条件を附するものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、持続的生産要領及びこの業務方法書に従わなければならないこと。
- (2) 出資金の交付を受けたときは、出資金の全額を他の財産と区分して適正に管理しなければならないこと。
- (3) 当該出資金の交付を受けた会計年度の翌会計年度の4月5日までに、出資金等造成事業実績報告書を本会に提出しなければならないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、本会の理事長が出資金の交付の目的を達成するために必要と認める要件

（出資金の総額）

第7条 本会からの一の都道府県法人に対する出資金の総額は、予算の範囲内で、当該都道府県法人の会員のうち本会以外の会員が出資した総額に相当する額を限度とする。

2 本会は、前項の出資を2事業年度に分割して行うものとする。

（出資金の返れい）

第8条 本会は、次の各号に掲げる場合には、農産局長と協議の上、出資金の全部又は一部を返れいさせることができる。

- (1) 都道府県法人が第6条の規定に違反したと認められる場合
- (2) 都道府県法人が持続的生産要領に掲げる事業を実施しなくなったと認められる場合
- (3) 前各号に定める場合のほか、本会が出資していることが適切でないと認められるに至った場合

(加算金)

第9条 本会は、前条第1号の場合に該当するものとして、都道府県法人に対し出資金の返れいを命じた場合には、その命令に係る出資金を交付した日から納付の日までの日数に応じ、当該出資金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

#### 第4章 事業の実施に対する補助等

##### 第1節 総則

(事業の実施に対する補助等)

第10条 本会は、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、果樹種苗増産緊急対策事業、花粉専用園地育成推進事業、果実加工需要対応産地強化事業、果実輸送技術実証支援事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、パインアップル構造改革特別対策事業、果樹気象災害対応緊急支援事業、果樹先導的取組支援事業、果樹農業調査研究等事業及び都道府県推進事務費を交付する事業、その他農産局長が定める事業を実施する者又はこれらの者に対して補助する者（都道府県法人又は本会が認める者に限る）に対して補助する。

2 前項の事業を実施しようとする者は、持続的生産要領、緊急支援要領及び先導果樹支援要領の定めるところにより、事業実施計画を本会、都道府県法人又は本会が認める者に提出するものとする。本会は、提出された計画（都道府県法人又は本会が認める者に提出されて本会に協議された事業実施計画を含む。）が、本会の事業計画に即したものであると認められるときは、これを承認するものとする。

3 本会は、自ら第1項の事業を実施しようとするときは、事業実施計画について農産局長と協議するものとする。

4 前2項の規定は、事業実施計画を変更する場合について準用する。

(補助金交付及び交付の際に付する条件)

第11条 本会は、前条の事業を実施しようとする者から直接又は都道府県法人あるいは本会が認める者を經由して補助金の交付申請があった場合、その内容を審査して、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 本会は、交付の決定をする場合には、次の条件を付するものとする。

(1) 適正化法、施行令、規則、持続的生産要領、緊急支援要領、先導果樹支援要領及びこの業務方法書に従わなければならないこと。

(2) 前号に定めるもののほか、本会が別に定める補助金の交付の目的を達成するために必要と

## 認める条件

## (補助金の返還)

第12条 本会は、事業を実施した者が、交付された補助金の扱いに関し、前条の規定に違反し、又は補助金の管理に関し重大な過失を犯した場合には、農産局長と協議の上、当該実施者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

## (事業の内容等)

第13条 第10条第1項に掲げる事業の内容等は、次節から第14節まで、第5章、第6章及び第8章に規定するとおりとし、補助対象経費、補助率等については、実施細則で定めるものとする。

## (事業実績の報告)

第14条 本会は、事業終了後、事業の実施者から直接又は都道府県法人等を通じて提出される事業の実績の報告及び自ら実施した事業の実績の報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

## 第2節 果樹経営支援対策事業

## (事業の内容等)

第15条 果樹経営支援対策事業(以下第2節において「本事業」という。)は、産地の生産基盤を強化するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画(持続的生産要領第2の5の(2)のエの果樹産地構造改革計画をいう。以下「産地計画」という。)に基づき、支援対象者(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のイの支援対象者をいう。以下同じ。)が行う支援の対象となる取組(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組をいう。以下同じ。)に要する経費を補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、都道府県法人等(都道府県法人及び都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては都道府県農業協同組合連合会その他の本会が本事業を適切に実施できると認める団体。以下第2節から第6節、第8節、第14節、第15節、第8章及び第12章において「都道府県法人等」という。)とする。

## (支援対象となる担い手)

第16条 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のイの(ア)の①の「産地計画において担い手と定められた者」は、認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に基づく農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、果樹園経営計画認定者(果振法に基づく果樹園経営計画の認定を受けた者をいう。))その他当該産地において将来にわたって継続的・安定的に果樹生産を担うことが確実と見込まれる者であるとして、産地計画において担い手と定められた者をいうものとする。

(本会が特認する支援対象者)

第17条 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のイの(ア)の⑤の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、2年以内に担い手が所有権若しくは賃借権を取得し、又は果実の生産を行うために必要となる基幹的な作業を受託する旨の契約(継続して8年以上の期間を有するものに限る。)を締結することが確実な農地に係る取組を行うと本会が認める者をいうものとする。

2 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のイの(イ)の④の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして推進事業を行うにふさわしいと本会が認める者をいうものとする。

(整備事業)

第18条 整備事業(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の取組をいう。以下同じ。)の補助対象となる取組は、次のとおりとする。

(1) 優良品目・品種への転換等(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(1)の優良品目・品種への転換等をいう。以下同じ。)は、次によるものとする。

ア 改植とは、果樹の樹体を根元から切断(以下「伐採」という。)し、抜根するか又は枯死させ、跡地等に優良な品目又は品種(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアに示される品目・品種又は今後、産地計画に生産を振興すると明記されることが確実な品目・品種をいう。以下同じ。)の果樹を植栽することをいう。ただし、果樹の樹体の伐採等を実施した果樹園と同等の面積を有する他の土地に優良な品目又は品種の果樹を植栽する場合(以下「移動改植」という。)、一定期間内に果樹の樹体の伐採等を確実にを行うことを前提に当該樹体の近傍に優良な品目又は品種の果樹を植栽し、その後既存の樹体の伐採等を行う場合(以下「補植改植」という。)及び災害復旧対策等で伐採・抜根・整地等の工事を行った当該果樹園における植栽も改植とみなす。

イ 新植とは、アの改植に相当する、優良な品目又は品種の生産を振興するために果樹の植栽が行われていない土地等で植栽することをいう。

ウ 省力樹形とは、産地計画に今後導入すべき技術として定められているか、定められることが確実と見込まれるとともに、未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の(ア)又は(イ)の要件を満たすものであること。

(ア) 10アール当たりの労働時間について、慣行栽培と比較して10%以上縮減できることが、試験研究結果又は事例で確認できる樹形であること。

(イ) 10アール当たり収量について、慣行栽培と比較して10%以上増加できることが、試験研究結果又は事例で確認できる樹形であること。

エ 高接とは、果樹の枝等に優良な品目又は品種の穂木を接ぐことをいうものとする。

オ うんしゅうみかんの極早生種を転換先とする改植、新植又は高接は、産地協議会の極早生種の栽培面積が前年度を越えない範囲で行えるものとする。

ただし、全国の段階に設置された生産出荷団体の代表者等で構成する果実生産出荷安定

協議会が特に優良と設定した品種について、(ア)かつ(イ)の条件を満たす場合はこの限りではない。

(ア) 各都道府県におけるうんしゅうみかんの栽培面積のうち極早生種の栽培面積が1割を超えない範囲で行う場合

(イ) 各産地協議会におけるうんしゅうみかんの栽培面積のうち極早生種の栽培面積が1割を超えない範囲で行う場合

カ 転換元と同じ品種への転換は対象としない。ただし、省力樹形その他の生産性向上が期待される技術を導入する場合など実施細則に定める場合にあつてはこの限りではない。

キ 転換後の果樹園は、当該地域における栽培として通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度で植栽するものとする。

ク 補植改植を行う場合にあつては、既存樹の伐採までの間、既存樹の整枝等を適切に行うものとするとともに、植栽の翌々年度までに既存樹を伐採するものとする。

(2) 小規模園地整備（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(2)の取組の園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良又は排水路の整備をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 小規模園地整備の園内道の整備は、園内作業道であつて、舗装等を施し、スピードブレーキ、軽トラック、多目的作業車、小型運搬車等の省力化機械の導入が可能な道路を整備するものとする。

イ 園内道の整備については、かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について(平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農蚕園芸局長通知)に準じて行うものとする。この場合、農作業上の安全性の確保に留意しつつ、費用対効果にも配慮して計画及び設計するものとする。

ウ 小規模園地整備を行う場合は、事業実施地区全体の土地基盤整備の計画等他の計画に留意しつつ、事前に市町村の関係部署及び関係機関と十分な調整を行うものとする。

(3) 放任園地発生防止対策（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(3)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 放任園地発生防止対策は、果樹の樹体を伐採し、抜根するか又は枯死させ、跡地を果樹の栽培に利用しないことにより行うものとする。跡地については、果樹以外の樹木を植栽すること、被覆植物を植栽すること、牛等の家畜を放牧するための牧草地とすること、野菜等果樹以外の作物を植栽すること等に努めるものとし、果樹の樹体を伐採後、土砂崩壊等による災害発生の恐れがある場合には裸地としてはならない。

イ 間伐を目的とした伐採は対象としないものとする。

(4) 用水・かん水設備の整備（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(4)の取組をいう。以下同じ。）は、果実の品質向上、自然災害の被害低減等を目的として用水・かん水設備を整備するものとする。

(5) 本会特認事業（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の1の(5)の規定により本会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。）は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。

ア 園内道の代替施設としての園地管理軌道施設の整備

イ 被害を防ぐために必要な防霜設備、防風設備（実施細則で定める多目的防災網を含む、以下同じ。）の整備

（推進事業）

第19条 推進事業（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の取組をいう。以下同じ。）の補助対象となる取組は、次のとおりとする。

(1) 労働力調整システムの構築（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(1)の取組をいう。以下同じ。）は、臨時雇用のあっせんその他担い手の経営規模の拡大に必要な労働力の供給を行うシステムの構築、新規就農者等のための研修を行うものとする。

(2) 果実供給力維持対策・園地情報システムの構築（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(2)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 果実供給力維持対策は、産地の果実供給力を維持・強化するため、産地の情報を収集するとともに補完調査を実施し、その結果を分析・整理することにより、将来を見据えた基盤整備のあり方、機械化対応等の樹形の変更、優良品目・品種への切り替え、新技術の導入・普及、後継者の育成・確保の方策等を検討し、産地の果実供給力を維持・強化するための対策として取りまとめるものとする。

イ 園地情報システムの構築は、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）との連携等による担い手への園地集積、ブランド化に必要な品質の管理等のための園地情報システム、荒廃園地発生抑制のための体制の構築を行うものとする。

ウ 荒廃園地発生抑制のための体制の構築等に必要となる資機材の導入については、この目的を達成するために必要な最小限の規模とする。

(3) 大苗育苗ほの設置（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(3)の取組をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

ア 改植等による果樹未収益期間を慣行の方法より短縮化すること、又は入手困難な新品種の苗を早急に確保すること等を目的として、購入した苗等を一定期間育苗するための大苗育苗ほを設置するものとする。なお、育成する苗等は、優良品目・品種の果樹の苗等とし、今後の改植の計画等を勘案し適切な規模のものとする。

イ 新品種の普及を早急に図るため、苗木が不足して入手しにくい苗木生産に必要な穂木の母樹を育成・維持する体制を整備するものとする。

ウ 自然災害等により苗木の確保が緊急的に生じた場合であって、産地計画を達成するために必要な場合に苗木生産を行うものとする。

(4) 省力技術活用等による生産技術体系構築（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(4)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 果樹生産性向上モデルの確立は、果樹モデル地区協議会が農地中間管理機構果樹モデル地区として、別紙に定める要件、手続き等に従い行う実証等の取組とする。

イ 新技術等の導入・普及支援は、生産現場において普及率が低く、今後普及させることが望ましい技術の導入のための実証及び定着・標準化のための技術研修会・講習会、異分野との

マッチングに向けた取組を行うものとする。さらに、ICT機器等については、産地の技術革新に向け、当該機器を活用した新技術の実証を行う場合に導入するものとする。

ウ 実証ほ等の規模は、当該技術の技術的・経営的検討を行うために必要な最小限の規模とする。

- (5) 販路開拓・ブランド化の推進強化（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(5)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 販路開拓・ブランド化の推進強化は、今後振興すべき優良品目・品種を対象として、品質基準の設定等を通じた全国ブランドの構築を含め、ブランド化（他の地域、他の品種と差別化が図られて販売されることをいう。以下同じ。）の推進強化を図り、販路開拓を行うための調査、展示会等の活動を行うものとする。

イ 販路開拓・ブランド化の推進強化は、産地計画に基づき、将来を見通した流通販売戦略を基本として行うものとする。

ウ 販路開拓・ブランド化の推進強化のために必要となる測定機器等の導入については、この目的を達成するために必要な最小限の規模とする。

- (6) 輸出用果実の生産・流通体系の実証（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(6)の取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。

ア 輸出用果実の生産・流通体系の実証は、輸出先国及び地域の残留農薬基準や検疫措置等の輸入条件に適合した果実を生産・流通するための実証試験の実施、モデル防除暦の作成、病害虫防除研修会の開催、輸出専用園地の設置、GAP・トレーサビリティ手法の導入等を行うものとする。

イ 実証ほの規模は、当該技術の検討を行うために必要な最小限の規模とする。

- (7) 産地の構造改革・生産基盤強化等検討会（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(7)の取組をいう。以下同じ。）は、産地協議会が産地の実情を踏まえた産地計画の改定その他産地の課題解決のための検討会の開催、アンケートの実施、資料の作成等を行うものとする。

#### （関係機関等との調整）

第20条 推進事業を行う場合は、事業実施地区における他の類似の事業の計画に留意しつつ、事前に関係部署及び関係機関等と十分な調整を行うものとする。

#### （推進指導体制等）

第21条 本事業は、産地の自主性の発現を旨として、生産者及び生産出荷団体の主体的責任を持った取組を基礎にするとともに、効果的な実施により果樹産地の構造改革に資する観点から、以下の事項に留意して、関係者が一体となって推進するものとする。

- (1) 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(5)のイの都道府県段階における必要な推進体制の整備に当たっては、都道府県法人等は都道府県と協力して実施計画又は実施報告の審査・確認等のための体制を整備するなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。
- (2) 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(5)のウの産地段階における指導に当たっては、産地協議会の構成員が協力して計画時の事前確認、実施後の事後確認その他指導、調整等を行うなど、本事業の円滑な推進が図られるよう配慮するものとする。

- (3) 特に、定額の事業にあつては、正確な面積の把握に、定率事業にあつては、当該地域の実情に即した適正な事業内容、事業費となるよう関係者は配慮するものとする。
- (4) 持続的生産要領第5の4に基づき、本会は、事業実施者及び支援対象者によるみどりのチェックシートを用いた自己点検の実施を促すとともに、適切な指導を行うものとする。

(整備事業の対象果樹園の要件)

第22条 整備事業は、以下に掲げるすべての要件を満たす土地を対象として実施するものとする。

- (1) 原則として、農業振興地域内の農用地区域及び生産緑地法第3条に基づく生産緑地地区において実施できるものとする。ただし、移動改植元の果樹園、放任園地発生防止対策を行う果樹園、自然災害により被害を受けた果樹園については、この限りでない。
- (2) 整備事業の実施年度まで過去5年間以上、通常の収穫をあげうるに十分な植栽密度を有し、事業実施地域の生産出荷団体、普及指導センター等が定めた栽培指導指針等に即して、施肥、防除等の栽培管理が行われ、更に結果樹園にあつては収穫の作業が行われている果樹園であること。ただし、農地中間管理機構が整備事業を実施する果樹園、産地協議会が必要と認める果樹園、新植を行う土地又は移動改植先の土地にあつてはこの限りではない。
- (3) 原則として、当該果樹園を農地以外のものにするを前提とした所有権の移転又は賃貸借等使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が、当該果樹園に係る生産者と第三者（地方公共団体を含む。）との間において整った果樹園でないこと。

(整備事業実施の要件)

第23条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(4)のアに掲げる要件。
- (2) 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること（放任園地発生防止対策の取組を除く。）。
  - ア 担い手が栽培管理する果樹園又は果樹園として栽培管理することが確実な土地（新植の場合に限る。）であること。
  - イ 農地中間管理機構が保全管理している土地であること。
  - ウ 整備事業の実施後1年以内に担い手に集積されることが確実な果樹園であること。ただし、特認団体（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のイの(ア)の⑤の本会が特に必要と認める者をいう。以下同じ。）が改植を実施する場合にあつては実施後2年以内に担い手に集積されることが確実な園地であること。
- (3) 改植、新植、高接、放任園地発生防止対策又は土壌土層改良を実施する場合にあつては実施面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね2アール以上であること。なお、改植、新植及び高接については地続きであれば1カ所として実施面積を判断することができる。ただし、自然災害又は通常の管理では防ぐことができない病害虫・生理障害による被害が発生した場合の改植にあつては、支援対象者ごとの合計面積がおおむね2アール以上であること。
- (4) 改植のうち補植改植を実施する場合にあつては、次の全ての要件を満たしていること。
  - ア 都道府県の栽培指針等により、対象としようとする品種又は当該品種が属する品目につい

て、補植改植の方法や通常の収穫をあげうるものであることが示されていること。

イ 産地計画において補植改植の対象とする品種として記載されていること。

- (5) 園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水設備の整備、及び本会特認事業のうち園地管理軌道施設の整備、防霜設備・防風設備の整備を実施する場合にあっては、受益面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね10アール以上であること。
- (6) 放任園地発生防止対策を実施する場合にあっては、産地計画において対策の対象とする果樹園の考え方を定め、その考え方に該当する果樹園について対策を実施すること。
- (7) 土壌土層改良、傾斜の緩和を実施する場合には、それぞれ土壌土層の物理的な改良、面的な傾斜の緩和を主たる目的とし、原則として建設用重機を用いた土木工事であること。
- (8) 防霜設備・防風設備の整備については、次の全ての要件を満たしていること。また、園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水設備及び園地管理軌道施設の整備を実施する場合にあっては、イの要件を満たしていること。
  - ア 本業務方法書により規定していない国の他の補助事業による整備が困難であること。
  - イ 原則として支援対象者が果樹共済又は収入保険に加入していること。
  - ウ 試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく設備の設計及び施工を行うこと。

#### (推進事業実施の要件)

第24条 推進事業を実施する場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 事業を実施する地域が持続的生産要領Ⅰの第1の1の(4)のイに掲げる要件を満たしていること。
  - (2) 事業の推進に必要な関係機関との協力体制が構築されていること。
- 2 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(4)のイの要件において、推進事業を実施する市町村の区域又は生産出荷団体若しくは本会が特に必要と認める団体の業務区域における対象品目の果樹収穫共済又は収入保険の加入推進体制が整備され、加入率の向上に関する目標が設定されていること。

#### (整備事業の実施計画の手続き)

第25条 整備事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 整備事業を実施する支援対象者(以下「整備事業支援対象者」という。)は、持続的生産要領Ⅰの第1の1の(6)により整備事業に係る果樹経営支援対策整備事業実施計画(以下「整備事業実施計画」という。)を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。
- (2) 生産出荷団体は、整備事業支援対象者から提出された整備事業実施計画が適切であると認められるときは、これをもとに産地総括表を作成し、整備事業実施計画と併せて産地協議会に提出する。
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から整備事業実施計画が提出されたときは、第34条により当該整備事業実施計画について事前確認を行うものとする。
- (4) 産地協議会は、事前確認後、整備事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、第2号により提出された産地総括表を添付して、整備事業実施計画を都道府県法人等に提出する。

- (5) 都道府県法人等は、産地協議会から提出された整備事業実施計画が適切と認められるときは、第2号の産地総括表をもとに都道府県総括表を作成し、あらかじめ知事との協議を了した上で、本会与協議するものとする。この場合において、本会特認事業、本会特認団体がある場合は、これにかかる事業計画を併せて提出し、その承認を受けるものとする。なお、特に事業実施主体が認める場合は、第29条の(3)の交付申請と併せて本会に事業実施計画の協議が実施できるものとし、この場合、提出された事業実施計画は、第29条(4)の交付決定の通知により、承認されたものとみなす。
- (6) 本会は、前号の都道府県総括表(本会特認事業、本会特認団体がある場合は、これにかかる事業計画を含む。)の提出があり、本会の事業計画に即していると認められる場合は、必要に応じ事業規模等について都道府県法人等と調整した上で、都道府県総括表の協議についての回答又は本会特認事業若しくは本会特認団体についての承認を行うものとする。なお、前号なお書きによる協議が実施された場合は、第29条の(4)の交付決定の通知により、承認されたものとみなす。
- (7) 本会は、前号の回答又は承認をしたときは、速やかに都道府県法人等に通知するとともに、農産局長に報告するものとする。
- (8) 都道府県法人等は、前号の通知があったときは、整備事業実施計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会を経由して第2号の生産出荷団体に通知するものとする。
- (9) 生産出荷団体は、前号の通知があったときは、速やかに第1号の整備事業支援対象者に通知するものとする。
- (10) 第1号において、整備事業支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合(農地中間管理機構を含む。)は、産地協議会に整備事業実施計画を提出するものとし、第3号から前号に準じて手続きを行うものとする。この場合、産地協議会が第2号の産地総括表を作成するものとする。
- (11) 第5号の知事との協議は、知事への整備事業実施計画の審査事務の依頼をもって代えることができる。
- (12) 整備事業実施計画の承認後、以下に掲げる変更が生じた場合は、第1号から前号に準じて計画の変更を行うものとする。ただし、ウの場合には、第5号から第7号までのうち都道府県法人等と本会及び知事との協議に係る手続きは必要としないものとする。
  - ア 都道府県総括表の事業費の総額又は補助金の総額の30%以上の増加
  - イ 都道府県総括表の整備事業に掲げる事業メニューの中止
  - ウ ア及びイの場合以外における、対象者の変更、事業の取りやめ、事業量又は事業費の30%以上の増加

(推進事業の実施計画の手続き)

第26条 推進事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 推進事業の支援対象者(以下「推進事業支援対象者」という。)は、持続的生産要領Ⅰの第1の1の(6)により推進事業に係る果樹経営支援対策推進事業実施計画(以下「推進事業実施計画」という。)を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により提出された推進事業実施計画が、産地計画に照らして適切であると認められるときは、都道府県法人等に提出するものとする。

- (3) 都道府県法人等、本会による承認等の手続きは、前条第5号から第8号及び第11号に準じて行うものとする。
- (4) 都道府県法人等は、前条第8号に準じて推進事業実施計画を承認した後、速やかに産地協議会を経由して第1号の推進事業支援対象者に通知するものとする。
- (5) 第1号において、推進事業支援対象者の管轄区域が都道府県全域などの場合においては、産地協議会を経由しないで都道府県法人等に提出することができるものとする。
- (6) 推進事業実施計画の承認後、以下に掲げる変更が生じた場合は、第1号から前号に準じて計画の変更を行うものとする。
  - ア 事業費の総額又は補助金の総額の30%以上の増加
  - イ 推進事業に掲げる事業メニューの中止

(本会特認事業及び本会特認団体の精査)

第27条 第25条又は第26条において、本会が、本会特認事業、本会特認団体として承認する場合にあっては、真に産地構造改革に必要なものであるか等について精査するものとする。

(事業計画提出時の産地計画の添付)

第28条 第25条又は第26条において、産地協議会が都道府県法人等に整備事業実施計画又は推進事業実施計画を提出する際には、産地計画を添付するものとする。ただし、すでに産地計画を提出していて、その後改正がない場合にあっては、産地計画の作成年月日、目標年度及び産地協議会名が分かる資料を添付することをもって代えることができる。

(補助金の交付の申請)

第29条 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(7)のアの(ア)及び(イ)の補助金交付の申請の手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする支援対象者は、補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を都道府県法人等に提出するものとする。この場合、支援対象者が生産出荷団体に所属している場合は、生産出荷団体を経由して提出するものとする。
- (2) 生産出荷団体は、前号により支援対象者から交付申請書の提出があったときは、その内容を確認の上、これを取りまとめて、都道府県法人等に提出するものとする。
- (3) 都道府県法人等は、前号により生産出荷団体から交付申請書の提出があったときは、交付申請書の内容が整備事業実施計画、推進事業実施計画等に照らして適正と認められることを確認の上、交付申請書を作成して本会に提出するものとする。
- (4) 本会は、前号により都道府県法人等から交付申請書の提出があったときは、その内容を審査して、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書を都道府県法人等に送付するものとする。
- (5) 都道府県法人等は、前号の補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付を決定し、生産出荷団体を経由し、又は直接、補助金の交付を受けようとする支援対象者に通知するものとする。
- (6) 第1号から前号までの規定は、交付申請を変更する場合に準用する。

(補助金交付決定と事業の実施)

第30条 本事業を実施する支援対象者は、原則として、前条第5号の補助金交付決定に基づき、事業を実施するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、やむを得ない事情による場合は、あらかじめ、都道府県法人等にその理由を明記した交付決定前着工届を提出して、交付決定前に着工することができるものとする。

2 前項ただし書きの場合において、本事業を実施する支援対象者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(整備事業の施行)

第31条 支援対象者は整備事業を実施するときは、当該事業の内容を明確にした上で、原則として3者以上の入札、又は見積もりを行い、施行業者選定の経緯を明確にして行うものとする。なお、直営施行は可能とする。

(整備事業の実績報告及び補助金の交付)

第32条 整備事業の事業実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 整備事業支援対象者は、事業を完了（農地中間管理機構が行う改植においては、伐採・抜根等を完了した場合を含む。）したときは、果樹経営支援対策整備事業実績報告書（以下「整備事業報告書」という。）を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。
- (2) 生産出荷団体は、整備事業支援対象者から提出された整備事業報告書が適切であると認められるときは、これをもとに産地総括表を作成し、果樹経営支援対策事業実績報告兼補助金支払請求書（以下「実績報告兼支払請求書」という。）に添付して産地協議会に提出するものとする。
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から実績報告兼支払請求書が提出されたときは、当該実績報告兼支払請求書について、第35条に定めるところにより、事後確認するものとする。
- (4) 産地協議会は、事後確認後、実績報告兼支払請求書が適切であると認められるときは、第2号により提出された産地総括表とともに都道府県法人等に提出するものとする。
- (5) 都道府県法人等は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行うとともに、都道府県総括表を作成し、実績報告兼支払請求書に添付して速やかに本会に提出するものとする。
- (6) 本会は、前号により都道府県法人等から実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、その内容を審査して、予算の範囲内において、速やかに補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書を都道府県法人等に送付の上、補助金を交付するものとする。
- (7) 都道府県法人等は、前号により本会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、生産出荷団体を經由して、又は直接、整備事業支援対象者に通知するとともに、前号による補助金の交付があった場合は、生産出荷団体を經由して、又は直接、速やかに整備事業支援対象者に補助金を交付するものとする。
- (8) 第1号において、整備事業支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会に実績報告兼支払請求書を提出するものとし、第3号から前号に準じて手続きを行うものとする。この場合、産地協議会が第2号の産地総括表を作成するものとする。
- (9) 都道府県法人等は、第5号で作成した都道府県総括表により整備事業の実績報告を知事に行

うものとする。

(10) 本会は、都道府県法人等からの実績の報告をとりまとめ農産局長に報告するものとする。

なお、本会は、別途実施細則において規定する参考様式における植栽密度について、都道府県法人等からの報告をとりまとめ、当該結果を農産局長に報告するものとする。

(推進事業の実績報告及び補助金の交付)

第33条 推進事業の事業実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 推進事業支援対象者は、事業を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により提出された実績報告兼支払請求書が適切であると認められるときは、都道府県法人等に提出するものとする。
- (3) 都道府県法人等は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに本会に提出するものとする。
- (4) 本会は、前号により都道府県法人等から実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、その内容を審査して、予算の範囲内において速やかに補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書を都道府県法人等に送付の上、補助金を交付するものとする。
- (5) 都道府県法人等は、前号の補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、推進事業支援対象者に補助金を交付するものとする。
- (6) 第1号において、推進事業支援対象者の管轄区域が都道府県全域とするなどの場合においては、産地協議会を経由しないで都道府県法人等に提出することができるものとする。
- (7) 都道府県法人等は、推進事業の実績報告を知事に行うものとする。
- (8) 本会は、都道府県法人等からの実績の報告をとりまとめ、農産局長に報告するものとする。

(産地協議会による事前確認)

第34条 第25条第3号の産地協議会による事前確認は次により行うものとする。

- (1) 整備事業の実施を希望する者が持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のイの(ア)の支援対象者の要件を満たしていること。なお、支援対象者における担い手の確認に当たっては、第16条の規定に留意するものとする。
- (2) 第22条の対象果樹園の要件及び第23条の整備事業実施の要件をすべて満たしていること。
- (3) 自然災害による被害を受けた園地については、関係市町村職員の協力を得て確認を実施すること。

(産地協議会による事後確認)

第35条 第32条第3号の産地協議会による事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 整備事業実施計画に掲げる果樹園において整備事業が適正に実施されたこと。
- (2) 定額（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のイの表の補助率の欄の定額の取組をいう。以下同じ。）により補助するものにあつては、改植、新植又は放任園地発生防止対策が実施された面積、定率（持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のイの表の補助率の欄の定額以外の取組をいう。以下同じ。）により補助するものにあつては、実施された整備事業の事業量を確認する。

- (3) 第23条第2号のウにより、整備事業の実施後又は整備事業の実施に併せて果樹園を担い手に集積する場合には、集積予定年月に集積がなされていること。
- (4) 自然災害による被害を受けた園地については、関係市町村職員の協力を得て確認を実施すること。

(4年後及び8年後の産地協議会による確認)

第36条 産地協議会は、整備事業の実施後4年間（補植改植にあつては植栽後4年間）に少なくとも1回及び第131条の規定に留意して整備事業実施から8年後（補植改植にあつては植栽後8年後）に1回、前条第3号に係る確認を行うとともに、第18条第1号により実施された内容、改植、新植及び高接による転換の態様が維持されていることを確認し、都道府県法人等に報告するものとする。

- 2 前項の確認にあつては、事業実施の内容、転換等の態様が維持されているかについて整備事業報告書との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真（日付入り）等の確認根拠書類を、4年後確認については8年後確認まで、8年後確認については確認後5年間保管するものとする。

(確認を行う産地協議会)

第37条 第34条から前条までの確認は、当該果樹園に係る整備事業支援対象者の所属する産地協議会（整備事業支援対象者が農地中間管理機構である場合にあつては、原則として、整備事業実施計画に掲げる果樹園の所在地を管轄する産地協議会）が行うものとする。ただし、出作地（整備事業実施者の住所地を管轄する産地協議会の区域外に所在する対象果樹園）等、当該果樹園が遠隔地に所在し、当該産地協議会による確認が困難な場合においては、当該果樹園の所在地を管轄する産地協議会（産地協議会が設立されていない産地にあつては、市町村又は生産出荷団体。以下次項において同じ。）に、当該整備事業支援対象者の整備事業実施計画の写しを添付して確認を依頼することができるものとする。

- 2 前項ただし書きにより、当該果樹園の所在地を管轄する産地協議会が確認を行う場合は、確認を実施した結果について整備事業支援対象者の住所地を管轄する産地協議会に回答するものとし、確認の内容等については、第34条から前条までの規定に準じるものとする。

(補助金交付果樹園)

第38条 補助金の交付を受けることができる果樹園は、第35条により事業が適正に実施されたことについて確認を受けた対象果樹園とする。

(補助金の額)

第39条 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の定額により補助する取組における支援対象者の補助金の額は、原則として、第35条第2号により確認された果樹園の面積（㎡単位とし、㎡未満は切り捨てる。）ごとに、同表に定める支援単価を乗じて得た額を合計した額とする。

(補助金交付事務の委任)

第40条 支援対象者は、第29条、第32条及び第33条に関する事務を、生産出荷団体に委任

することができるものとする。

(自然災害対応営農支援事業)

第41条 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のエの自然災害による営農活動継続の支障に対し支援する事業は、農産局長が別に定める交付の対象となる自然災害、支援の対象となる取組、支援対象者及び補助率等により支援のための経費の一部を補助する事業とする。

2 本会は、農産局長が事業の内容等を定めた場合、事業実施計画の承認、補助金の交付及び額等について実施細則に定めるものとする。

(推進事務費)

第42条 推進事務費(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のオの推進事務費をいう。以下同じ。)の使途の基準等については、実施細則で定めるものとし、交付対象者は都道府県法人等及び産地協議会のほか、実施細則で定めるものとする。

2 推進事務費に係る補助金の交付等に係る手続きは、次によるものとする。

(1) 都道府県法人等の推進事務費

ア 推進事務費に係る補助金の交付を受けようとする都道府県法人等は、推進事務に係る実施計画(以下、「推進計画」という。)を本会に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 本会は、前号の承認をした場合は、速やかに都道府県法人等に通知するものとする。

ウ 都道府県法人等は、前号の通知を受けたときは、推進事務費に係る補助金交付申請書(以下、「推進事務費交付申請書」という。)を本会に提出するものとする。

エ 本会は、前号により推進事務費交付申請書の提出があったときは、その内容を審査して、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書を都道府県法人等に送付するものとする。

オ 都道府県法人等は、推進事務を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。

カ 本会は、前号により実績報告兼支払請求書の提出があったときは、その内容を審査して、予算の範囲内において速やかに推進事務費に係る補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書を都道府県法人等に送付の上、補助金を交付するものとする。

(2) 産地協議会の推進事務費

ア 推進事務費に係る補助金の交付を受けようとする産地協議会は、推進計画を都道府県法人等に提出するものとする。

イ 都道府県法人等は、前号により産地協議会から提出された推進計画が適切と認められるときは、本会と協議した上で推進計画を承認することとし、承認後、速やかに産地協議会に通知するものとする。

ウ 産地協議会は、前号の通知を受けたときは、推進事務費交付申請書を都道府県法人等に提出するものとする。

エ 都道府県法人等は、前号により推進事務費交付申請書の提出があったときは、その内容が推進計画に照らして適正と認められることを確認の上、業務区域内における産地協議会の推進事務費交付申請書を取りまとめて、本会に提出するものとする。

オ 本会は、前号により推進事務費交付申請書の提出があったときは、その内容を審査して、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書を都道府県法人等に送付するものとする。

カ 都道府県法人等は、前号の補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付を決定し、産地協議会に通知するものとする。

キ 産地協議会は、推進事務を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、都道府県法人等に提出するものとする。

ク 都道府県法人等は、前号により産地協議会から実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、業務区域内における産地協議会の実績報告兼支払請求書を取りまとめて、速やかに本会に提出するものとする。

ケ 本会は、前号により都道府県法人等から実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、その内容を審査して、予算の範囲内において速やかに補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書を都道府県法人等に送付の上、補助金を交付するものとする。

コ 都道府県法人等は、前号の補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに補助金の額を確定し、産地協議会に補助金を交付するものとする。

(本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮)

第43条 本会は、毎年度、予算の範囲内において、政策の重要度に応じて補助金を交付するものとする。この場合、本会は、産地協議会の事業実施計画ごとに、持続的生産要領Ⅰの第1の1の(9)のアの規定により政策の重要度の指標に係るポイントを付与し、当該ポイントに応じて算定した額を都道府県単位に合計して配分するものとする。

2 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(9)のイの規定により本会が農産局長と協議して定める指標及び当該指標ごとに付与すべきポイント等については、実施細則に定めるものとする。

3 産地協議会は、実施細則に定める様式により、第1項に掲げる指標に係るデータを作成し、第25条第4号において、都道府県法人等に整備事業実施計画を提出する際に添付するものとする。

また、都道府県法人等は、同条第5号の都道府県法人等から知事及び本会への協議の際に、当該データを整備事業実施計画に添付するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、省力樹形の導入を加速する観点から省力樹形への改植・新植を内容とする整備事業実施計画及び農地中間管理機構の活用を通じた産地の構造改革を推進する観点から農地中間管理機構等が支援対象者となっている整備事業実施計画に優先的に配分するものとする。

(果樹共済及び収入保険等への加入等による果樹経営の安定化)

第44条 事業実施者が本事業を実施するに当たっては、近年、気象災害が増加していること等に鑑み、果樹共済及び収入保険、その他の農業関係の保険への加入等により果樹経営の安定化を促すものとする。

(整備事業実施果樹園の継続的・安定的利活用)

第45条 整備事業に係る生産出荷団体は、将来にわたって継続的・安定的に産地内の生産基盤の維持を図る観点から、この事業を実施した果樹園に係る台帳を整備し、当該果樹園の産地内での利活用を図るよう努めるものとする。

(関係様式)

第46条 本事業の手續きに係る様式は、実施細則に定めるもののほか、都道府県法人等がその業務方法書等に定めるものとする。

### 第3節 果樹未収益期間支援事業

(事業の内容等)

第47条 果樹未収益期間支援事業(以下第3節において「本事業」という。)は、産地の生産基盤を強化するため、支援対象者(持続的生産要領Ⅰの第1の2の(1)のアからカまでに定められた支援対象者をいう。以下同じ。)に対し、第2節の果樹経営支援対策事業又は持続的生産要領Ⅰの第1の2の(1)のエ、オ又はカの取組により改植(補植改植を除く。)又は新植(以下第3節において「改植等」という。)が実施された後、持続的生産要領Ⅰの第1の2の(2)の果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、第15条第2項の実施者とする。

(支援の対象となる取組)

第48条 持続的生産要領Ⅰの第1の2の(1)のアの取組を実施した者のうち果樹未収益期間支援事業の対象となる取組は、果樹経営支援対策事業による改植等(実施細則で定める果樹への改植等に限り。)であって、かつ同一の整備事業実施計画に記載された同一年度内に完了する改植等の面積の合計が支援対象者ごとにおおむね2アール以上であることとする。ただし、果樹未収益期間を短縮することをもって生産性の向上が期待されると認められる技術を導入する改植等の取組は支援の対象としない。

(支援対象者の承認等)

第49条 本事業の支援を受けようとする者(持続的生産要領Ⅰの第1の2の(1)のエ、オ又はカの支援対象者を除く。以下、第50条及び第51条において同じ。)は支援対象者としての承認を受けけるものとし、その手續きは、持続的生産要領Ⅰの第1の2の(1)のウの支援対象者の場合を除き、第25条の手續きと一体的に行うものとする。なお、持続的生産要領Ⅰの第1の2の(1)のウの支援対象者の場合にあつては、農地中間管理機構を通じて行うものとする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、改植等を行う者が本手續きを第25条の手續きと取りまとめて行うものとする。

(補助金の交付の申請)

第50条 持続的生産要領Ⅰの第1の2の(7)の補助金交付の申請の手續きは、第29条の手續きと一体的に行うものとする。ただし、持続的生産要領Ⅰの第1の2の(1)のウの支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあつては、第49条に準じて行うものとする。

(支援対象者の確定報告及び補助金の交付)

第51条 支援対象者の確定報告及び補助金の交付の手續きは、第32条の手續きと一体的に行うもの

とする。ただし、持続的生産要領Ⅰの第1の2の(1)のウの支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、第49条に準じて行うものとし、改植等を行った者から当該園地の所有権又は貸借権等の移転がなされたことを証す書面を提出するものとする。

#### (補助金の額)

第52条 支援対象者ごとの補助金の額は、第48条の改植等の園地ごとの面積に、持続的生産要領Ⅰの第1の2の(3)に定める補助率(定額)を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括して交付するものとする。

ただし、実施細則に定める場合にあっては、この限りでない。

#### (補助金交付事務の委任)

第53条 支援対象者は、第50条及び第51条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

#### (果樹先導的取組支援事業に係る改植等に係る支援の対象及び手続き)

第53条の2 果樹先導的取組支援事業の取組により改植又は新植を実施した者のこの事業の手続きは、第48条から第51条を準用する。この場合、第29条において「持続的生産要領Ⅰの第1の1の(7)のアの(ア)及び(イ)」とあるのは、「果樹先導的取組支援事業を実施する者」と、第49条において「本事業の支援を受けようとする者(持続的生産要領Ⅰの第1の2の(1)のエ、オ又はカの支援対象者を除く。以下、第50条及び第51条において同じ。)」とあるのは、「本事業の支援を受けようとする者」と、第50条において「持続的生産要領Ⅰの第1の2の(7)」とあるのは、「果樹先導的取組支援事業の取組により改植又は新植を実施した者における本事業」と読み替えるものとする。

#### (東日本大震災関連に係る改植に係る手続き)

第54条 持続的生産要領Ⅰの第1の2の(1)のエ又はオの取組により改植されたこの事業の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、果樹未収益期間支援事業対象者申告書(以下「申告書」という。)を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。
- (2) 生産出荷団体は、支援対象者から提出された申告書が適切であると認められるときは、これをもとに産地総括表を作成し、申告書及び福島県営農再開支援事業実施要綱(平成25年2月26日付け24生産第2875号農林水産事務次官依命通知)第7の2又は原子力被災12市町村農業者支援事業実施要綱(平成28年10月11日付け28文第152号農林水産事務次官依命通知)第7の事業実施状況報告等の写しと併せて、果樹未収益期間支援事業対象者協議書兼補助金交付申請書兼補助金支払請求書(以下「未収益対象者協議兼交付申請兼支払請求書」という。)に添付して産地協議会に提出するものとする。
- (3) 産地協議会は、前号により生産出荷団体から提出された未収益対象者協議兼交付申請兼支払請求書が適切であると認められるときは、都道府県法人等に提出するものとする。
- (4) (1)において、支援対象者が生産出荷団体に所属していない場合は、産地協議会に申告書を

提出するものとし、この場合、産地協議会が(2)の産地総括表を作成するものとする。

- (5) 都道府県法人等は、(3)により産地協議会から未収益対象者協議兼交付申請兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行うとともに、都道府県総括表を作成し、速やかに本会に提出するものとする。
- (6) 本会は、前号により都道府県法人等から未収益対象者協議兼交付申請兼支払請求書の提出があった場合は、その内容を審査して、果樹未収益期間対策事業対象者として確認するとともに、補助金の額を確定し、都道府県法人等に通知するとともに補助金を交付するものとする。
- (7) 都道府県法人等は、前号の通知を受けたときは、果樹未収益期間支援事業対象者として承認するとともに、速やかに補助金の額を確定し、産地協議会及び生産出荷団体、又は産地協議会を経由して、支援対象者に通知するものとする。また、前号による補助金の交付があった場合は、生産出荷団体を経由して、又は直接、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。
- (8) 都道府県法人等は、(5)で作成した都道府県総括表により、実績報告を知事に行うものとする。
- (9) 本会は、(6)で確認した果樹未収益期間支援事業対象者をとりまとめ、農産局長に報告するものとする。

(関係様式)

第55条 本事業の手続きに係る様式は、実施細則に定めるもののほか、都道府県法人等がその業務方法書等に定めるものとする。

#### 第4節 未来型果樹農業等推進条件整備事業

(事業の内容及び実施者)

第56条 未来型果樹農業等推進条件整備事業は、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、持続的生産要領Ⅰの第1の3の(1)のア又はイの実施により、まとまった面積での省力樹形又は整列樹形(園地内の作業道を確保し、慣行樹形の果樹を当該作業道に沿って整列して植栽する栽培方法をいう。)のいずれか及び機械作業体系の導入と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組に要する経費を総合的に補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、第15条第2項の実施者とする。

(本会が特認する支援対象者)

第57条 持続的生産要領Ⅰの第1の3の(3)のオの「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと本会が認める者をいうものとする。

(補助対象となる取組等)

第58条 本事業による補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、持続的生産要領Ⅰの第1の3の(4)の表に示されているとおりとす。

(事業実施計画の承認等)

第59条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、持続的生産要領Ⅰの第1の3の(8)のアの未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画（以下、本節において「事業実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち優良品目・品種への転換等及び小規模園地整備に関する取組について、第62条に定めるところにより事前確認を行うものとする。
- (3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、その旨を支援対象者に通知し、支援対象者は、当該計画を第60条の(2)の交付申請と併せて都道府県法人等に提出する。
- (4) 都道府県法人等は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議した上で、第60条の(2)の交付申請と併せて、本会に協議するものとする。
- (5) 本会は、事業実施計画が持続的生産要領に即していると認められる場合には、第60条の(3)の交付決定の通知と合わせ、都道府県法人等に回答を通知する。

(補助金の交付の申請)

第60条 本事業の補助金交付の申請手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 補助金交付の申請は、当該年度に事業を実施する取組ごとに行うものとする。なお、その取組に持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表のうち1(1)、(2)、(4)及び(5)並びに第1の2に係る取組を含む場合は、併せて果樹経営支援対策及び果樹未収益期間支援事業補助金の交付申請を行うものとする。
- (2) 補助金交付の申請手続きは、第29条に準じて行うものとする。
- (3) 本会は、持続的生産要領Ⅰの第1の3の(10)により承認された事業実施計画と(12)の補助金の交付申請を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第61条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、取組が完了したときは、取組をそれぞれ又はまとめて実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、次条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、都道府県法人等に提出するものとする。
- (3) 都道府県法人等は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに本会に提出するものとする。
- (4) 本会は、前号により都道府県法人等から実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、速やかに補助金の額を確定し、都道府県法人等に通知するとともに速やかに補助金を交付するものとする。

(産地協議会による事前確認及び事後確認)

第62条 第59条第2号の事前確認及び前条第2号の事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 果樹経営支援対策事業の整備事業に係る事前確認は、持続的生産要領Ⅰの第1の3の(4)の要件及び第34条の要件をすべて満たしていること。
- (2) 果樹経営支援対策事業の整備事業に係る事後確認は、第35条に準じて行う。
- (3) 「大苗の育成」に係る事後確認は、育苗ほが設置された時点以降に行い、実施計画での大苗を用いて改植・新植する面積に十分な面積が確保されていること及び大苗を育成する条件が整っていることを確認する。
- (4) 「代替農地での営農」に係る事後確認は、代替農地での営農が開始された時点以降に行い、計画された面積が確保されていること及び適正に営農が行われていることを確認する。
- (5) 「省力技術研修」に係る事後確認は、研修が実施された以降に行い、出席表、研修資料等により目的とする研修に参加したことを確認する。

(事業実施状況の報告等)

第63条 支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに都道府県法人等に報告するものとする。

- 2 都道府県法人等は、前項により報告があった場合、必要に応じ適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに本会に提出するものとする。
- 3 事業実施状況の報告等の手続きにおいて、本会が事業を実施した年度の事業については本会を事業実施主体とする。

(事業の評価)

第64条 支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までに都道府県法人等に報告するものとする。

- 2 都道府県法人等は、前項により報告があった場合、必要に応じ改善計画を提出させるなどの措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに本会に提出するものとする。
- 3 事業の評価の報告等の手続きにおいて、本会が事業を実施した年度の事業については本会を事業実施主体とする。

(補助金交付事務の委任)

第65条 支援対象者は、第60条及び第61条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

第66条～第72条 削除

## 第5節 新品目・新品種導入実証等事業

(事業の内容)

第73条 新品目・新品種導入実証等事業は、近年需要が高まっている国産の醸造用ぶどう等の新たなニーズや、温暖化の影響による栽培適地の変化等に対応するための取組を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、第15条第2項の実施者とする。

(本会が特認する支援対象団体)

第74条 持続的生産要領Ⅰの第2の3の(3)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと本会が認める団体をいうものとする。

(補助対象となる取組等)

第75条 補助対象となる取組は、持続的生産要領Ⅰの第2の4に示されているとおりとする。

2 補助率は、定額とする。ただし、1地区の補助金額の上限は1千万円とする。

(事業実施計画の承認)

第76条 支援対象者は、持続的生産要領Ⅰの第2の7の(1)の新品目・新品種導入実証等事業実施計画（以下、本節において「事業実施計画」という。）を作成し、持続的生産要領Ⅰの第2の10の(1)の交付申請と併せて都道府県法人等に提出する。

2 都道府県法人等は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議した上で、第77条の交付申請と併せて、本会に協議するものとする。

3 本会は、事業実施計画が持続的生産要領に即していると認められる場合には、第77条の交付決定の通知と合わせ、都道府県法人等に回答を通知する。

(補助金の交付申請)

第77条 本会は、持続的生産要領Ⅰの第2の7により提出された事業実施計画と持続的生産要領Ⅰの第2の10の(2)の補助金の交付申請を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第78条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、都道府県法人等に提出するものとする。

(2) 都道府県法人等は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに本会に提出するものとする。

(3) 本会は、前号により都道府県法人等から実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、速やかに補助金の額を確定し、都道府県法人等に通知するとともに速やかに補助金を交付するものとする。

## 第6節 優良苗木生産推進事業

## (事業の内容)

第79条 優良苗木生産推進事業は、省力樹形の導入等に必要となる優良苗木の生産・供給体制の構築及び苗木生産に必要な育苗ほの設置等を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、第15条第2項の実施者とする。

3 前項の事業の支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第1の3に定められた要件を満たす苗木生産コンソーシアムとする。

## (補助対象となる取組等)

第80条 補助対象となる取組は、持続的生産要領Ⅱの第1の4に示されているとおりとする。

2 補助率は、定額又は1/2以内とする。

## (事業実施計画の承認)

第81条 苗木生産コンソーシアムは、持続的生産要領Ⅱの第1の8の(1)の優良苗木生産推進事業実施計画（以下、本節において「事業実施計画」という。）を作成し、持続的生産要領Ⅱの第1の11の(1)の交付申請と併せて都道府県法人等に提出する。

2 都道府県法人等は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議した上で、第82条の交付申請と併せて、本会に協議するものとする。

3 本会は、事業実施計画が持続的生産要領に即していると認められる場合には、第82条の交付決定の通知と合わせ、都道府県法人等に回答を通知する。

## (補助金の交付申請)

第82条 本会は、持続的生産要領Ⅱの第1の8の(2)により提出された事業実施計画と持続的生産要領Ⅱの第1の11の(2)の補助金の交付申請を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

## (事業の実績報告及び補助金の交付)

第83条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) 苗木生産コンソーシアムは、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、都道府県法人等に提出するものとする。

(2) 都道府県法人等は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに本会に提出するものとする。

(3) 本会は、前号により都道府県法人等から実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、速やかに補助金の額を確定し、都道府県法人等に通知するとともに速やかに補助金を交付するものとする。

(事業実施状況の報告等)

第84条 苗木生産コンソーシアムは、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに都道府県法人等に報告するものとする。

2 都道府県法人等は、前項により報告があった場合、必要に応じ適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに本会に提出するものとする。

3 事業実施状況の報告等の手続きにおいて、本会が事業を実施した年度の事業については本会を事業実施主体とする。

(事業の評価)

第85条 苗木生産コンソーシアムは、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までに都道府県法人等に報告するものとする。

2 都道府県法人等は、前項により報告があった場合、必要に応じ改善計画を提出させるなどの措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに本会に提出するものとする。

3 事業の評価の報告等の手続きにおいて、本会が事業を実施した年度の事業については本会を事業実施主体とする。

## 第7節 果樹種苗増産緊急対策事業

(事業の内容)

第86条 果樹種苗増産緊急対策事業は、醸造用ぶどう等の輸入苗木等を緊急的に確保するために、都道府県、市町村、産地協議会、試験研究機関等が連携し緊急的にぶどう等の輸入苗木を確保するための体制の構築、既存施設の隔離栽培施設への改修等を行う事業とする。

2 前項の事業実施者は、持続的生産要領Ⅱの第2の2に定められた要件を満たす輸入苗木供給推進コンソーシアムとする。

(補助対象となる取組等)

第87条 補助対象となる取組は、持続的生産要領Ⅱの第2の3に示されているとおりとする。

2 補助金の補助率は、1/2以内とする。ただし、1地区の補助金額の上限は、1千万円とする。

(事業実施計画の承認)

第88条 輸入苗木供給推進コンソーシアムは、持続的生産要領Ⅱの第2の5の果樹種苗増産緊急対策事業実施計画（以下、本節において「事業実施計画」という。）を作成し、持続的生産要領Ⅱの第2の7の(1)の交付申請と併せて本会に提出する。

2 本会は、事業実施計画が持続的生産要領に即していると認められる場合には、第89条の交付決定の通知と合わせ、輸入苗木供給推進コンソーシアムに回答を通知する。

(補助金の交付申請)

第89条 本会は、持続的生産要領Ⅱの第2の7により提出された事業実施計画と持続的生産要領10の(1)の補助金の交付申請を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第90条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 輸入苗木供給推進コンソーシアムは、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。
- (2) 本会は、前号により実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、速やかに補助金の額を確定し、輸入苗木供給推進コンソーシアムに通知するとともに速やかに補助金を交付するものとする。

(事業実施状況の報告等)

第91条 輸入苗木供給推進コンソーシアムは、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、6月末日までに本会に報告するものとする。

2 事業実施状況の報告等の手続きにおいて、本会が事業を実施した年度の事業については本会を事業実施主体とする。

(事業の評価)

第92条 輸入苗木供給推進コンソーシアムは、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、6月末日までに本会に報告するものとする。

2 都道府県法人等は、前項により報告があった場合、必要に応じ改善計画を提出させるなどの措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに本会に提出するものとする。

3 事業の評価の報告等の手続きにおいて、本会が事業を実施した年度の事業については本会を事業実施主体とする。

## 第8節 花粉専用園地育成推進事業

(事業の内容)

第93条 花粉専用園地育成推進事業は、海外からの輸入花粉に依存している品目について、海外での病害の発生等による花粉不足のリスクを軽減し、国内での花粉の安定的な生産・供給を図るため、花粉専用樹の新植・改植や機械のリース導入等を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、第15条第2項の実施者とする。

(本会が特認する支援対象者)

第94条 持続的生産要領Ⅱの第3の3の(4)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと本会が認める者をいうものとする。

(補助対象となる取組等)

第95条 補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、持続的生産要領Ⅱの第3の4に示されているとおりとする。

2 改植・新植及び小規模園地整備を行う果樹園の要件は、第22条の整備事業の対象果樹園の要件を満たすものとする。また、事業実施の要件は、第23条の整備事業の実施の要件を満たすものとする。ただし、第23条第3号の実施面積及び5号の受益面積の要件は適用しない。

(事業実施計画の承認等)

第96条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第3の5の花粉専用園地育成推進事業実施計画（以下、本節において「事業実施計画」という。）を作成し、持続的生産要領Ⅱの第3の9の(1)の交付申請と併せて産地協議会に提出する。
- (2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち小規模園地整備及び改植・新植に関する取組について、第99条に定めるところにより事前確認を行うものとする。
- (3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、その旨を支援対象者に通知し、支援対象者は、当該計画を第97条の(1)の交付申請と併せて都道府県法人等に提出する。
- (4) 都道府県法人等は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議した上で、本会に第97条の(1)の交付申請と併せて、協議するものとする。
- (5) 本会は、事業実施計画が持続的生産要領に即していると認められる場合には、第97条の(2)の交付決定の通知と合わせ、都道府県法人等に回答を通知する。

(補助金の交付申請)

第97条 本事業の補助金交付の申請手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 補助金交付の申請手続きは、第29条に準じて行うものとする。
- (2) 本会は、持続的生産要領Ⅱの第3の7により提出された事業実施計画と持続的生産要領Ⅱの第3の9の(2)の補助金の交付申請を照合の上、補助金の交付決定を行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第98条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第99条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、都道府県法人等に提出するものとする。
- (3) 都道府県法人等は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに本会に提出するものとする。

- (4) 本会は、前号により都道府県法人等から実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、速やかに補助金の額を確定し、都道府県法人等に通知するとともに速やかに補助金を交付するものとする

(産地協議会による事前確認及び事後確認)

第99条 第96条第2号の事前確認及び第98条第2号の事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 小規模園地整備及び改植・新植に係る事前確認は、第34条に準じて行う。
- (2) 小規模園地整備及び改植・新植に係る事後確認は、第35条に準じて行う。

(事業実施状況の報告等)

第100条 支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに都道府県法人等に報告するものとする。

- 2 都道府県法人等は、前項により報告があった場合、必要に応じ適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに本会に提出するものとする。
- 3 事業実施状況の報告等の手続きにおいて、本会が事業を実施した年度の事業については本会を事業実施主体とする。

(事業の評価)

第101条 支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までに都道府県法人等に報告するものとする。

- 2 都道府県法人等は、前項により報告があった場合、必要に応じ改善計画を提出させるなどの措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに本会に提出するものとする。
- 3 事業の評価の報告等の手続きにおいて、本会が事業を実施した年度の事業については本会を事業実施主体とする。

(補助金交付事務の委任)

第102条 支援対象者は、第97条及び第98条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

## 第9節 果汁特別調整保管等対策事業

(事業の内容等)

第103条 果汁特別調整保管等対策事業は、災害等により傷果等生食用に適さない果実（以下、本節において「対象果実」という。）が大量発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄に係る取組を行う事業とする。

ただし、産地廃棄に係る取組については、果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第5条に基づくうんしゅうみかん（以下、本節において「特定果実」という。）のみを対象としたものに限る。

2 前項の果実製品の調整保管に係る取組の事業実施者は、対象果実を出荷している事業者と連携して適切に事業を遂行する能力を有すると農産局長が認めた果実加工業者とする。

また、果実の産地廃棄に係る取組の事業実施者は、特定果実の出荷事業者であって、計画的な生産を的確に実施している者とする。

## 第10節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

(事業の内容等)

第104条 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業は、台風、降雹等自然災害等により被害を受けた果実が大量発生した場合であって、農産局長が別に定めるところにより被害対象果実を定めた場合に、当該被害果実の加工利用促進及び区分流通、又は被害果実及び果実製品の利用促進を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、当該果実を生産、加工する生産出荷団体、果実加工業者その他農産局長が適当と認めた団体とする。

(補助金の交付及び額等)

第105条 本会は、持続的生産要領Ⅳの第2の2の(3)のウの補助金の交付の申請と第10条第2項により提出された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定通知と合わせて、都道府県法人等に事業実施計画を承認する旨、通知するものとする。

2 前項の補助金の補助率は、農産局長が別に定めるところによる。

3 本会は、持続的生産要領Ⅳの第2の2の(3)のエにより、事業実績報告の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払いを行うものとする。

## 第11節 果実加工需要対応産地強化事業

### 第1款 加工専用果実生産支援事業

(事業の内容等)

第106条 加工専用果実生産支援事業は、国産果実を原料とした加工品について、新たな加工・業務用需要への対応を図るため、消費者等のニーズをとらえた果実加工品の試作、当該加工品の原料価格を想定した低コスト・省力化栽培技術の実証等を行うとともに、事業成果の報告会及び加工・業務用需要に対応する産地育成のための交流会の開催等を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会、生産出荷団体、地方公共団体、大学、試験研究機関、果実加工業者等とするものとする。

3 第1項の事業の実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。

4 第1項の事業の実施期間は、毎年度、事業実施計画の承認日から3月末までとする。ただし、事業実施者が本会以外の場合は、2月末までとする。

(補助金の交付及び額等)

第107条 本会は、持続的生産要領Ⅲの第1の1の(4)のアの補助金の交付申請と第10条第2項により提出された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定通知と合わせて、事業実施者に事業実施計画を承認する旨、通知するものとする。

2 前項の補助金の補助率は定額とする。ただし、持続的生産要領Ⅲの第1の1の(4)のウの表の補助率の欄の、本会が農産局長と協議して定める額は、実施細則に定めるものとする。

3 本会は、持続的生産要領Ⅲの第1の1の(5)のAにより、事業実績報告書兼補助金支払請求書の提出があった場合は、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

## 第2款 国産果実競争力強化事業

(事業の内容等)

第108条 国産果実競争力強化事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、国際環境の変化を受け輸入オレンジ果汁と競合するかんきつ果汁を対象に、部門別経営分析及び需要調査の実施、過剰な搾汁設備の廃棄を実施するとともに、全ての国産果樹を対象に高品質果汁等製造設備の導入、新製品・新技術の開発促進等を推進する取組

(2) 果実加工品等の全国段階での需要拡大の取組

2 前項の事業の実施者は、本会、都道府県法人、生産出荷団体、生産出荷団体が構成員になっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている国産かんきつ果汁製造業者その他農産局長が適当と認めた者とする。ただし、前項の(2)の取組については、本会に限る。

(補助金の交付及び額等)

第109条 本会は、持続的生産要領Ⅲの第1の2の(4)のA及びイの補助金の交付の申請と第10条第2項により提出された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定通知と合わせて、都道府県法人等に事業実施計画を承認する旨、通知するものとする。

2 前項の補助金の補助率は、持続的生産要領Ⅲの第1の2の(4)のエ及び実施細則で定めるとおりとする。

3 本会は、持続的生産要領Ⅲの第1の2の(5)のAにより、事業実績報告書兼補助金支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

## 第3款 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業

(事業の内容等)

第110条 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業は、慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の果実の生産・流通実態を踏まえ、生産者と取引先との間で生産者が再生産価格を確

保しうる合理的な生産・流通体制を構築するための契約取引等による計画的な取引手法の実証、加工原料用果実の選別及び出荷体制の構築並びに加工専用産地を育成するための産地における加工・業務用果実の安定供給に向けた作柄安定技術や省力化技術の実証、加工専用園地における有機栽培への転換に要する経費を交付する事業とする。

- 2 前項の実施者は、生産出荷団体、生産出荷団体と契約取引等による計画的な取引を行う卸売業者、果実加工業者、外食・中食業者及び生産者、生産出荷団体、果実加工業者等で構成する協議会とする。

(補助金の交付及び額等)

第111条 本会は、持続的生産要領Ⅲの第1の3の(6)のアの(ア)の補助金の交付の申請と第10条第2項により提出された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定通知と合わせて、都道府県法人等に事業実施計画を承認する旨、通知するものとする。

- 2 前項の補助金の補助率は、持続的生産要領Ⅲの第1の3の(6)のイの表の補助率の欄の本会が農産局長と協議して定める額については、実施細則に定めるものとする。
- 3 本会は、持続的生産要領Ⅲの第1の3の(7)のイにより、事業実績報告書兼補助金支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

## 第12節 果実輸送技術実証支援事業

(事業の内容等)

第112条 果実輸送技術実証支援事業は、以下に掲げる事業とする。

### (1) 果実輸出効率化支援事業

国産果実を船便等により低コストで安定的に海外の消費者に供給するために、リーファーコンテナ等の効率的な活用や輸出に取り組む産地の連携による混載輸送等の効率的な物流体制の構築に係る検討及び実証を行う事業とする。

### (2) 果実輸出鮮度保持技術導入支援事業

国産果実を船便等により低コストで品質を維持しながら海外の消費者に供給するために、長時間輸送を可能とする鮮度保持技術や損傷防止資材等による長時間輸送時の品質劣化防止技術等の開発に係る検討及び実証を行う事業とする。

- 2 前項の事業の実施者は、生産出荷団体、生産出荷団体と連携して取り組む物流事業者、輸出事業者、資機材製造業者等及び生産者、生産出荷団体、物流事業者、資機材製造業者等で構成する協議会とするものとする。なお、輸出事業計画の承認を受けたものについては優先採択を行う。

(補助金の交付及び額等)

第113条 本会は、持続的生産要領Ⅲの第2の4の(1)のアの補助金の交付の申請と第10条第2項により提出された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定通知と合わせて、都道府県法人等に事業実施計画を承認する旨、通知するものとする。

- 2 前項の補助金の補助率は、持続的生産要領Ⅲの第2の4の(2)の表の補助率の欄に定める補助

率とする。

- 3 本会は、持続的生産要領Ⅲの第2の5の(1)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする

### 第13節 パインアップル構造改革特別対策事業

(事業の内容等)

第114条 パインアップル構造改革特別対策事業は、次に掲げる事業を内容とする。

- (1) パインアップル優良種苗緊急増殖供給事業として、パインアップルの品質向上及び栽培農家の経営安定を図るため優良種苗の効率的な増殖、育苗及び種苗の配布並びにこれに必要な施設・機械の整備を実施する優良種苗増殖事業並びに優良種苗の供給計画の作成及びその普及推進のための協議会の開催等を実施する優良種苗供給推進事業
- (2) パインアップル産地構造改革事業として、産地における担い手の育成を図りつつ、パインアップルの作付けを生食用と加工用のバランスのとれたものに転換するため、産地構造改革検討会の開催その他推進体制を整備する推進事業及びパインアップルの生産性及び品質の向上を図るため、栽培管理方法の改善を行う栽培管理改善事業並びに加工用パインアップルから生食用パインアップルへの改植を行う生食用パインアップル緊急定着事業
- (3) その他パインアップルの需給改善を図る上で必要な緊急対策事業として農産局長が別に定める事業

- 2 前項の事業の実施者は、本会、都道府県法人、生産出荷団体その他農産局長が適当と認めた者とする。

(補助金の交付及び額等)

第115条 本会は、持続的生産要領Ⅴの第3の1及び2の補助金の交付の申請と第10条第2項により提出された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定通知と合わせて、都道府県法人等に事業実施計画を承認する旨、通知するものとする。

- 2 前項の補助金の補助率は、持続的生産要領Ⅴの第3の4の(1)及び(2)で定めるとおりとする。
- 3 本会は、持続的生産要領Ⅴの第4の1及び2により、事業実績報告書の提出があった場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものとする。

### 第14節 果樹気象災害対応緊急支援事業

(事業の内容)

第115条の2 果樹気象災害対応緊急支援事業は、緊急支援要領に基づき、防霜設備及び防雹設備の導入を支援する事業とする。

(補助対象となる取組)

第115条の3 補助対象となる取組は、自然災害による被害を防ぐために必要な被害防止施設で

- ある防霜設備（防霜ファン、スプリンクラー等）及び防雹設備（多目的防災網等）の整備とする。
- 2 補助金の補助率は、それぞれ設備の設置費用の1/2以内とする。ただし、自力施工する場合は資材費の1/2以内とする。
  - 3 令和3年4月以降に発生した低温及び降雹による被害の発生以降に着手した取組で、令和3年度事業実施計画承認以前に着手したものについては、令和3年度の事業実施計画に含めて申請・承認できるものとする。

（本会が特認する支援対象者）

第115条の4 緊急支援要領第2の4の（4）の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、第17条第1項で本会が認める者とする。

（事業実施計画の手続き）

第115条の5 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- （1）支援対象者は、緊急支援要領第3の3の果樹気象災害対応緊急支援事業実施計画（以下、本節において「緊急支援事業実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出する。
- （2）産地協議会は、前号により支援対象者から緊急支援事業実施計画が提出されたときは、当該計画について、第115条の8に定めるところにより事前確認を行うものとする。
- （3）産地協議会は、事前確認後、緊急支援事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、当該計画を都道府県法人等に提出する。
- （4）都道府県法人等は、緊急支援事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ都道府県及び本会に協議するものとする。
- （5）本会は、緊急支援事業実施計画が緊急支援要領に即していると認められる場合には速やかに協議について回答し、都道府県法人等に通知するものとする。
- （6）都道府県法人等は、前号の通知があったときは、緊急支援実施計画を承認することとし、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第115条の6 本事業の補助金交付の申請手続きは、第29条に準じて行うものとする。

（事業の実績報告及び補助金の交付）

第115条の7 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- （1）支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- （2）産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第115条の8に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、都道府県法人等に提出するものとする。
- （3）都道府県法人等は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに本会に提出するものとする。
- （4）本会は、前号により都道府県法人等から実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、速やかに補助金の額を確定し、都道府県法人等に通知するとともに速やかに補助金を交付するものとする。

する。

- (5) 都道府県法人等は、前号の通知があったときは、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに補助金を交付するものとする。

(産地協議会による事前確認、事後確認並びに4年後及び8年後の確認)

第115条の8 第115条の5の(2)の事前確認及び第115条の7の(2)の事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 事前確認は、第34条に準じて行う。
- (2) 事後確認は、第35条に準じて行う。
- (3) 4年後及び8年後の確認は、第36条に準じて行う。

(補助金交付事務の委任)

第115条の9 支援対象者は、第115条の6及び第115条の7に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

## 第15節 果樹先導的取組支援事業

(事業の内容)

第115条の10 果樹先導的取組支援事業は、先導果樹支援要領に基づき、労働生産性の向上が見込まれる取組に対し支援する事業とする。

(補助対象となる取組)

第115条の11 補助対象となる取組は、以下の通りとする。

- (1) 第18条の(1)で定める省力樹形や優良品目・品種への転換等（改植・新植と一体として行う果樹棚の整備を含む。）
- (2) 第18条の(2)で定める小規模園地整備
- (3) 第18条の(4)で定める用水・かん水設備の整備
- (4) 第18条の(5)で定める園地管理軌道施設、防霜設備及び防風設備
- (5) かんきつにおける高度な生産方式に使用する被覆資材の大規模実証

2 補助金の補助率は、支援対象者が行う取組の必要な経費の1/2以内とする。

(本会が特認する支援対象者)

第115条の12 先導果樹支援要領第2の4の(5)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、第17条第1項で本会が認める者とする。

(事業実施計画の手続き)

第115条の13 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、先導果樹支援要領第3の2の先導的果樹経営支援事業実施計画（以下、本節において「先導果樹実施計画」という。）を作成し、産地協議会に提出する。
- (2) 産地協議会は、前号により支援対象者から先導果樹実施計画が提出されたときは、当該計画

について、第115条の16に定めるところにより事前確認を行うものとする。

- (3) 産地協議会は、事前確認後、先導果樹実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、当該計画を都道府県法人等に提出する。
- (4) 都道府県法人等は、先導果樹実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ都道府県及び本会に協議するものとする。
- (5) 本会は、先導果樹実施計画が先導果樹支援要領に即していると考えられる場合には速やかに協議について回答し、都道府県法人等に通知するものとする。
- (6) 都道府県法人等は、前号の通知があったときは、先導果樹実施計画を承認することとし、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第115条の14 本事業の補助金交付の申請手続きは、第29条に準じて行うものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第115条の15 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第115条の16に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、都道府県法人等に提出するものとする。
- (3) 都道府県法人等は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに本会に提出するものとする。
- (4) 本会は、前号により都道府県法人等から実績報告兼支払請求書の提出があった場合は、速やかに補助金の額を確定し、都道府県法人等に通知するとともに速やかに補助金を交付するものとする。
- (5) 都道府県法人等は、前号の通知があったときは、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに補助金を交付するものとする。

(産地協議会による事前確認、事後確認並びに4年後及び8年後の確認)

第115条の16 第115条の13の(2)の事前確認及び第115条の15の(2)の事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 事前確認は、第34条に準じて行う。
- (2) 事後確認は、第35条に準じて行う。
- (3) 4年後及び8年後の確認は、第36条に準じて行う。また、4年後の確認と併せて、先導果樹支援要領第2の5の(3)の要件が満たされていることを確認する。ただし、先導果樹支援要領第2の1の(3)の取組については事業実施の翌年度までに確認すること。

(補助金交付事務の委任)

第115条の17 支援対象者は、第115条の14及び第115条の15に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

## 第5章 果樹農業調査研究等事業

(果樹農業調査研究等事業の内容等)

第116条 本会は、果樹農業調査研究等事業として、次に掲げる事業を実施することができる。

- (1) 国内及び国外の果樹農業に関する情報の収集及び提供並びに国産果実の普及啓発を行う事業
- (2) その他本会の目的を達成するために実施する事業

2 本会は、前項の事業を実施するに当たっては、実施計画書を作成し、あらかじめ農産局長と協議するものとする。

(事業実績の報告)

第117条 本会は、果樹農業調査研究等事業を実施したときは、その実績をとりまとめ、農産局長に報告するものとする。

## 第6章 特認事業

(特認事業の内容等)

第118条 本会は、その他、国際化の急激な進展等の不測の事態に対処するため、果実等の需給調整、消費改善、需要拡大又は再生産の確保を図る上で必要となる事業として農産局長が別に定める事業を実施することができるものとする。

(事業実績の報告)

第119条 本会は、特認事業を実施したときは、その実績をとりまとめ、農産局長に報告するものとする。

## 第7章 果実及び果実製品の需要の増進を図る事業

(事業の内容等)

第120条 本会は、次に掲げる事業を実施することができる。

- (1) 日本型食生活の実践を推進するための広域的、先進的な食育活動並びに果実及び果実製品の需要の増進のための実践活動
- (2) その他消費拡大に関連する事業

## 第8章 都道府県推進事務費

(都道府県推進事務費の内容等)

第121条 本会は、都道府県法人等に対し、事業の円滑な推進に資するために要する経費で別に

定めるものを、都道府県推進事務費として交付する。

(実績の報告)

第122条 本会は、都道府県推進事務費を交付したときは、その実績をとりまとめ、農産局長に報告するものとする。

## 第9章 外食産業等と連携した青果物の需要拡大対策事業

(事業の内容等)

第123条 外食産業等と連携した青果物の需要拡大対策事業は、連携要綱及び連携要領に基づき、生産者と外食・加工業者等（外食・中食・加工業者等又は外食・中食・加工業者等と行政等により構成する協議会をいう。以下同じ）との連携体制を構築する事業及び外食・加工事業者等による新商品の開発（新商品開発に必要な市場調査、試作品の製造、製造機器の改良、プロモーション等を含む。以下同じ。）を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、生産者と外食・加工業者等との連携体制を構築する事業については、本会とし、外食・加工事業者等による新商品の開発を行う事業については、外食・加工業者等とする。

3 事業の実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。

(補助金の交付及び額等)

第124条 本会は、外食・加工事業者等による新商品の開発を行う事業を実施する者に対し、別に定める事業実施計画及び新商品開発等事業実施要領に基づき補助金の交付決定、補助金の額の確定及び補助金の交付を行うものとする。

2 前項に規定する事業実施計画及び新商品開発等事業実施要領は、連携要綱第3の1及び連携要領第12の1に基づき、あらかじめ農産局長の承認を受けなければならない。

## 第10章 青果物の輸出を促進する取組の支援

(事業の内容)

第125条 本会は、日本青果物輸出促進協議会からの要請に応じて、当該協議会が行う国産青果物の輸出促進のための活動を支援することができる。

## 第11章 本会の業務

(業務実施方針)

第126条 本会は、果汁特別調整保管等対策事業に係る業務を実施しようとするときは、農産局長と協議の上、対象果実、実施時期、実施方法（事業の内容、事業実施者、補助対象経費及び補助条件）、経費その他必要な事項を定めた業務実施方針を作成するものとする。

## (業務実施規程)

第127条 本会は、果汁特別調整保管等対策事業に係る業務を実施しようとするときは、果振法第4条の5の規定に基づき、対象果実、実施時期、実施方法（事業の内容、事業実施者、補助対象経費及び補助条件）、経費その他必要な事項を定めた業務実施規程を作成し、農林水産大臣の承認を受けるものとする。

## 第12章 雑則

## (報告の徴取及び閲覧)

第128条 本会は、必要があると認めるときは、補助事業に関連する必要な範囲において、都道府県法人等若しくは生産者団体等に対し、業務及び資産の状況その他必要な事項について報告させ、又は都道府県法人等若しくは生産者団体等の事務所その他の事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を調査することができる。

## (農産局長への報告)

第129条 本会は、都道府県法人等の業務方法書の制定又は変更について受理したときは、農産局長の求めに応じて報告するものとする。

## (仕入れに係る消費税等の扱い)

第130条 事業実施者は、本会へ交付申請書を提出するに当たって、各支援対象者等の当該補助金に係る消費税仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額）があり、かつ、それが明らかでない場合には、別に定めるところにより、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでない各支援対象者等に係る部分については、この限りではない。

2 事業実施者は、本会へ実績報告を行う場合にあっては、当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかになった場合には、別に定めるところにより、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 事業実施者は、本会へ実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、別に定めるところにより、その金額（2により減額した場合にあっては、その金額を上回る部分の金額）を本会に報告するとともに、これを返還しなければならない。

## (財産処分等の手続)

第131条 事業実施者（果樹経営支援対策事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、新品目・新品種導入実証等事業、優良苗木生産推進事業、果樹種苗増産緊急対策事業、花粉専用園地育成推進事業、果樹気象災害対応緊急支援事業及び果樹先導的取組支援事業にあっては支援対象者。以下同じ。）は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（ただし、機械及び器具については1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。）について、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分制限期間（ただし、当該農林省

令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間）内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところに準じ、都道府県法人等の承認を受けなければならない。

また、都道府県法人等が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、本会の承認を受けなければならない。

- 2 事業実施者は、果樹経営支援対策事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業又は果樹先導的取組支援事業により改植（移動改植及び補植改植を含む。）、新植、高接又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、新植、高接に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種（産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く。）への植栽、果樹未収益期間支援事業の対象品目・品種から果樹未収益期間支援事業の対象とならない品目・品種等への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき（ただし、第51条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証す書面がすでに提出されている場合を除く。）又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により都道府県法人等に届け出るものとする。
- 3 事業実施者は、花粉専用園地育成推進事業により改植又は新植が行われた果樹園において実施された改植又は新植に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。
- 4 事業実施者は、傾斜の緩和又は土壌土層改良を行ったことに対して補助金が交付された果樹園について、交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、移転、当該果樹園での栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により都道府県法人等に届け出るものとする。
- 5 事業実施者は、第1項に定めた財産が処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、実施細則に定める様式により、都道府県法人等に報告するものとする。

都道府県法人等は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅滞なくその内容を本会に報告するものとする。
- 6 事業実施者は、第1項に定める財産について、移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該財産の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、実施細則に定める様式により都道府県法人等に届け出るものとする。
- 7 第1項から第5項までのいずれかに該当し、交付決定条件からみて補助金の返還事由に該当する場合には、実施細則に定める様式により、事前に本会の承認を得た上で、補助金返還を行うものとする。
- 8 第2項から第4項までのいずれかに該当し、自然災害により被災した園地の周辺の未被災園地において、被災園地と一体的に災害への対応強化、生産性の向上等を図る取組を実施することが、

当該取組の効果的かつ円滑な実施に必要な場合は、第36条第1項の規定は適用しない。

(各種施策との連携)

第132条 担い手の不足や高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹気象災害対応緊急支援事業及び果樹先導的取組支援事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等（事業実施者を除く。）、果実加工需要対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業の実施に当たっては事業実施者(本会を除く。)は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。

(実施細則)

第133条 第13条、第18条第1号及び第5号、第32条第10号、第41条第2項、第42条第1項、第43条第2項及び第3項、第48条、第107条第2項、第109条第2項、第111条第2項及び第131条第2項から第7項までに定めるもののほか、この業務方法書に掲げる業務の実施に必要な手続き及び様式については、実施細則又は新商品開発等事業実施要領で定める。

(附則) (昭和50年9月1日付け50農蚕第5448号)

この業務方法書は、農林水産省農蚕園芸局長の承認のあった日から施行する。

(附則)

この業務方法書の変更は、平成17年3月25日から施行する。

(附則)

この業務方法書の変更は、平成18年3月31日から施行する。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成18年11月1日から施行する。
- 2 変更前の業務方法書第4条の果実生産出荷安定資金、果樹特別対策資金及びパインアップル対策資金は、平成18年4月1日から平成18年10月31日までの間においては、果樹対策資金とみなす。

(附則)

この業務方法書の変更は、平成19年2月19日から施行する。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成19年4月5日から施行する。
- 2 変更前の業務方法書に基づく計画生産出荷促進事業の平成18年産果実に係る業務の実施については、なお従前の例による。
- 3 変更前の業務方法書に基づく経営安定対策事業の平成17年産及び平成18年産果実に係る業務の実施については、なお従前の例による。
- 4 変更前の業務方法書に基づく果樹特別対策事業のうちかんきつ園地転換特別対策事業に係る業務の実施については、なお従前の例による。

(附則)

この業務方法書の変更は、平成20年9月25日から施行する。

(附則)

この業務方法書の変更は、平成21年3月26日から施行する。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、農林水産省生産局長の承認を受けた後、平成22年3月31日より施行する。
- 2 変更前の業務方法書に基づく果樹対策資金における業務の実施及び県基金協会の保有する交付準備金の運用益の取扱いについては、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、農林水産省生産局長の承認を受けた後、平成23年4月1日から施行する。
- 2 県基金協会の保有する平成21年度までの交付準備金の運用により生じた利益については、本会と協議の上、県基金協会の管理運営に要する経費、県基金協会が行う果実の生産出荷安定対策の実施に必要な経費として使用することができるものとし、本会は、県基金協会から当該運用益の使途の協議を受けた場合、適正と認められるときは、これを承認するものとする。

(附則)

この業務方法書の変更は、平成24年4月6日から施行する。

(附則)

この業務方法書の変更は、平成25年6月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度の果樹経営支援対策事業の整備事業計画に係る変更交付申請の手続きは、平成26年4月1日からの消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い増額となる補助金については、業務方法書第43条第6号の規定にかかわらず、実績報告兼補助金支払請求書の提出と同時に行うことができるものとする。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成26年6月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成26年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成26年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成27年4月20日（農林水産省生産局長の承認を受けた日）から施行し、平成27年4月9日から適用する。
- 2 平成27年度の果樹経営支援対策事業の実施については、現に産地計画を策定しており、かつ、平成27年度中に、第11次果樹農業振興基本方針に基づき新たに産地計画を策定することが確実と見込まれる産地については、本事業の対象とする。
- 3 要領第9の1の(2)の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等及び要領第2の(1)のイの表(2)のエに定める新技術の実証で、平成27年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成27年度の事業計画に含めて申請・承認でき

るものとする。

- 4 変更前の業務方法書に基づき平成26年度以前に計画承認された果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、果実加工需要対応産地育成事業のうち品質向上型及び産地安定出荷型については、事業の継続ができるものとする。
- 5 変更前の業務方法書に基づき平成26年度以前に計画承認された果実加工需要対応産地育成事業のうち加工原料用果実価格安定型については、その事業が完了するまでの間、事業の継続ができるものとする。なお、事業の実施及び交付準備金の造成及び管理については、従前の例によることとする。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 27年度に果樹経営支援対策事業の事業計画及び果樹未収益期間支援事業の支援対象者が承認されたもののうち、通常、28年4月以降、苗木の植栽が完了する産地において同事業計画に事業完了予定年度が28年度と記載されているものであって改植（移動改植を含む）、特認植栽、若しくは新植の事業が28年4月以降、完了したもの、又は自然災害に伴う不測事態により明らかに植栽の遅れを生じた産地においてやむを得ず改植（移動改植を含む）、特認植栽、若しくは新植の事業が28年4月以降に完了したものについては、当該都道府県法人等が適切と認めた場合に限り、改正後の業務方法書実施細則に定める補助率を適用することができる。
- 3 2により補助率が変更されたことに伴う、果樹経営支援対策事業の整備事業計画及び果樹未収益期間支援事業の事業対象者の承認に係る事業計画の変更並びに変更交付申請の手続きについては、業務方法書第34条第6号及び第38条第6号の規定にかかわらず、実績報告兼補助金支払請求書の提出に合わせてできるものとする。
- 4 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等及び要領第2の1の(1)のイの表(2)のエに定める新技術の実証・普及で、平成28年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成28年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成29年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成29年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成30年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成30年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成30年8月3日から施行する。
- 2 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害に係る自然災害対応事業で、平成30年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成30年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 要綱第2の2の(3)の規定に基づき、生産局長が定めた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成31年度事業計画承認以前に着手したものについては、平成31年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 要綱第2の2の(3)の規定に基づき、生産局長が定めた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、令和2年度事業計画承認以前に着手したものについては、令和2年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。
- 3 令和2年度の果樹経営支援対策事業の実施については、現に産地計画を策定しており、かつ令和2年度中に、第12次果樹農業振興基本方針に基づき新たに産地計画を策定することが確実と見込まれる産地については、本事業の対象とする。
- 4 変更前の業務方法書に基づき令和元年度以前に計画承認された果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業及び果樹産地再生支援対策については、事業の継続ができるものとする。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 要綱第2の2の(3)の規定に基づき、生産局長が定めた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、令和3年度事業計画承認以前に着手したものについては、令和3年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。
- 3 令和3年度の果樹経営支援対策事業の実施については、現に産地計画を策定しており、かつ令和3年度中に、第12次果樹農業振興基本方針に基づき新たに産地計画を策定することが確実と見込まれる産地については、本事業の対象とする。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、令和3年11月4日から施行する。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、令和4年2月24日から施行する。

(附則)

- 1 この業務方法書の変更は、令和4年4月1日から施行する。